

キューバの政治・経済の概況と ビジネス機会

2017年4月

日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部米州課

禁無断転載

【本資料の利用についての注意・免責事項】

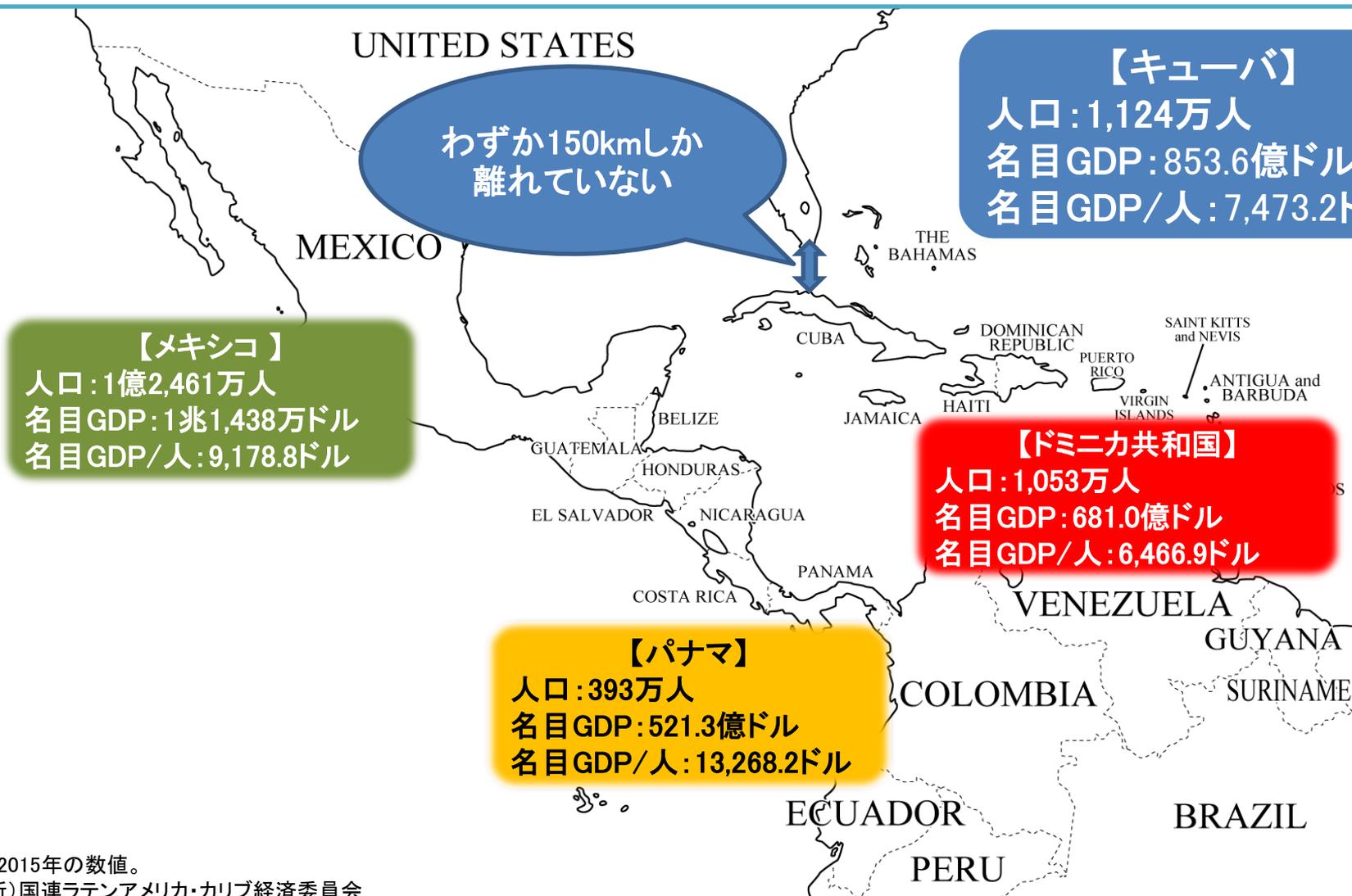
本資料の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構(ジェトロ)の見解を反映したものではありません。海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

| | |
|-----------------|-----|
| はじめに | 3 |
| I. 政治 | 7 |
| II. 対外関係 | 10 |
| III. 社会一般 | 15 |
| IV. 経済 | 17 |
| V. 日本とキューバの経済関係 | 38 |
| VI. 経済改革 | 48 |
| VII. 米国・キューバ関係 | 72 |
| VIII. ビジネス機会 | 87 |
| IX. キューバとの貿易取引 | 90 |
| X. キューバへの直接投資 | 97 |
| さいごに | 110 |

はじめにー キューバ:地理・人口・経済規模

- キューバは米国・フロリダ州の目と鼻の先に位置する。
- 中米・カリブ地域では人口、経済規模が最も大きな国の一つである。

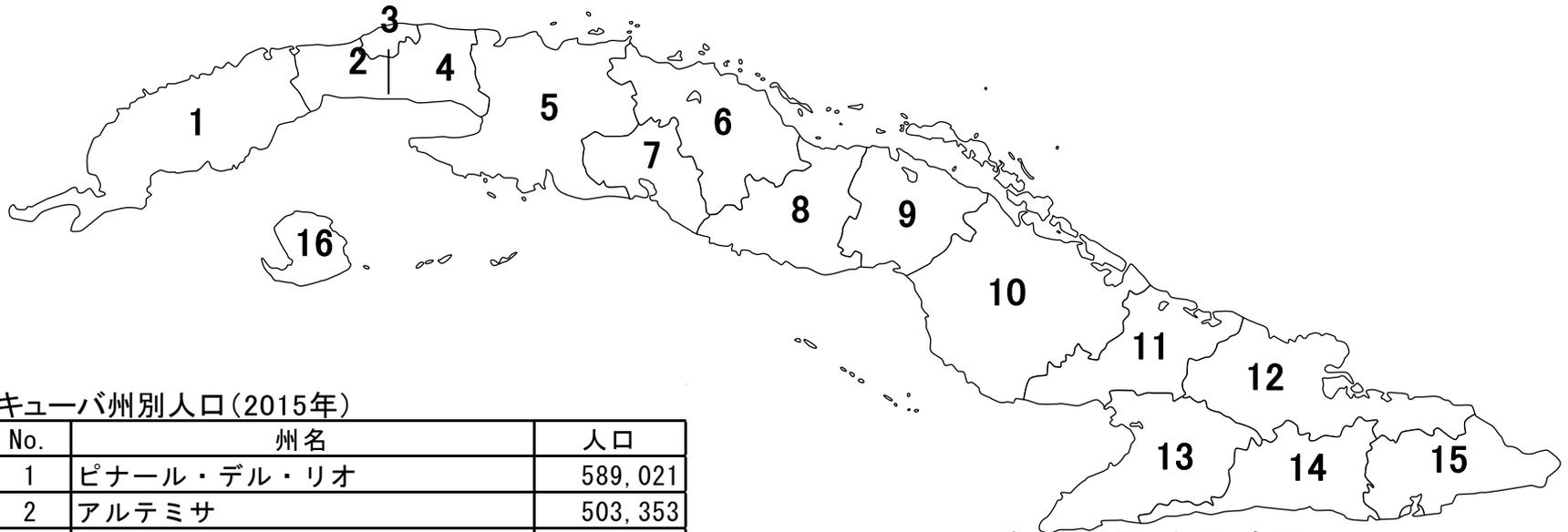


(注) 2015年の数値。

(出所) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会

はじめにー キューバの全体像・人口分布と気候

■年間を通じて温暖。人口は首都のあるハバナに集中している。

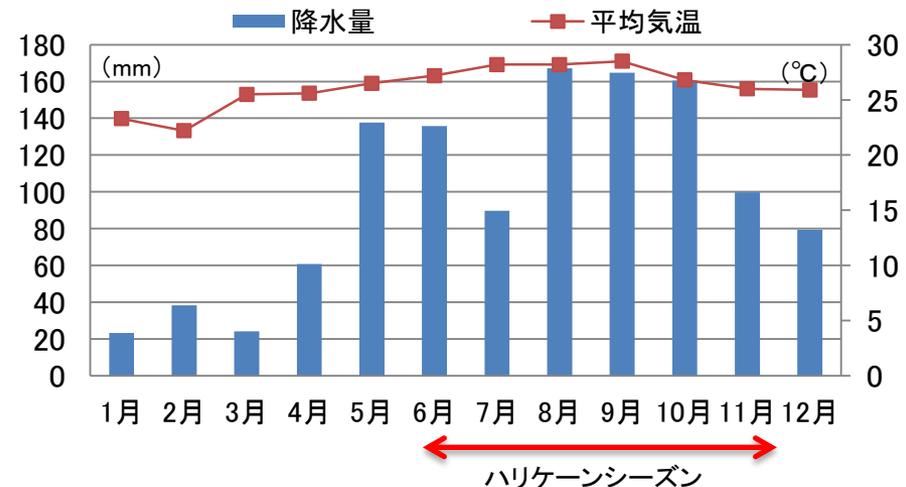


キューバ州別人口(2015年)

| No. | 州名 | 人口 |
|-----|--------------|-----------|
| 1 | ピナル・デル・リオ | 589,021 |
| 2 | アルテミサ | 503,353 |
| 3 | ハバナ | 2,125,320 |
| 4 | マヤベケ | 381,012 |
| 5 | マタンサス | 705,775 |
| 6 | ビジャ・クララ | 790,191 |
| 7 | シエンフエゴス | 406,847 |
| 8 | サンクティ・スピリトゥス | 466,251 |
| 9 | シエゴ・デ・アビラ | 433,036 |
| 10 | カマグエイ | 773,600 |
| 11 | ラス・トゥーナス | 537,241 |
| 12 | オルギン | 1,036,572 |
| 13 | グランマ | 834,869 |
| 14 | サンティアゴ・デ・クーバ | 1,056,355 |
| 15 | グアンタナモ | 514,909 |
| 16 | 青年の島 | 84,652 |

(出所) 国家統計局

降水量と平均気温(全国)



(出所) 国家統計局、気象庁

はじめにー キューバの基本情報

| | | |
|------|------------|---|
| 一般情報 | 首都 | ハバナ |
| | 人口 | 1,124万人(2015年、国家統計局) ハバナ213万人 |
| | 面積 | 109,884平方キロメートル(本州の約半分) |
| | 気候 | 亜熱帯性海洋 |
| | 宗教 | 原則として自由 |
| | 言語 | スペイン語 |
| | 人種 | ヨーロッパ系25%、混血50%、アフリカ系25% |
| 政治 | 政体 | 共和制(社会主義) |
| | 国家元首 | ラウル・カストロ・ルス国家評議会議長(閣僚評議会議長兼任) |
| | 統治機構 | 立法機関であり国権の最高機関たる「人民権力全国議会」とそれによって選出される31名の集団指導機関「国家評議会」、行政府たる「閣僚評議会」、司法機関たる「人民最高裁判所」から構成。 |
| | 政党 | キューバ共産党(Partido Comunista de Cuba) |
| | 国会 | 一院制(人民権力全国議会、約600名)、任期5年。定数はなく人口により変動。 |
| 経済 | 名目GDP | 853.6億ドル(2015年・国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会) |
| | 1人当たり名目GDP | 7,473.2ドル(2015年・国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会) |
| | 主要産業 | 観光業、農林水産業(砂糖、タバコ、魚介類)、鉱業(ニッケル等)、医療・バイオ産業 |
| | 主要貿易品目 | 輸出: 鉱産物(ニッケル等)、医療品、タバコ、砂糖、魚介類 輸入: 燃料類、機械・輸送機械、食料品 |
| | 主要貿易相手国 | 輸出: 輸入: |
| | 通貨 | キューバペソ(CUP)と兌換ペソ(CUC)の二重通貨制度 交換レート 市中の両替所: 1CUC=1ドル=24CUP 公的部門: 1CUP=1CUC |

(出所) 外務省、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会など

はじめにー キューバの歴史

| | | |
|--------------------------|----------|---|
| 植民地時代(スペイン統治) 15~19世紀、独立 | 1492年 | コロンブスによるキューバ島の発見 |
| | 1514年 | ディエゴ・ベラスケスがキューバ島を征服 |
| | 1777年 | キューバ総督府を設置 |
| | 1868年 | 第1次独立戦争 |
| | 1895年 | 第2次独立戦争 |
| | 1898年 | 米国が介入し米西戦争に |
| | 1901年 | プラット修正条項(キューバ憲法に米国の干渉権を追加) |
| | 1902年 | 5月、スペインから独立。米国の保護領化 |
| 米国の干渉 | 1903年 | 2月、グアンタナモ基地の永久租借 |
| | 1933~58年 | バティスタ大統領による独裁(親米政権) |
| キューバ革命 | 1953年 | 7月26日、フィデル・カストロー行がモンカダ兵舎を襲撃するも失敗 |
| | 1956年 | フィデル・カストロー行がグランマ号でキューバに上陸してゲリラ戦を開始 |
| | 1959年 | 1月1日、キューバ革命成功 |
| 社会主義への移行 | 1960年 | ソ連と国交樹立 |
| | 1961年 | 1月、米国と国交を断絶。4月、社会主義革命宣言(社会主義選択を宣言)、ピッグス湾上陸作戦(亡命キューバ人とCIA) |
| | 1962年 | 10月、キューバ危機(ソ連のミサイル配備)が発生 |
| | 1972年 | コメコン加盟 |
| | 1976年 | ソ連型国家機構を採用 |
| 冷戦終結後 | 1991年 | ソ連崩壊 |
| | 2015年 | 米国と国交回復 |
| | 2016年 | 米国のオバマ大統領、日本の安倍首相がキューバを訪問 |

(出所)各種資料より作成

I - 政治: キューバの統治機構

- ラウル・カストロ氏は、国家評議会議長、閣僚評議会議長を兼任。国家評議会議長は人民権力全国議会議員の互選により選出される。国家評議会議長は国家元首であり、行政府の長(閣僚評議会議長)を兼ねる。
- 5年に1度開催される共産党大会の指針に沿って人民権力全国会議が立法、閣僚評議会が行政、人民最高裁判所が司法を担当。
- 人民権力全国議会議員の任期は5年(2013年～2018年)。次回の選挙は2018年。
- 国家評議会は人民権力会議の招集、法案の提出、条約の批准、廃棄を行い、人民権力全国会議の閉会中はその機能を代行する。

【立法機関】
 国家評議会(31人)
 ↑互選
 人民権力全国議会議員
 (600人)

【行政府】
 閣僚評議会

【司法機関】
 人民最高裁判所

【人民権力全国議会議員】

任期は5年(憲法72条)。有権者により選出される(憲法71条)。法律および合意は単純過半数により採択される(憲法76条)。通常会期は年2回。全国議会議員の3分の1の賛成、または国家評議会が要請する時に臨時会期が召集される(憲法78条)。

【国家評議会】

人民権力全国議会議員は互選により、議長、第一副議長、副議長5名、書記1名、メンバー23名から成る「国家評議会」を選出する。国家評議会議長は国家元首であり政府の長である(憲法74条)。人民権力全国会議の機関であり、会期閉会中に全国議会議員を代表して全国議会議員の合意を実行し、憲法が付与するその他の機能を遂行する。国家評議会は集団指導制であり、国内、国際的目的に関してキューバの国家の最高代表者となる。(憲法89条)。

【閣僚評議会】

最高位の行政、執行機関であり、共和国政府を構成する。(憲法95条)。閣僚評議会は、国家元首かつ政府の長である議長、第一副議長、副議長、大臣、書記、その他法律が定める者から構成される(憲法96条)。議長、第一副議長、副議長、書記、議長が指名する者は執行委員会を構成する。執行委員会は、閣僚評議会の会合と会合の合間に、閣僚評議会に課せられた諸問題について決定を下すことができる(憲法97条)。

(出所)キューバ共和国憲法、各種資料より作成

I - 政治：最高指導勢力・キューバ共産党

- 共産党中央委員会政治局トップは革命軍出身者が多数。いずれも高齢。
- 第7回共産党大会では一部若返り。女性も選出された。次回の共産党大会は2021年。

憲法上の位置付け

- ・ キューバ共産党が社会、国家の最高指導勢力(憲法第5条)。
- ・ キューバは決して資本主義には戻らない(憲法第3条)。
- ・ 憲法第3条は改正できない(憲法第137条)。

キューバ共産党規約(Estatuto)

- ・ 共産党大会は、党の方針を定める最も重要な機関(規約第45条)。
- ・ 共産党中央委員会のメンバーは共産党大会で選出(同上)。
- ・ 原則として共産党大会を5年ごとに開催する(規約第46条)。
- ・ 党第一書記、第二書記は中央委員会が選出(規約第49条)。

キューバ共産党中央委員会政治局メンバー(2016年4月19日選出、年齢は2017年2月1日時点)

| 役職 | 共産党 序列 | 氏名 | 年齢 | 公職 |
|------|-----------|-------------------------|------|----------------------------|
| 第1書記 | 1 | ラウル・カストロ・ルス | 85 | 国家評議会議長、閣僚評議会議長 |
| 第2書記 | 2 | ホセ・ラモン・マチャド・ベントウーラ | 85 | 閣僚評議会副議長、国家評議会副議長 |
| | 3 | ミゲル・マリオ・ディアス・カネル・ベルムーデス | 56 | 国家評議会第1副議長、閣僚評議会第1副議長 |
| | 4 | エステバン・ラソ・エルナンデス | 72 | 人民権力全国議会議長 |
| | 5 | ラミロ・バルデス・メネンデス | 84 | 国家評議会副議長、閣僚評議会副議長 |
| | 6 | サルバドール・バルデス・メサ | 71 | 国家評議会副議長 |
| | 7 | レオポルド・シントラ・フリアス | 75 | 革命軍事大臣、国家評議会メンバー |
| | 8 | ブルーノ・エドゥアルド・ロドリゲス・パリージャ | 59 | 外務大臣、国家評議会メンバー |
| | 9 | マリーノ・ムリージョ・ホルヘ | 55 | 閣僚評議会副議長、国家評議会メンバー |
| | 10 | ラサラ・メルセデス・ロペス・アセア | 52 | 共産党ハバナ支部第1書記、国家評議会副議長 |
| | 11 | アルバロ・ロペス・ミエラ | 73 | 革命軍事第1次官、国家評議会メンバー |
| | 12 | ラモン・エスピノサ・マルティン | 77 | 革命軍事次官 |
| 新 | 13 | ウリセス・ギラルテ・デ・ナシミアン | 52 | キューバ労働組合連合事務局長、国家評議会メンバー |
| 新 | 14 | ロベルト・モラレス・オヘダ | 49 | 保健大臣 |
| 新 | 15 | ミリアム・ニカド・ガルシア | 57 | 情報科学大学学長、国家評議会メンバー |
| 新 | 16 | テレサ・アマレジェ・ボウエ | 53 | キューバ女性連盟事務局長、国家評議会メンバー |
| 新 | 17 | マルタ・アジャラ・アビラ | n.a. | キューバ遺伝子工学・バイオテクノロジーセンター副所長 |

(出所) グランマ

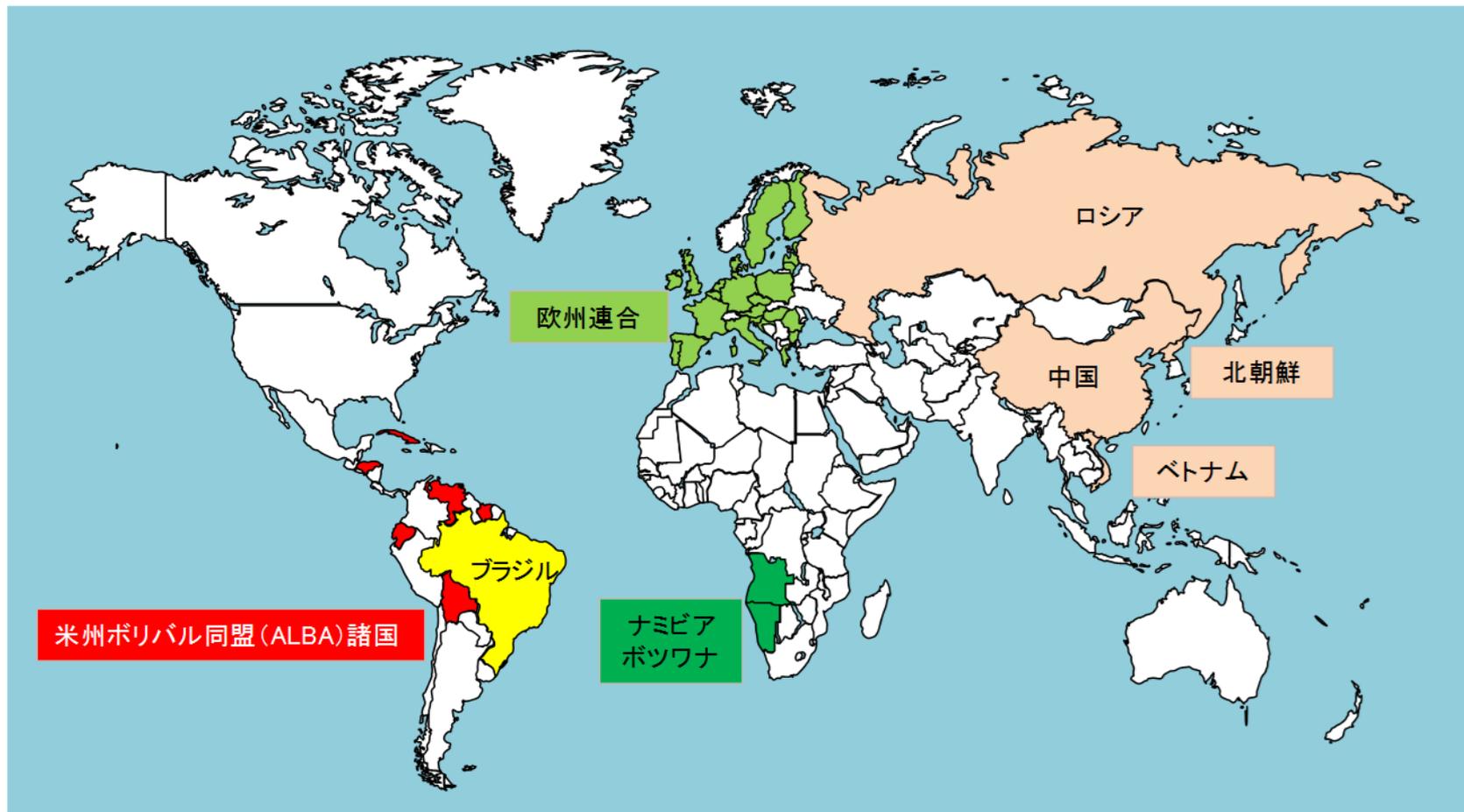
I - 政治：閣僚評議会メンバー

| | 役職 | 氏名 | 年齢(2017年2月1日時点) |
|-------|-------------------|----------------------------|-----------------|
| 執行委員会 | 議長 | ラウル・カストロ・ルス | 85 |
| | 第一副議長 | ミゲル・マリオ・ディアス・カネル・ベルムーデス | 56 |
| | 副議長 | ラミロ・バルデス・メネンデス | 84 |
| | | マリーノ・アルベルト・ムリージョ・ホルヘ | 55 |
| | | リカルド・カプリサス・ルイス | 80 |
| | | ウリセス・ロサレス・デル・トロ | 74 |
| | | ホセ・ラモン・マチャド・ベントウーラ | 86 |
| | 執行委員会書記 | ホセ・アマド・リカルド・ゲーラ | N.A. |
| 閣僚 | 経済企画大臣 | リカルド・カプリサス・ルイス | 80 |
| | 内務大臣 | フリオ・セサル・ガンダリージャ・ベルメホ | n.a. |
| | 革命軍事大臣 | レオポルド・シントラ・フリラス | 75 |
| | 外務大臣 | ブルーノ・エドゥアルド・ロドリゲス・パリージャ | 59 |
| | 外国貿易・外国投資大臣 | ロドリゴ・マルミエルカ・ディアス | 60 |
| | 科学技術環境大臣 | エルバ・ロサ・ペレス・モントーヤ | 56 |
| | 高等教育大臣 | ホセ・サボリード・ロイディ | n.a. |
| | 財政価格大臣 | リナ・オリンダ・ペドラサ・ロドリゲス | 61 |
| | 食料産業大臣 | マリア・デル・カルメン・コンセプション・ゴンザレス | 59 |
| | 保健大臣 | ロベルト・モラレス・オヘダ | 49 |
| | 農業大臣 | グスタボ・ロドリゲス・ロジェロ | 53 |
| | 建設大臣 | レネ・メサ・ビジャファーニャ | 58 |
| | 法務大臣 | マリア・エステル・レウス・ゴンサレス | 54 |
| | 教育大臣 | エナ・エルサ・ベラスケス・コビエジャ | 60 |
| | 労働社会保障大臣 | マルガリータ・マルレーン・ゴンザレス・フェルナンデス | 52 |
| | 国内流通大臣 | マリー・ブランカ・オルテガ・バレド | 54 |
| | 文化大臣 | アベル・プリエト・ヒメネス | 66 |
| | 情報通信大臣 | マイミール・メサ・ラモス | 54 |
| | 産業大臣 | サルバドル・パルド・クルス | 69 |
| | 運輸大臣 | アデル・イスキエルド・ロドリゲス | 71 |
| | 観光大臣 | マヌエル・マレーロ・クルス | 53 |
| | エネルギー鉱業大臣 | アルフレッド・ロペス・バルデス | 71 |
| | 中央銀行総裁 | エルネスト・メディナ・ビジャヴェイラン | 61 |
| | スポーツレクリエーション庁長官 | アントニオ・エドゥアルド・ベカリ・ガリド | 52 |
| | キューバ国営ラジオ・テレビ協会総裁 | ダニーロ・シリオ・ロペス | 66 |
| | 水資源庁長官 | イネス・マリア・チャップマン・ウオー | 51 |

(出所) キューバ政府ポータルサイト、国会ウェブサイト

II - 対外関係：反米、左派国と親密

- 米州ボリバル同盟：ベネズエラを中心とした反米国・左派的政治・経済グループ
- 社会主義国（ロシア、中国、ベトナム、北朝鮮など）
- 革命軍を派遣したアフリカ諸国
- 旧宗主国・スペインを含む欧州連合（EU）
- 非同盟運動諸国（Non-Aligned Movement）に強い影響力



II - 対外関係：ベネズエラとの関係

- ウゴ・チャベス大統領の登場によりベネズエラとの関係が強化。ベネズエラは旧ソ連に代わるキューバ支援国になった。
- ベネズエラは、2015年時点で最大の輸出、輸入相手国となっている。

キューバとベネズエラの関係

| | | |
|-------------|-------|--|
| 二国間関係の深化 | 1999年 | ベネズエラでウゴ・チャベス政権が誕生。21世紀型社会主義を掲げてキューバとの関係を強化へ。 |
| | 2000年 | 協力統合協定を締結。ベネズエラがキューバに日量53,000バレルの原油を有利な条件で提供。その後98,000バレルまで拡大。 |
| | 2000年 | 保健統合協定を締結。病気に罹患したベネズエラ人患者をキューバに移送して治療を施す。 |
| 反米勢力の結集 | 2004年 | ラテンアメリカ諸国による相互協力に基づく経済統合が重要とし、「米州ボリバル同盟（ALBA）」適用のための合意に署名。 |
| | 2004年 | キューバとベネズエラは、人道プロジェクト「ミシオン・ミラグロ」を開始。ALBA加盟国を中心に、低所得者で眼病患者に無料で医療を施す事業。 |
| | 2007年 | 1月、両国は、両国間の光海底ケーブル（ALBA 1）敷設のための合弁会社設立の合意書に署名。 |
| | 2009年 | 工事着工 |
| | 2011年 | 光海底ケーブルがキューバに到達。 |
| ソフトランディング模索 | 2011年 | 6月、ウゴ・チャベス大統領（当時）がガンを患っていることが発覚。キューバでの治療を開始。 |
| | 2013年 | 3月、ウゴ・チャベス大統領（当時）死去。後を継いだチャベス派のニコラス・マドゥロ大統領との関係を維持するもソフトランディングを模索へ。 |
| | 2015年 | 2014年後半以降の原油価格下落によりベネズエラ経済が不振に。キューバ向けの原油輸出が先細り始める。キューバが米国との関係改善を模索し始めるきっかけに。 |
| | 2016年 | 4月、両国は協力協定を締結。ベネズエラはキューバからの医薬品輸入を拡大へ。 |

（出所）各種資料より作成

Ⅱ-対外関係：中国との関係

- キューバは西半球で最初の中国承認国。
- ソ連との関係を緊密化した結果、ソ連と対立した中国と疎遠な時期もあったが、ソ連崩壊後は関係を改善している。

キューバと中国の関係

| | | |
|------------------------|-----------------------|---|
| キューバ革命 | 1960年 | 1959年のキューバ革命成功を周恩来国家主席(当時)は「反帝国主義の前衛」と高く評価。これに対してキューバは西半球で初めて中国を承認。 |
| 中国とソ連の敵対、 キューバはソ連側へ | 1960年代後半～ 1980年代半ば | 中国とソ連の関係が悪化。キューバは経済援助が手厚いソ連との関係を緊密化へ。1980年代半ばまで中国と疎遠に。 |
| ソ連崩壊により中国との 関係緊密化へ | 1980年代後半～ | 米国と敵対するキューバに中国が接近。キューバも1991年のソ連崩壊で中国に接近。 |
| | 1989年 | キューバのマルミエルカ外相(当時)が29年ぶりに中国を訪問。中国との経済関係が拡大。 |
| | 1995年 | 1990年代以降は要人の往来が活発に。フィデル・カストロ議長(当時)が中国を訪問。 |

(出所) 各種資料より作成

II - 対外関係: EUとの関係

- 旧宗主国はスペイン。欧州と歴史的な結びつき。米国の経済制裁により経済的な結びつきも強い。
- EU諸国は、キューバに対して民主主義への移行や人権、基本的自由の尊重を求めるといった立場を共有しているが、2016年のキューバと政治対話および協力協定の締結を機にこれを撤回した。

キューバとEUの関係

EUのキューバに対する共通の立場

- 1996年、EUは「キューバに対する共通の立場」を公表。キューバの民主主義体制への移行、人権、基本的自由の尊重を求めた。キューバはこれを内政干渉として非難していた。
- 2014年4月に政治対話および協力協定(PDCA)の締結に向けた交渉を開始。2016年3月までに7回の交渉を行った。
- 2016年9月22日、欧州委員会はPDCAの締結と「共通の立場」の撤回について欧州理事会に提案。
- 2016年12月12日にEUとキューバは政治対話および協力協定(PDCA)を締結。「共通の立場」は撤回された。

中南米・カリブで唯一、EUと二国間協定がなかった国・キューバ

- EUとアフリカ・カリブ・太平洋諸国(ACP Group)、1975年にロメ協定を締結。同協定に基づきEUは一方的な特惠税率をACP原産品に対して供与した。
- ロメ協定に基づくEUの特惠貿易制度がWTOに違反する恐れがあったため、ロメ協定に代わってコトヌー協定が2000年6月に締結された。2007年まで旧ロメ協定の特惠貿易制度を適用しつつ、2008年以降は経済連携協定(EPA)を適用することになった。キューバはコトヌー協定を締結していないが、ACP諸国に加わることが認められた。
- EUはカリブ地域の共同体「カリフォーラム」とEPAを締結したが、キューバはカリフォーラムに参加しなかった。

EUの対キューバ制裁

- フィデル・カストロ政権による反体制派弾圧を受けて2003年に政府高官のキューバ訪問見合わせ、文化行事への参加見合わせ、在ハバナ大使館行事への反体制派の招待などの制裁を導入。
- 2005年: スペインなど一部のEU加盟国の声を受けて制裁を一時停止。
- 2008年6月に無条件で制裁解除を決定。ラウル・カストロ国家評議会議長の就任を受けた動き。

米国の対キューバ経済制裁への対応

- 1996年に米国で成立したヘルムズ・バートン法やその他のキューバ制裁法は、第3国企業にも影響が及ぶため、EUはWTOの紛争決議機関(DSB)に対して1996年5月3日、小委員会(パネル)の設置を要請した。
- DSBは同年11月20日にパネルを設置したが、EUと米国は協議による解決を目指して1997年4月21日にパネルを停止。1998年4月22日に紛争解決に関する規則及び手続に関する了解(DSU)12.12条の定めに基づきパネルは廃止された。
- EUと米国は、1998年5月18日、ロンドンサミットにおいて、ヘルムズ・バートン法第3章(ビザ制限)の適用緩和、第4章(接收資産を用いて事業を行った第3国企業への米国民による訴訟)の永久凍結などで合意した。

(出所) 各種資料より作成

Ⅱ-対外関係:歴史的な安倍首相のキューバ訪問

■2016年9月22から23日にかけて、安倍首相が日本の首相として初めてキューバを訪問した。

首脳会談における主な合意内容

| | |
|------------------|---|
| 日本・キューバの二国間関係の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 首脳レベルの信頼関係の構築 ハイレベル対話の継続(2015年5月の岸田外相のキューバ訪問、2016年6月のディアスカネル国家評議会第一副議長の訪日) |
| 経済関係の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貿易保険(NEXI)の投資保険の再開 対キューバ債務救済措置:中長期債務約1,800億円のうち約1,200億円を免除 官民合同会議(2016年11月):ビジネス環境整備(第1回は2015年11月) 官民インフラ会議(2017年2月):質の高いインフラの輸出 |
| 経済協力 | <ul style="list-style-type: none"> 無償資金協力(医療機材供与):12.7億円 JICA事務所の開設 |
| 国際分野における協力 | <ul style="list-style-type: none"> 核軍縮、核不拡散、アジア地域の安全保障 非同盟運動諸国へのキューバの強い影響力 |

(出所)日本外務省ウェブサイトより作成



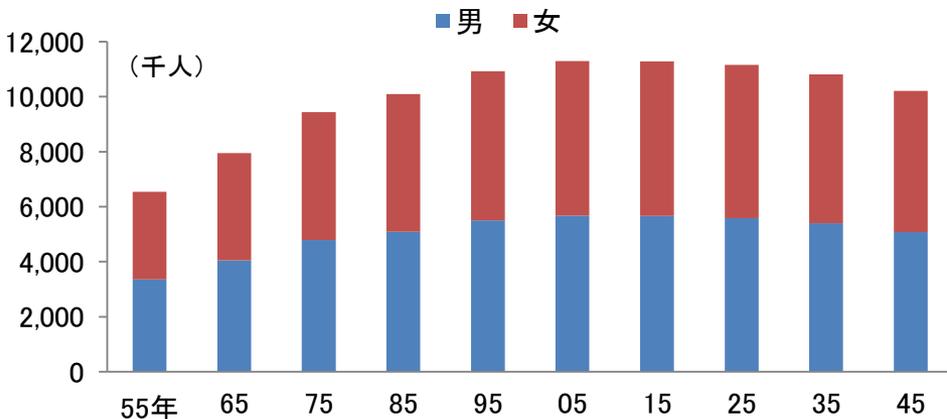
(出所)首相官邸ウェブサイト

http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201609/22cuba.html

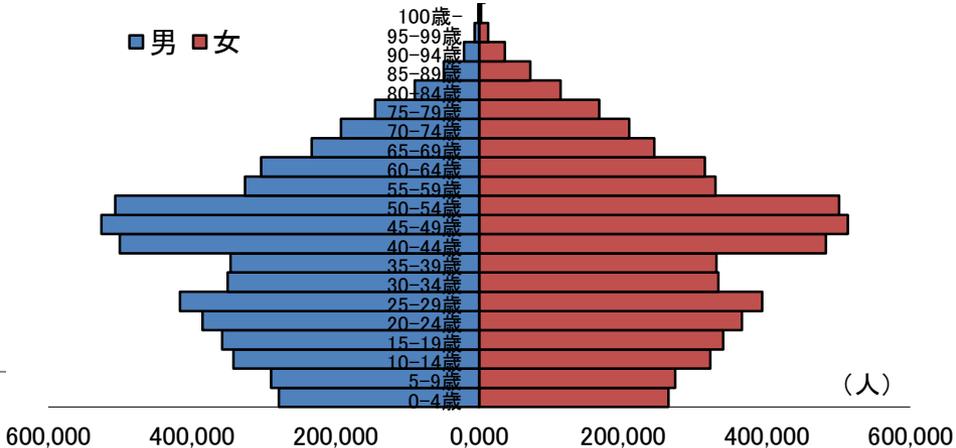
Ⅲ- 社会一般：人口

■キューバの人口は約1,100万人で中南米諸国では中位だが、中南米全体では今後も人口が増加傾向にある中、キューバの人口はピークアウトしつつある。
 ■年齢別人口構成をみると、先進国のように若年層が少ない。

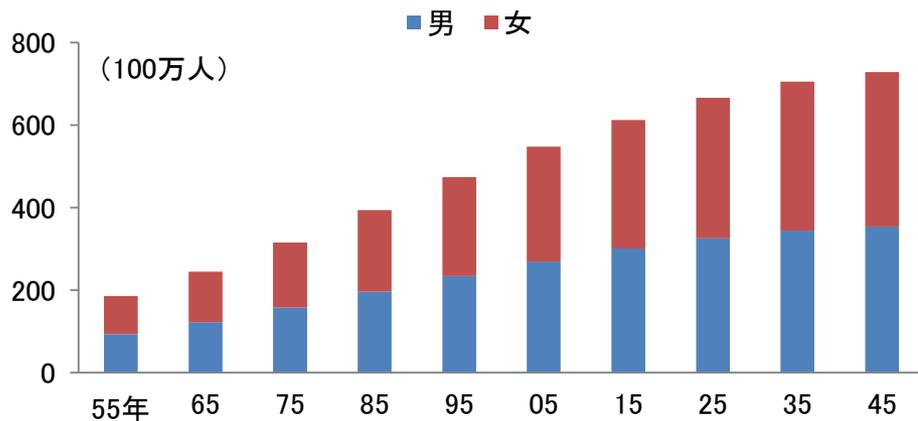
キューバの人口の推移と見通し



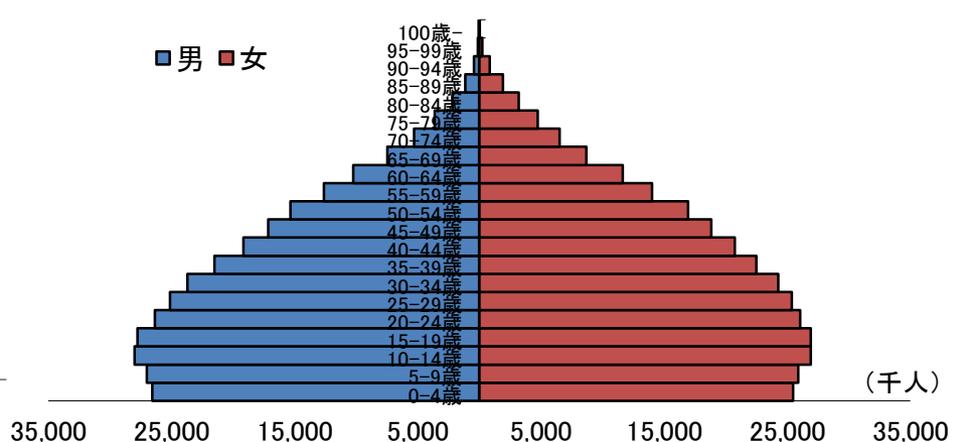
キューバの年齢階層別人口構成(2015年)



中南米の人口の推移と見通し



中南米の年齢階層別人口構成(2015年)

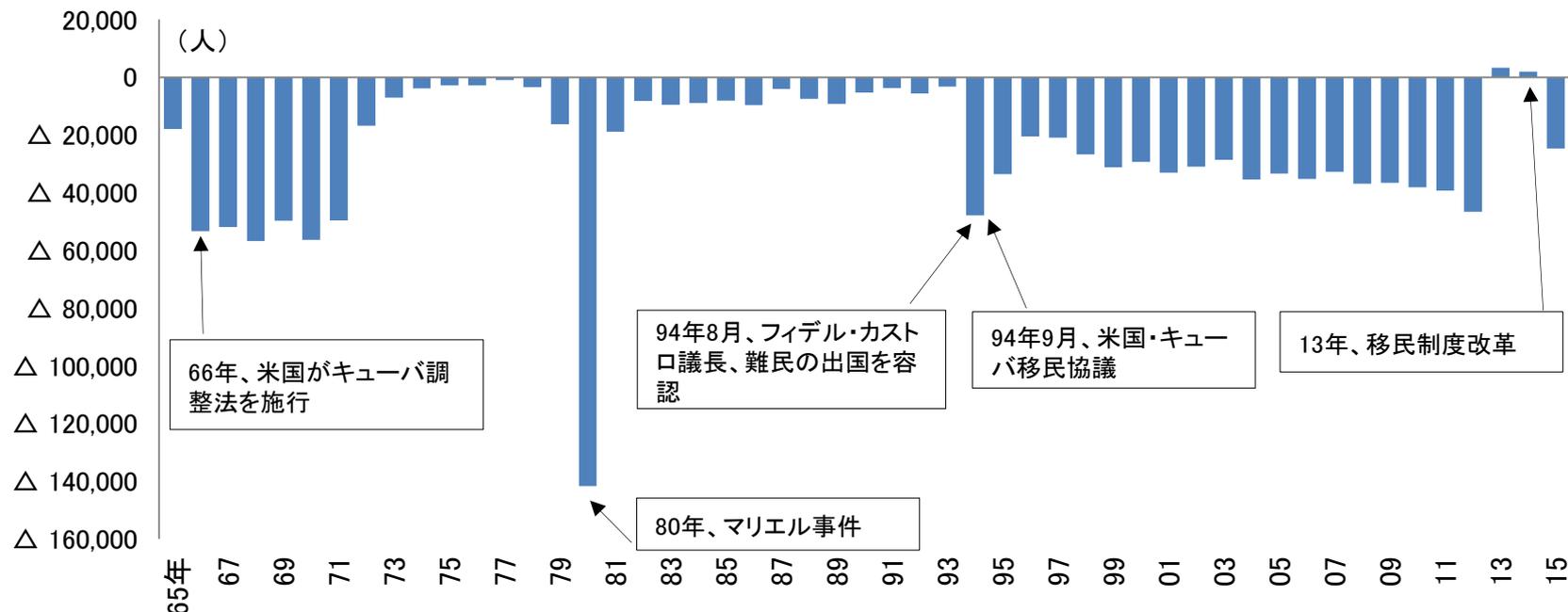


(出所) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会

Ⅲ- 社会一般：移民

- 大量の海外への移民がいびつな人口構成の背景にある。
- 2013年の移民制度改革で海外への移民数が減少したが、2015年以降、再び海外への移民が増加している。エクアドル、コロンビアに渡り、そこから中米、メキシコを陸路で移動して米国を目指すことが多いが、2015年11月にニカラグア政府がコスタリカとの国境を閉鎖。人道上の配慮によりコスタリカ政府から通過ビザの発給を受けたキューバ人の入国を拒否。多くのキューバ人が立ち往生した。その後、中米諸国とメキシコ政府が協議し、コスタリカとパナマに滞留していたキューバ人は、空路でメキシコへ渡り、米国へ向かった。
- 2016年も米国のキューバ移民政策が変更される前に駆け込みで米国への移住を目指す動きがみられたが、2017年1月12日に米国がキューバ移民政策を変更し、キューバ人の米国への移民は難しくなった。

移住者数の推移



(出所) 国家統計局

IV- 経済：主要経済指標

| No. | 指標 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 |
|-----|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 名目GDP(億ドル) | 608.1 | 620.8 | 643.3 | 689.9 | 731.4 | 771.5 | 806.6 | 853.6 |
| 2 | 1人当たり名目GDP(ドル) | 5,373 | 5,482 | 5,675 | 6,077 | 6,431 | 6,772 | 7,069 | 7,473 |
| 3 | 実質GDP成長率(%) | 4.1 | 1.4 | 2.4 | 2.8 | 3.0 | 2.7 | 1.0 | 4.4 |
| 4 | 物価上昇率(%) | △ 0.1 | △ 0.1 | 1.6 | 3.6 | 2.0 | 0.6 | 2.1 | 2.8 |
| 5 | 経常収支(100万ペソ) | △ 2,309 | △ 162 | 1,490 | 1,437 | 2,382 | 1,850 | n.a. | n.a. |
| 6 | 観光収入(100万兌換ペソ) | 2,347 | 2,082 | 2,218 | 2,503 | 2,613 | 2,608 | 2,546 | 2,819 |
| 7 | 外国人訪問者数(1,000人) | 2,348 | 2,430 | 2,532 | 2,716 | 2,839 | 2,853 | 3,003 | 3,525 |
| 8 | 財輸出(100万ペソ・FOB) | 3,664 | 2,863 | 4,550 | 5,870 | 5,577 | 5,283 | 4,857 | 3,350 |
| 9 | 農畜産品 | 15 | 15 | 14 | 22 | 23 | 26 | 31 | 28 |
| 10 | 水産品 | 74 | 46 | 60 | 66 | 66 | 71 | 79 | 65 |
| 11 | 砂糖製品 | 236 | 226 | 266 | 376 | 477 | 463 | 416 | 436 |
| 12 | 鉱業品 | 1,434 | 839 | 1,151 | 1,419 | 1,011 | 711 | 742 | 521 |
| 13 | たばこ製品 | 235 | 212 | 202 | 223 | 224 | 245 | 227 | 211 |
| 14 | その他 | 1,671 | 1,525 | 2,856 | 3,764 | 3,777 | 3,769 | 3,362 | 2,089 |
| 15 | 財輸入(100万ペソ・CIF) | 14,234 | 8,906 | 10,644 | 13,952 | 13,801 | 14,707 | 13,037 | 11,702 |
| 16 | 消費財 | 2,563 | 1,788 | 1,532 | 1,831 | 1,694 | 1,882 | 1,963 | 2,167 |
| 17 | 中間財 | 9,808 | 5,994 | 8,074 | 11,079 | 10,989 | 11,313 | 9,890 | 7,842 |
| 18 | 資本財 | 1,864 | 1,125 | 1,039 | 1,043 | 1,118 | 1,512 | 1,184 | 1,693 |
| 19 | 失業率(%) | 1.6 | 1.7 | 2.5 | 3.2 | 3.5 | 3.3 | 2.7 | 2.4 |
| 20 | 労働力人口(1,000人) | 5,027.9 | 5,158.5 | 5,112.5 | 5,174.5 | 5,077.9 | 5,086.0 | 5,105.5 | 4,979.5 |
| 21 | 公的機関平均月収(ペソ) | 415 | 429 | 448 | 455 | 466 | 471 | 584 | 687 |
| 22 | 為替レート(兌換ペソ/米ドル) | 1.08 | 1.08 | 1.08 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 23 | 為替レート(ペソ/兌換ペソ) | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |

(出所) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(1~2)、国家統計局(3~23)

IV- 経済：キューバの経済システム

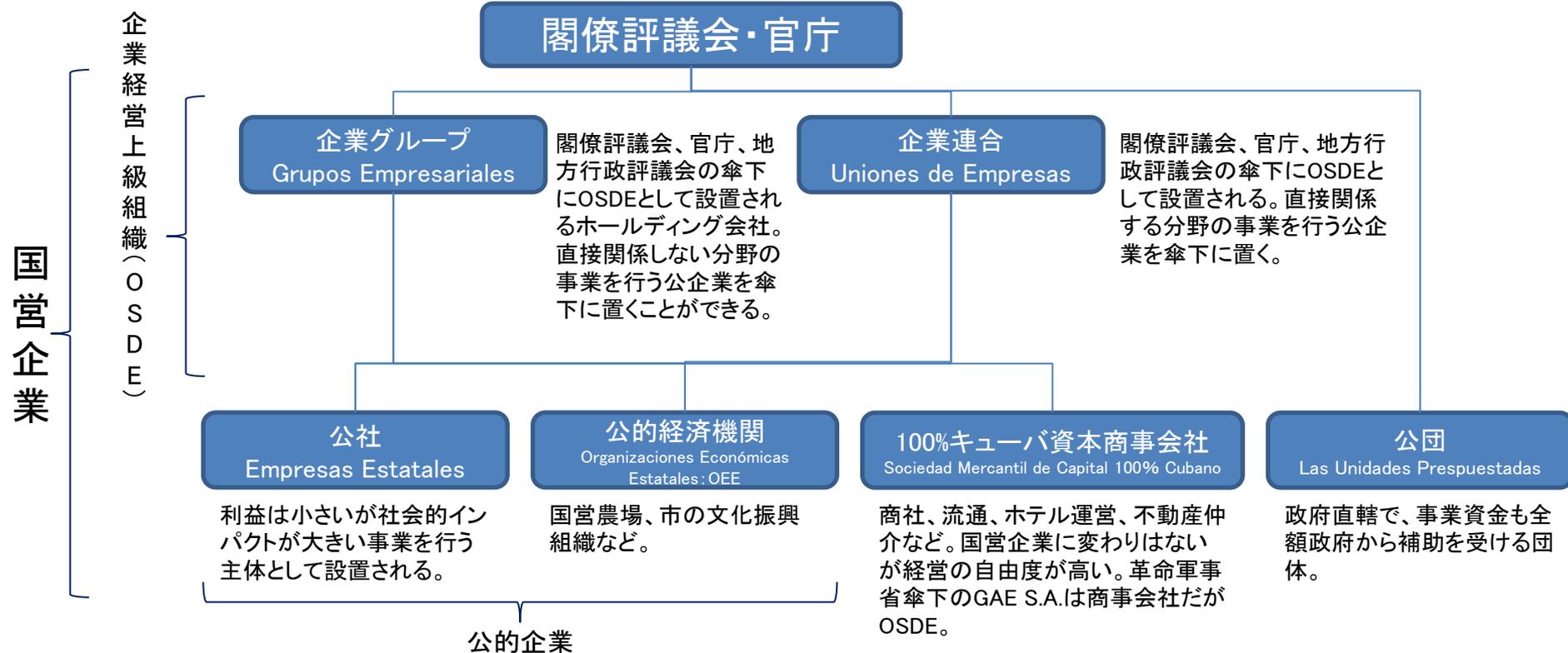
- キューバは社会主義経済国家であり、市場経済国家とは全く異なる経済システムを採用している。
- キューバの経済システムは米国の経済制裁の影響を大きく受けている。

| 項目 | ポイント |
|------------|---|
| 需要と供給 | <ul style="list-style-type: none"> • 需要と供給は市場ではなく政府が計画経済に基づき決定する。 • 官需がメインで民需は小さい。 • 国が予算の範囲内で外国から買い物をする。 • 国内需要分をまとめて発注するので、1案件のビジネスの規模は大きい。 |
| 国際金融市場との関係 | <ul style="list-style-type: none"> • 国際金融市場から資金・資本は自由に入ってこない。 • そのため経常収支赤字を拡大できない(国際収支の天井)。 • 原則として輸出で得る外貨の範囲でしか輸入できない。 |
| 経済活動の主体 | <ul style="list-style-type: none"> • 政府および国営企業が主。 • 民間部門は徐々に拡大しているが非常に小さく、キューバ資本の民間会社は存在しない。 • 外国資本は補完的なものとの位置付け。 |

(出所) ジェトロ

IV- 経済: キューバの国営企業

■キューバの国営企業は役割に応じて異なる法人形態を採っている。



| 形態別国営企業の例 | 官庁 | OSDE | 傘下企業(例) |
|----------------|----------|--------------|------------------------------------|
| 企業グループの例 | 閣僚評議会 | BioCubaFarma | Vacunas Finley、Tecnosuma etc. |
| 企業連合の例 | エネルギー鉱業省 | CUPET | CUBAMETALES, etc. |
| 公社の例 | 革命軍事省 | GAE S.A. | TRD Caribe |
| 全額キューバ資本商事会社の例 | 革命軍事省 | GAE S.A. | CIMEX S.A.、GAVIOTA S.A. |
| 公団の例 | 保健省 | | Centro Nacional de Electromedicina |

(出所) 国家統計局

IV- 経済：キューバの国営企業

■外国貿易・外国投資省(MINCEX)傘下の企業構造の例。MINCEX傘下の国営企業、機関はそれほど多くない。有力な企業や機関は革命軍事省の傘下に多く設置されている。

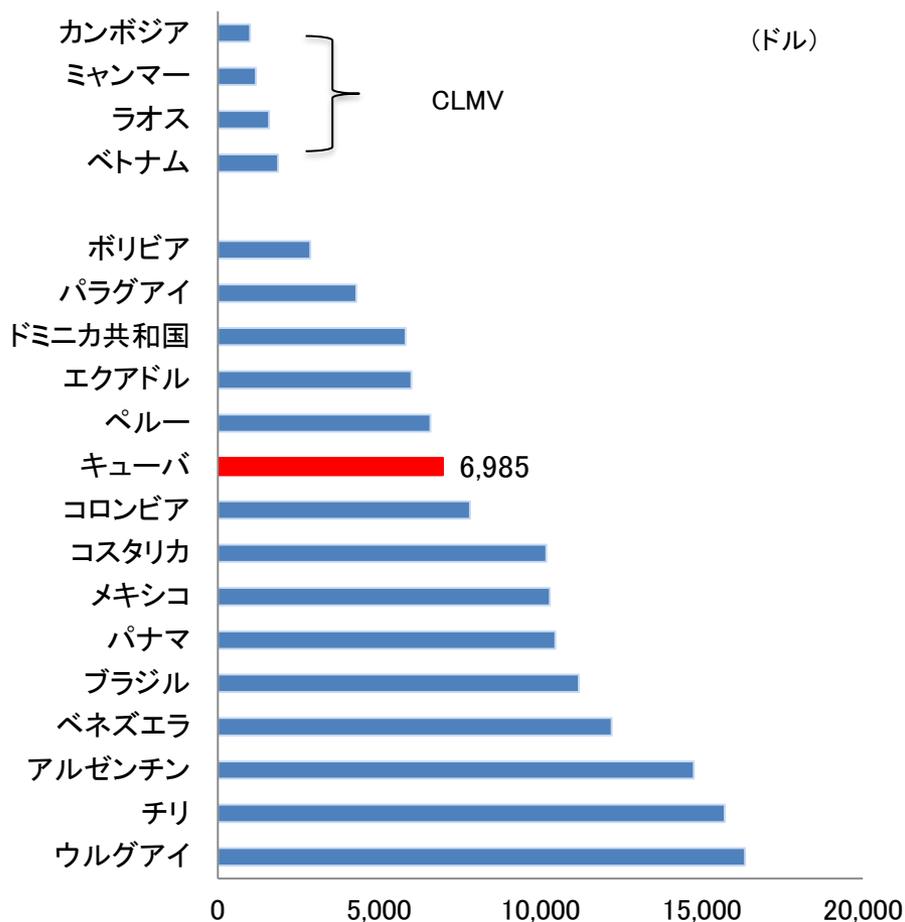
| 官庁 | OSDE | 法人形態 | 傘下企業の例 |
|--------------------------------|--|--------------------------------|------------------------------------|
| 外国貿易・外国投資省 (MINCEX) | GRUPO EMPRESARIAL DEL COMERCIO EXTERIOR (GECOMEX) | 公社 | CUBAZUCAR |
| | | | CUBAEXPORT |
| | | | ALIMPORT |
| | | | QUIMIMPORT |
| | | | MAPRINTER |
| | | | CONSUMIMPORT |
| | | | TRANSIMPORT |
| | | | CUBATECNICA |
| | | | EMED |
| | | | METALCUBA |
| | GESEI | | |
| | MAQUIMPORT | | |
| | SERVICEX | | |
| | 商事会社 | REPRESENTACIONES PLATINO, S.A. | |
| | | ACOREC S.A. | |
| CORPORACION PANAMERICANA, S.A. | | | |
| 公団 | EXPEDIMAR S.A. | | |
| | CORATUR S.A. | | |
| | DELEGACION TERRITORIAL OCCIDENTE | | |
| | DELEGACION TERRITORIAL CENTRO OESTE | | |
| | | | DELEGACION TERRITORIAL CENTRO ESTE |
| | | | DELEGACION TERRITORIAL ORIENTE |

(出所) 国家統計局

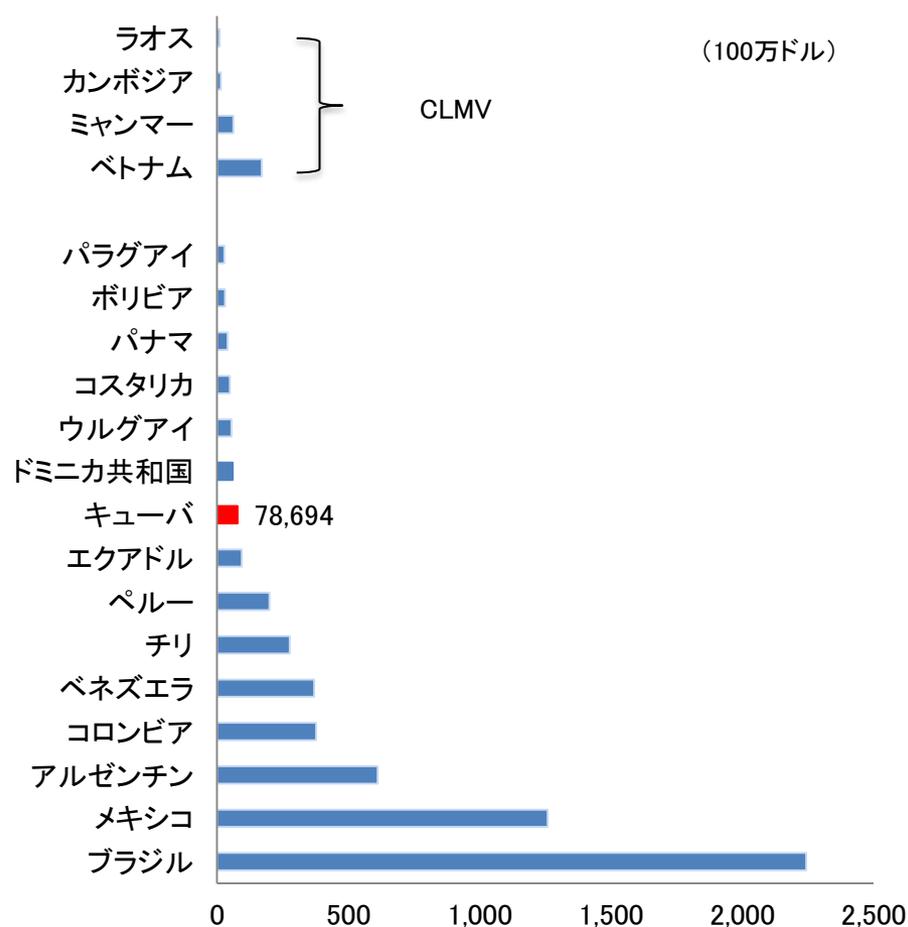
IV- 経済：経済規模

■キューバのGDP、1人当たりGDPは、統計上は中南米では中位にある。しかし、外貨経済、現地通貨経済の二重経済構造、二重通貨・二重為替制度などにより経済の計測は困難で、現実からかけ離れた数値となっている。

中南米諸国の1人当たり名目GDP(2013年)



中南米諸国の名目GDP(2013年)

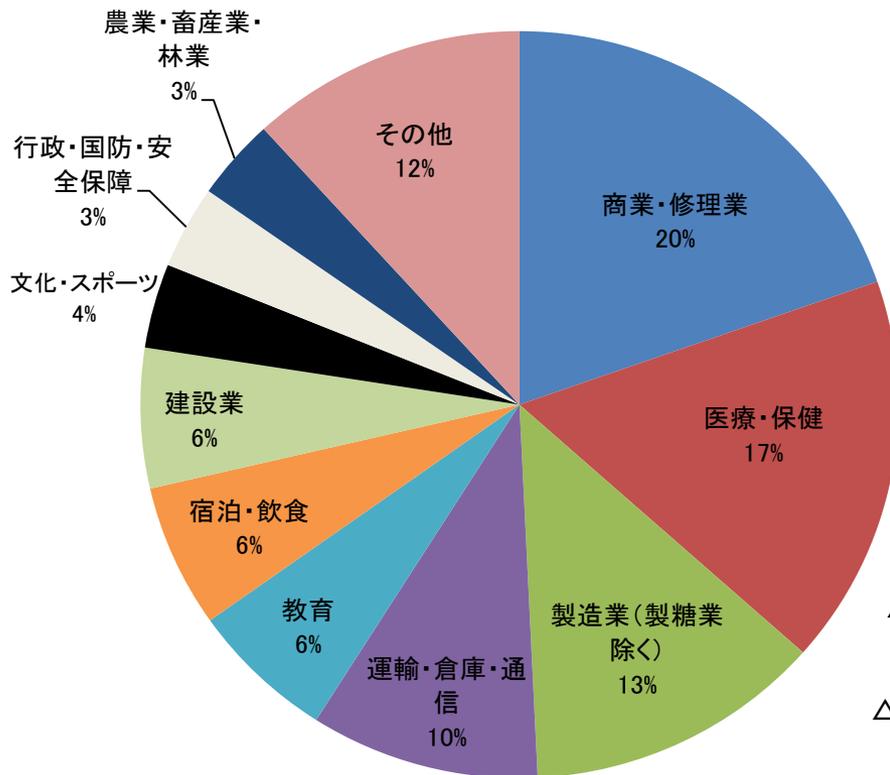


(出所) 国連「National Accounts Main Aggregates Database」

IV- 経済：経済構造～医療・保健の割合が大きい～

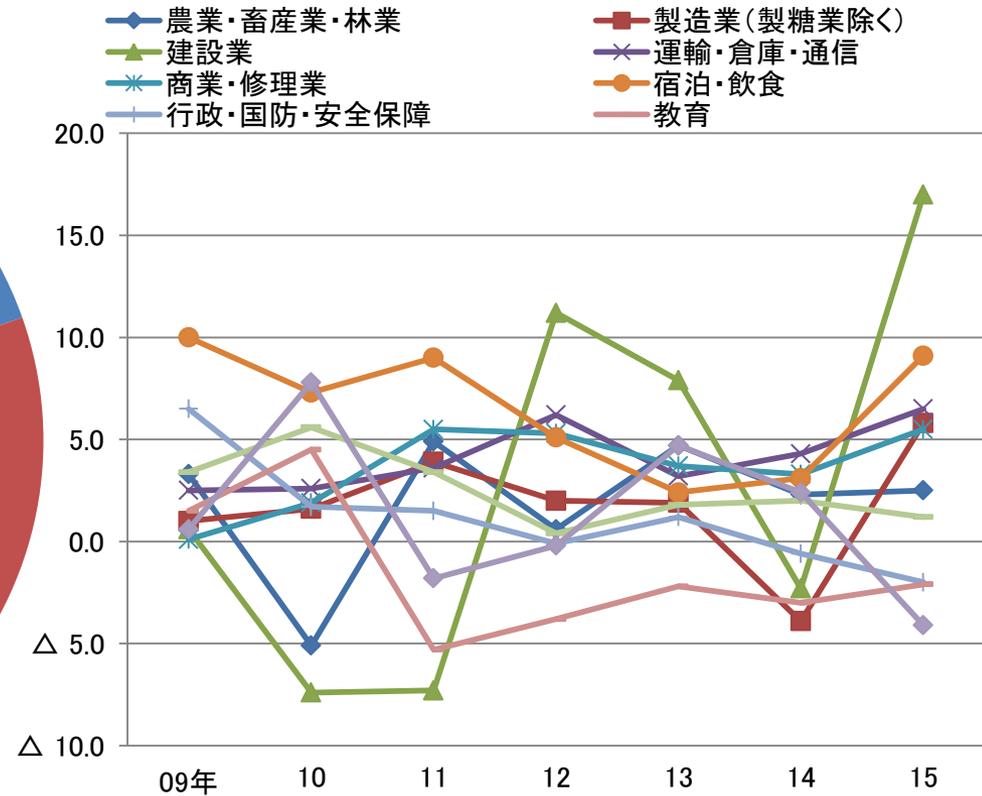
■医療に力を入れるキューバ。「医療・保健」がGDPに占める割合が大きい。

実質GDPの経済活動別構成比(2015年)



(注) 基準年は1997年。
(出所) 国家統計局

主要経済活動の実質GDP伸び率の推移



(注) 構成比上位10の経済活動のみ。
(出所) 国家統計局

IV- 経済：経済構造～商業～

- 国内で小売りチェーンを展開するのは国営企業のみ。
- 革命軍事省傘下のCIMEX、TRD CARIBE、観光省傘下のPALPARES、CARACOLが主な小売チェーン。外貨でしか買い物ができなかった「外貨ショップ」でもキューバペソ払いが可能になった。



ハバナ市内のショッピングモール。店舗は国営



家族送金を受け取って買い物



自動車ディーラーも国営



キューバ人専用の店舗
価格は安いけどモノがほとんどない



農家が直売できる市場

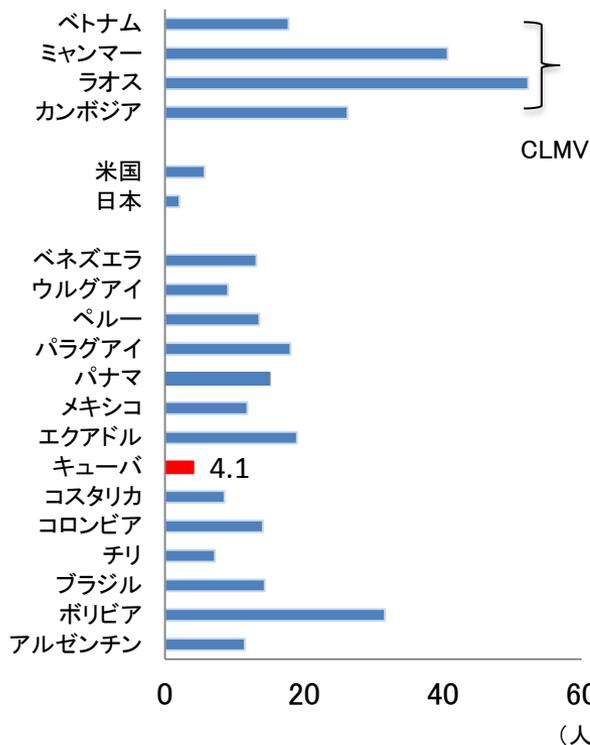


豚肉はあるが、牛肉はいつ入荷するか
わからないとのこと

IV- 経済：経済構造～医療・保健～

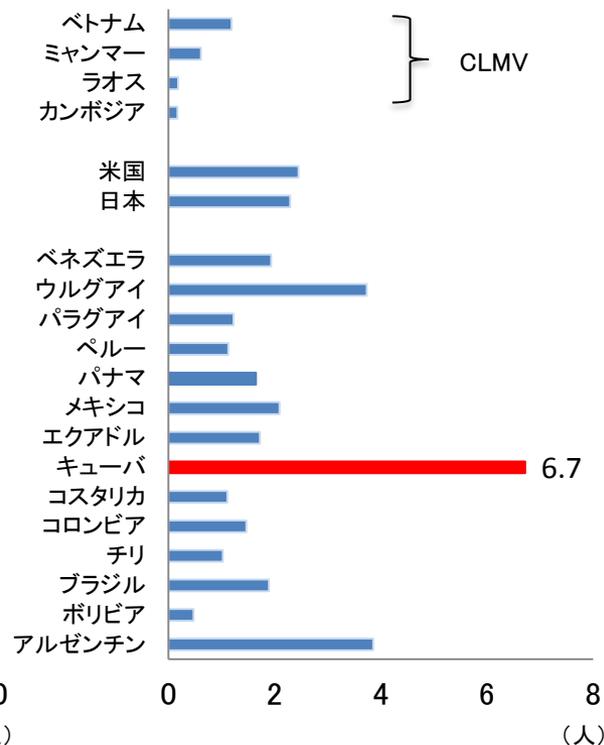
- 医療水準が高く、バイオテクノロジー、製薬業に強みがある。
- 革命後、健康・福祉に注力しており医療は無料となっている。
- キューバの外貨収入を支えるのは、ベネズエラなどへの医師の派遣(サービス輸出)。

千人当たり乳幼児死亡率(2015年)



(出所)世界銀行

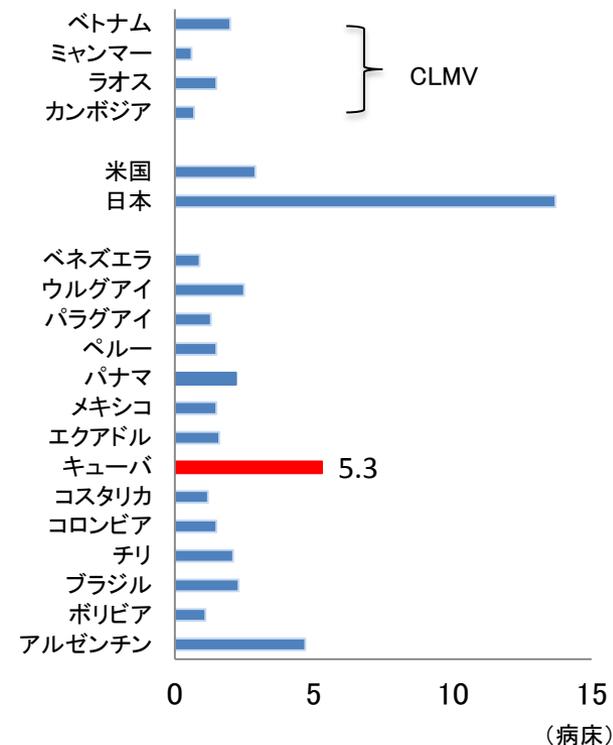
千人当たり医師数



(注)各国の最新年で比較。キューバは2010年。

(出所)世界銀行

千人当たり病床数



(注)各国の最新年で比較。キューバは2012年。

(出所)世界銀行

IV- 経済：経済構造～製造業～

- キューバでは幅広い製品が生産されているが、政府が発表した「投資機会ポートフォリオ2016-2017」では特に以下に挙げた品目について、国内需要を満たせていないという。
- 外国企業とキューバ政府の合弁企業は食品加工業に多い。
- 製造業の雇用者数は46万1,200人で、雇用者数全体の9.5%を占める。

キューバ政府が誘致に力を入れている製造業

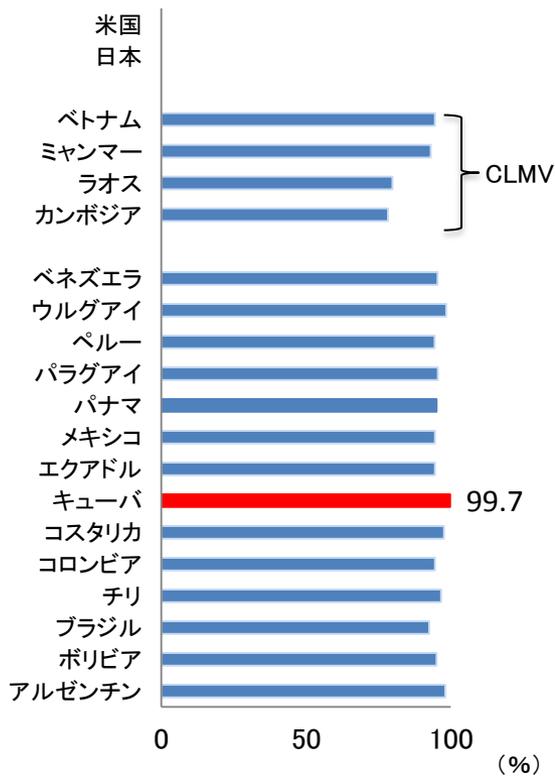
| 製造業 | | 主な生産品目(生産実績があるもの) |
|-----------------|-------|--|
| 電子機器、自動化機器、通信機器 | | 太陽光パネル、液晶テレビ、地デジ用セットトップボックス、産業用・家庭用照明機器など |
| 軽工業品 | | 上着、マッチ、ろうそく、皮革製品、靴、馬具、縫製品、ペンキ、衛生用品、家具、スポーツ用品、プラスチック製品、ベッド、陶器など |
| 化学品 | 産業用ガス | 医療用・産業用酸素、アセチレン、窒素、アルゴン、二酸化炭素、亜酸化窒素、圧縮空気など |
| | 肥料・農薬 | 硝酸アンモニウム、硝酸カルシウム、液体肥料、窒素、リン、ポタシウム、硫酸・同副産物、殺虫剤、化学試薬、アンモニア液など |
| | 製紙 | パルプ、段ボール紙、包装紙ノート、ファイル、封筒、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ナプキンなど |
| | 化学品 | 液体塩素、次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、塩酸、水素、硫酸アルミニウム、液体ケイ酸ナトリウムなど |
| | ゴム製品 | タイヤ、再生タイヤなど |
| | ガラス製品 | — |
| 製鉄、機械 | | 炭素鋼、ワイヤロッド、電気伝導体、製糖業向け輸送システム、農具、灌漑システム農業トラクター食料用缶、蓄電池、バス、フォークリフト、自動車部品、家電、衛生器具、医療用品、計量器、圧力釜、空調・冷却設備、エレベーターなど |

(出所)投資機会ポートフォリオ2016-2017

IV- 経済：経済構造～教育業～

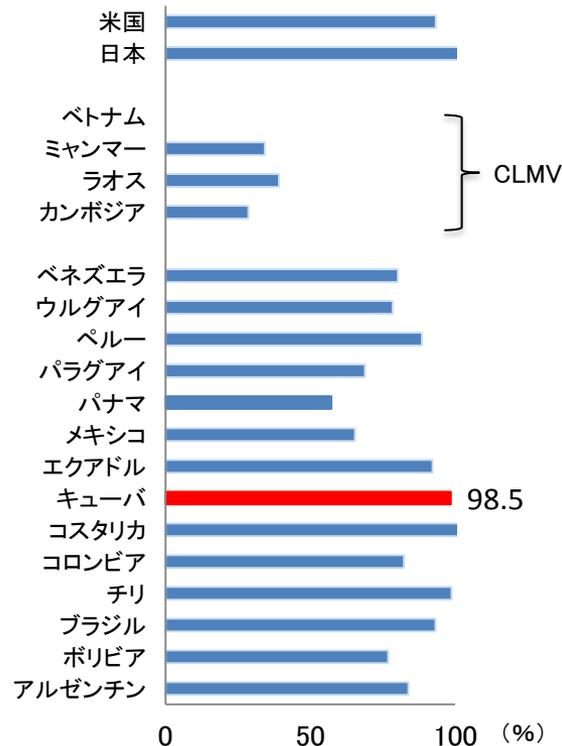
- 教育費は無料である。
- 識字率、後期高等教育(高校卒業程度)の就学率も高い。
- 中南米諸国の中では良好な治安もキューバの特徴。

識字率(2015年)



(出所)世界銀行

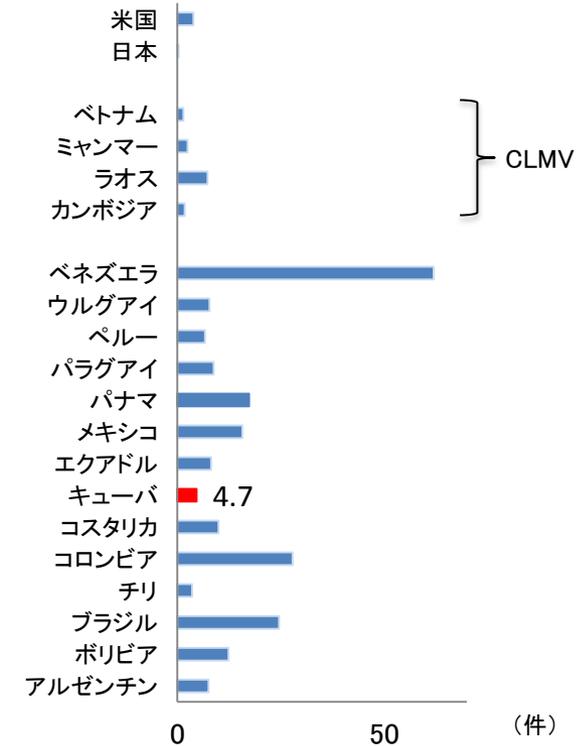
後期高等教育就学率(グロス)



(注) 各国の最新年。キューバは2014年。

(出所)世界銀行

10万人当たり殺人件数



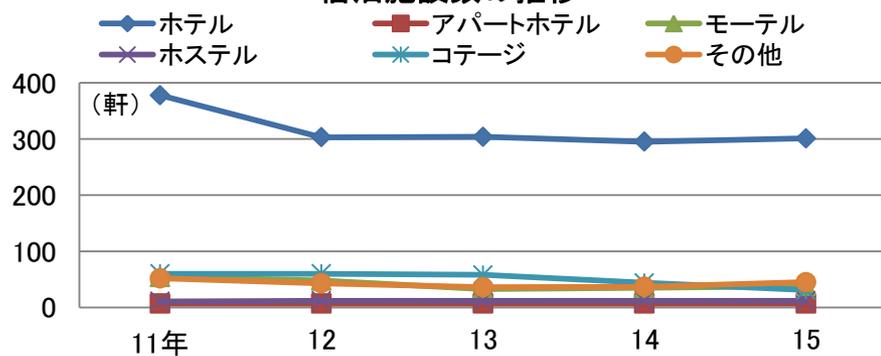
(注) 各国の最新年。キューバは2011年。

(出所)国連

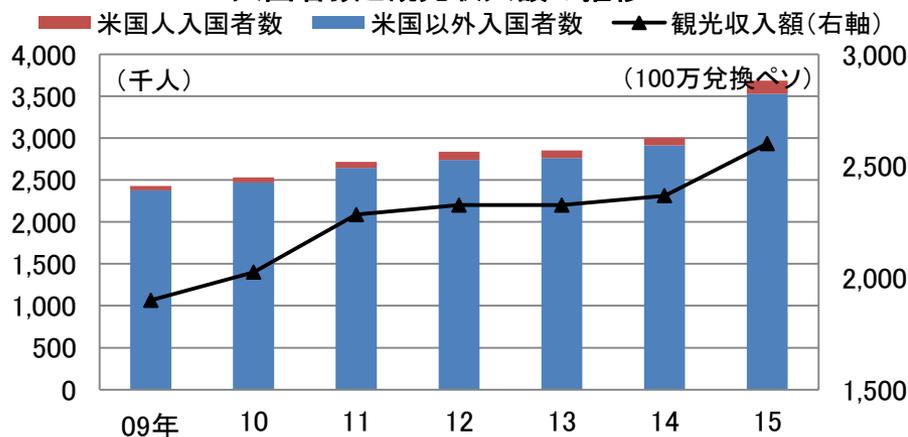
IV- 経済：経済構造～飲食・宿泊業～

- 当面のキューバ経済を支えるのは観光業。重要な外貨収入源のひとつ。
- 米国との国交回復を受けて、米国人観光客を中心に観光客数が増加している。そのためホテルは客室不足の状態。設備の老朽化も目立つ。2015年の外国人観光客数は352万人。
- 米国人の観光目的の渡航が解禁されればさらに観光客が増加するとみられている。2015年の米国人入国者数は、前年比76.7%増の161,233人となっている。
- 実際、ホテルを中心とした観光業が外国直接投資の受け皿となっている。
- 民営レストラン(後述)は観光ブームと公務員の削減を受けて増加。料理の質も著しく向上。

宿泊施設数の推移



入国者数と観光収入額の推移



(出所) 国家統計局

国籍別入国者数(単位:千人)

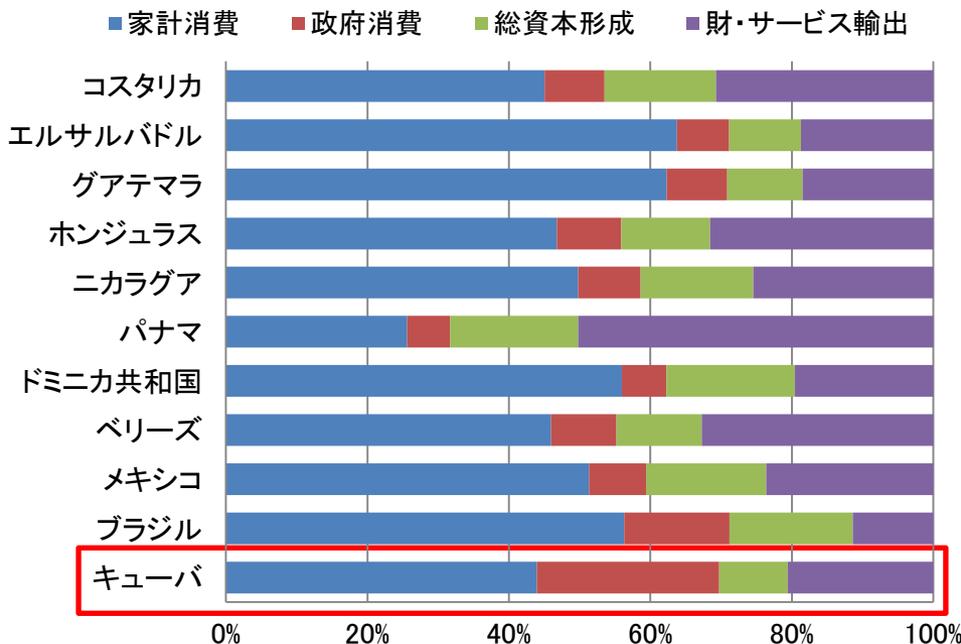
| 国籍 | 2013年 | 2014年 | 2015年 |
|--------|-------|-------|-------|
| カナダ | 1,106 | 1,175 | 1,300 |
| 英国 | 150 | 124 | 156 |
| ドイツ | 116 | 139 | 175 |
| フランス | 97 | 103 | 138 |
| イタリア | 96 | 112 | 138 |
| 米国 | 92 | 91 | 161 |
| アルゼンチン | 90 | 69 | 85 |
| メキシコ | 85 | 83 | 105 |
| スペイン | 73 | 77 | 107 |
| ロシア | 70 | 69 | 43 |
| ベネズエラ | 46 | 79 | 95 |
| チリ | 36 | 39 | 49 |
| コロンビア | 35 | 37 | 31 |
| オランダ | 32 | 33 | 42 |
| 中国 | 22 | 28 | 32 |
| その他 | 707 | 743 | 866 |
| 合計 | 2,853 | 3,003 | 3,525 |

(出所) 国家統計局

IV- 経済：家族送金収入

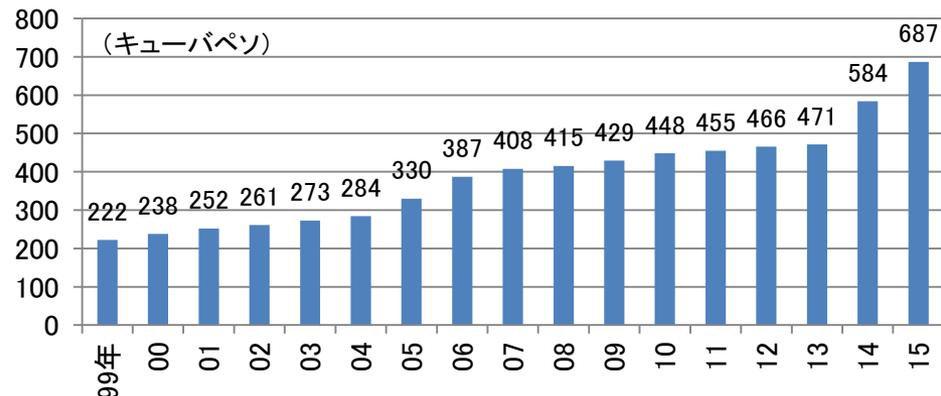
- 国内総支出をみると、財・サービス輸出の比率が大きく、外需に左右される経済構造。
- 一見すると、内需も思いのほか大きい、キューバの公的部門の平均月収は約29米ドルにすぎない。内需を支えるのは海外で働く家族からの送金である。
- オバマ前大統領による対キューバ制裁緩和により送金額の上限がなくなった。

実質国内総支出の項目別構成比(2014年)



(出所) 国連「National Accounts Main Aggregates Database」

公的部門平均月収の推移



(注) キューバペソ(CUP)と米ドルの市中両替レートは1ドル=24CUP
(出所) 国家統計局

キューバの家族送金受入額の推移



(出所) The Havana Consulting Group

IV- 経済：家族送金収入

- 経済改革の一環で配給品の品目数はかなり減少しているという。
- 市中では、家族送金を前提にした価格で根付けされた商品が販売されている。



市中の配給所。配給品の品目数は大分減っているという



Maxellのヘッドホン。
4,020キューバペソ≒160.80ドル。給与6カ月分



タバコ1箱7.60キューバペソ≒0.3ドル。
キューバ人向け商品は低価格



輸入品、輸出用、高級タバコは兌換ペソ建て。
最も高いもので約3ドル

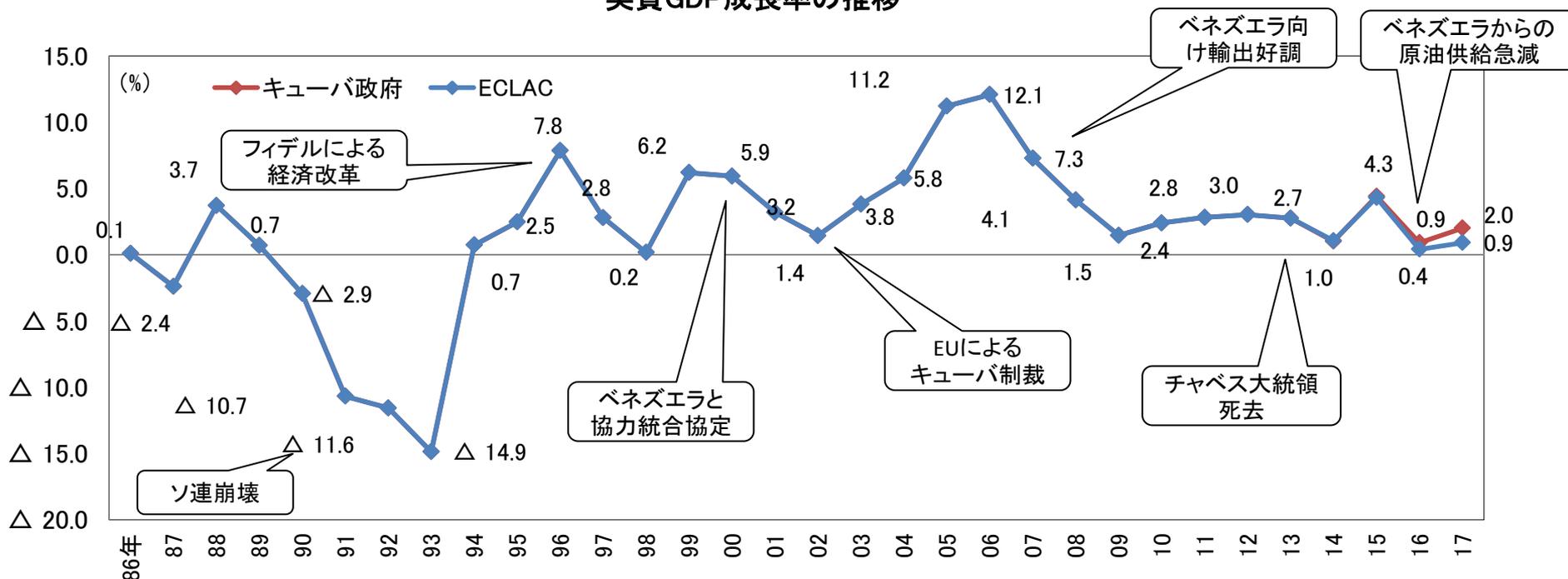


ソニーのAV機器。
34,823.75キューバペソ≒ 1,392.95ドル。
給与50カ月分

IV- 経済：経済動向

- 2015年の実質GDP成長率は4.3%と好調。名目GDPは871億3,300万キューバペソ、1人当たり名目GDPは7,753キューバペソとなっている。
- 2016年は、ベネズエラからの原油供給減少、資源価格下落による外貨収入の減少で苦しい1年。
- 2017年も引き続き厳しい経済見通しとなっている。

実質GDP成長率の推移



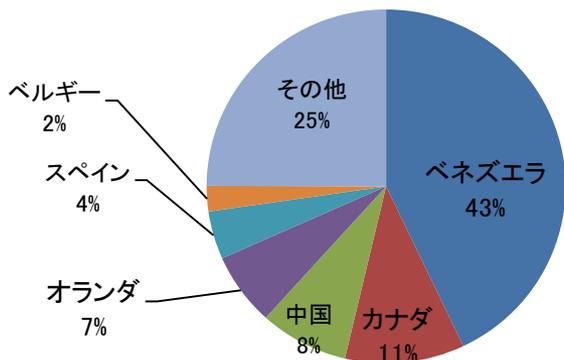
(出所) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)、国家統計局、各種報道

IV- 経済：貿易～主要貿易相手国と貿易品目～

■2015年現在の最大の貿易相手国はベネズエラ。社会主義かつ友好国の中国、旧宗主国のスペインがこれに続く。主な輸入品は鉱物性燃料、食料品となっている。原油を生産しているが、需要の半分程度しか賅えない。食料も輸入に大きく依存している。

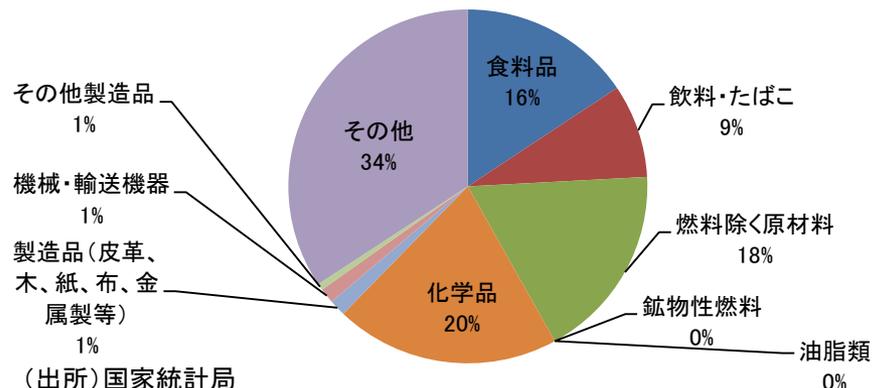
キューバの主な輸出相手国(2016年・金額ベース)

輸出額計:33億4,964万キューバペソ



(出所)国家統計局

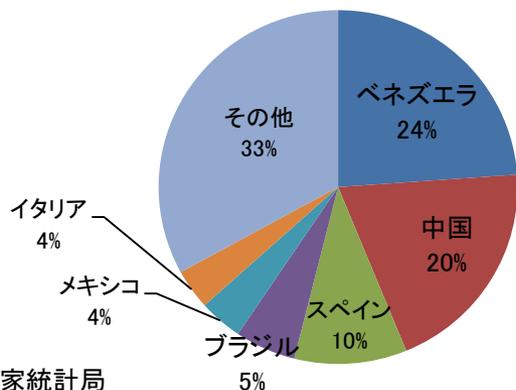
キューバの輸出品目(2016年・金額ベース)



(出所)国家統計局

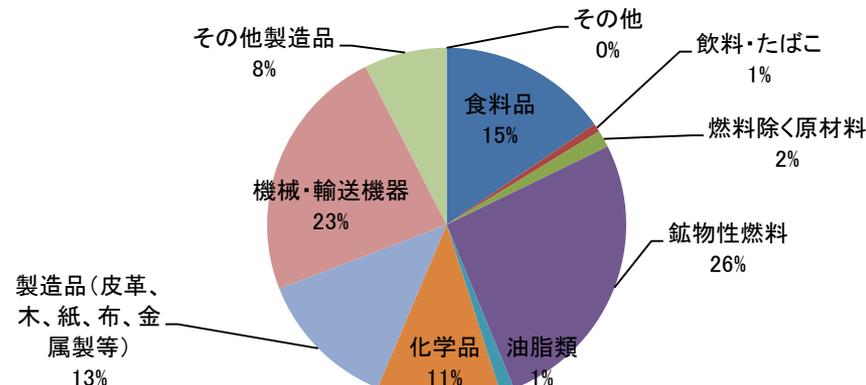
キューバの主な輸入相手国(2016年・金額ベース)

輸入額計:117億237万キューバペソ



(出所)国家統計局

キューバの輸入品目(2016年・金額ベース)

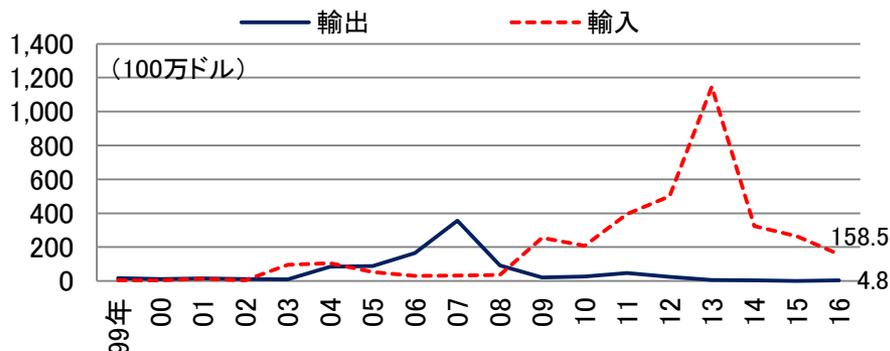


(注) 鉱物性燃料は、輸入総額からその他の品目の輸入額を引いて求めた
(出所)国家統計局

IV- 経済：対ベネズエラ貿易～原油供給は減少へ～

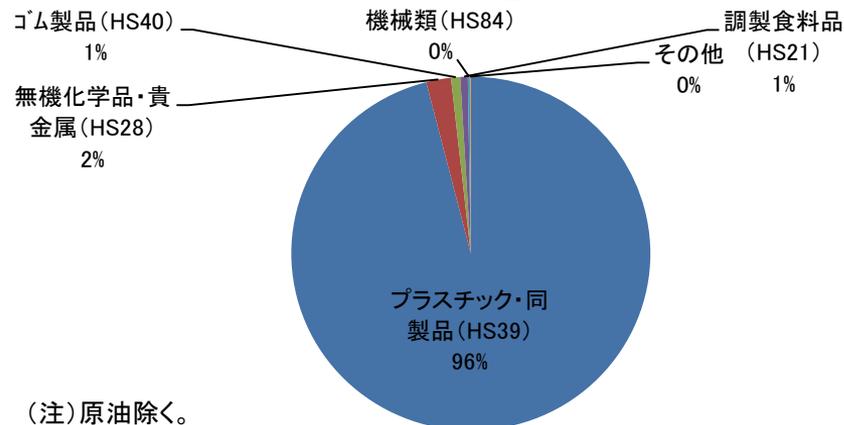
■ベネズエラの対キューバへの輸出は、原油が大半を占めている。2014年以降、原油価格の低下を背景としたベネズエラ経済の困窮により、ベネズエラからキューバへの原油の輸出が減少したと言われているが、ベネズエラ国営石油公社(PDVSA)の年間業務報告書でそれが確認できる。

ベネズエラの対キューバ貿易額の推移



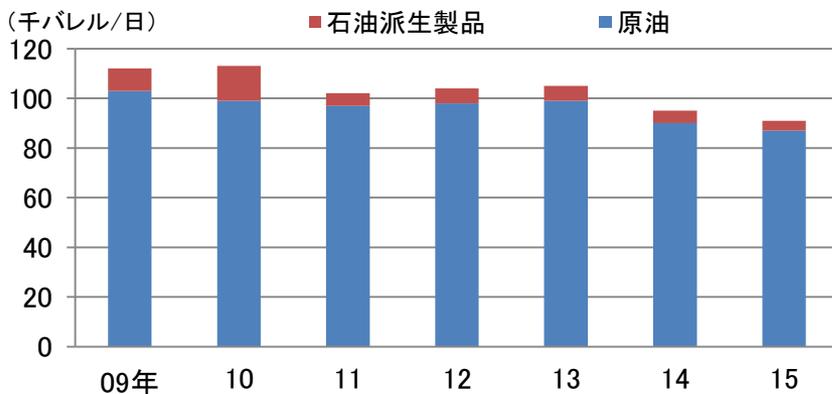
(注)原油除く。
(出所) Global Trade Atlas

ベネズエラの対キューバ輸出品目 (2016年)



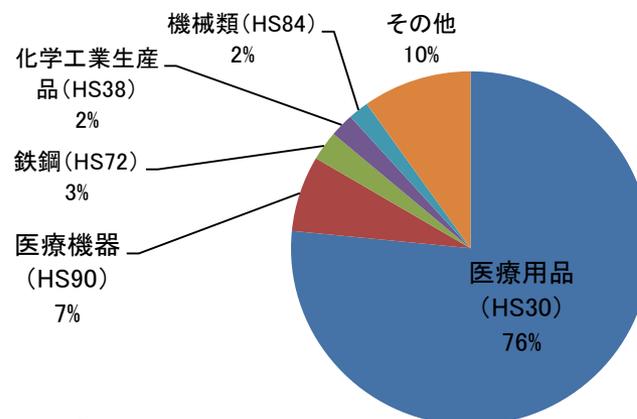
(注)原油除く。
(出所) Global Trade Atlas

ベネズエラの対キューバ原油輸出数量の推移



(出所) PDVSA年間業務報告書

ベネズエラの対キューバ輸入品目 (2016年)

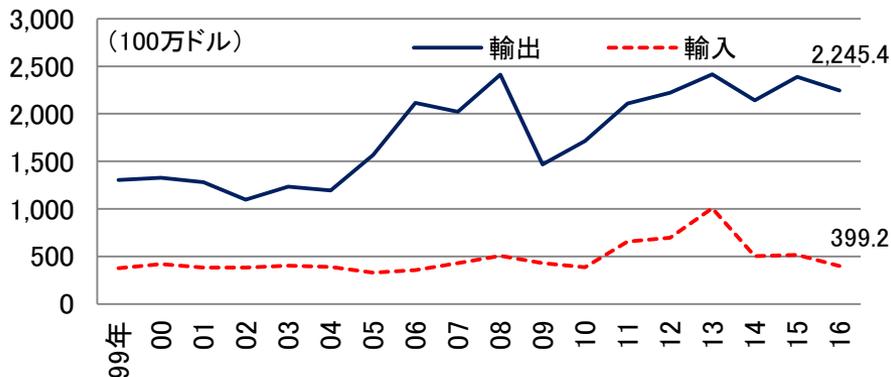


(出所) Global Trade Atlas

IV- 経済：対EU貿易～資本財から消費財まで幅広く～

■EUは旧宗主国のスペインを中心にキューバとの歴史的な結びつきは強いが、キューバとの貿易取引もやはりスペインが圧倒的に多い。スペイン以下、イタリア、ドイツ、オランダと続いている。なお、フランスがキューバの最大の債権国と言われている。

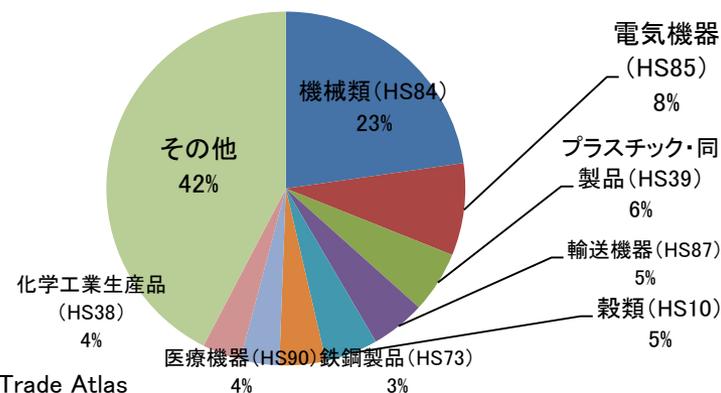
EUの対キューバ貿易額の推移



(注) 99～01年はEU27、02年以降はEU28。

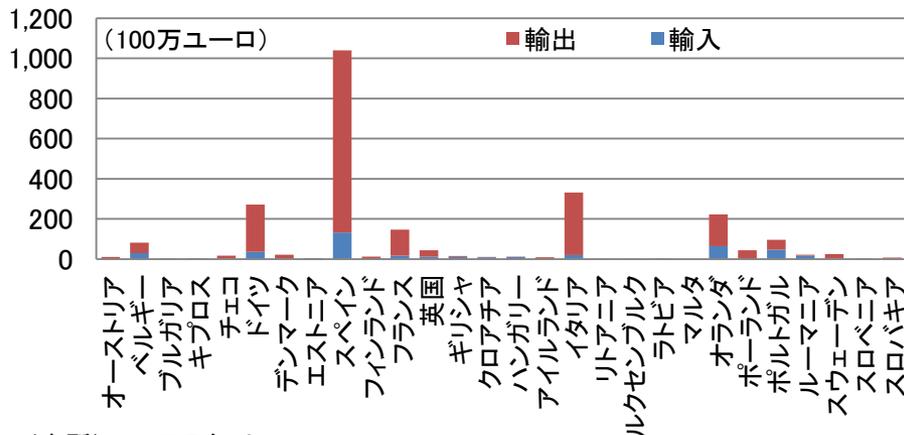
(出所) Global Trade Atlas

EU28の対キューバ輸出品目(2016年)



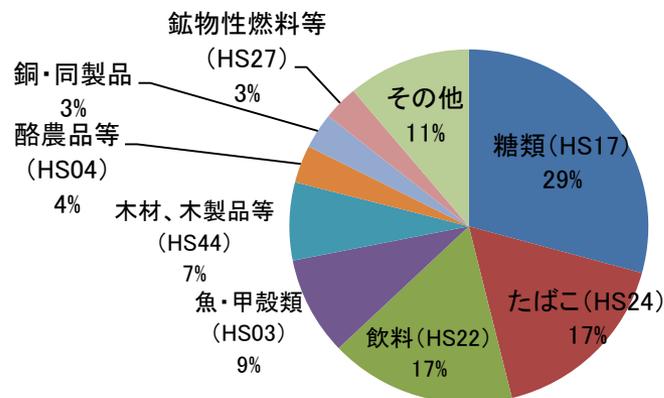
(出所) Global Trade Atlas

EU28の対キューバ貿易額(2016年)



(出所) ユーロスタット

EU28の対キューバ輸入品目(2016年)

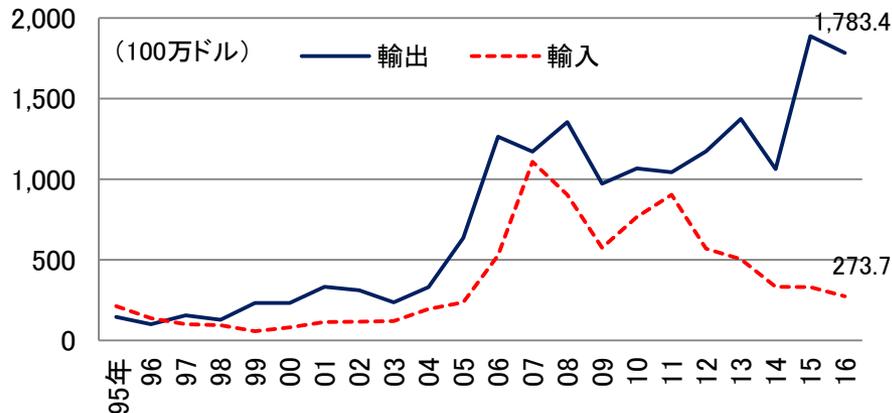


(出所) Global Trade Atlas

IV- 経済：対中貿易～輸出入ともに増加傾向～

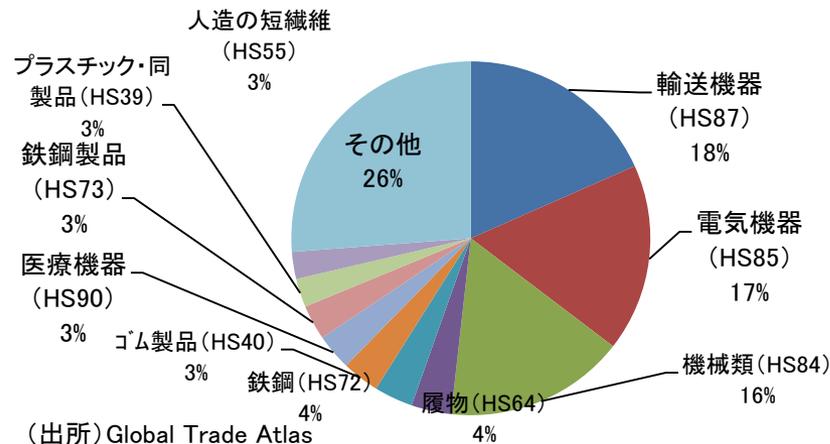
■ 中国の対キューバ輸出額は増加傾向を維持しているが、輸入額は資源価格の下落もあり減少傾向にある。中国政府の融資による中国製品の輸出は多い模様。

中国の対キューバ貿易額の推移



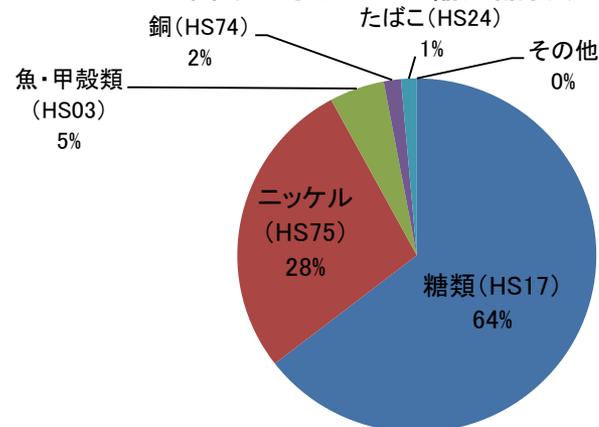
(出所) Global Trade Atlas

中国の対キューバ輸出品目 (2016年)



(出所) Global Trade Atlas

中国の対キューバ輸入品目 (2016年)

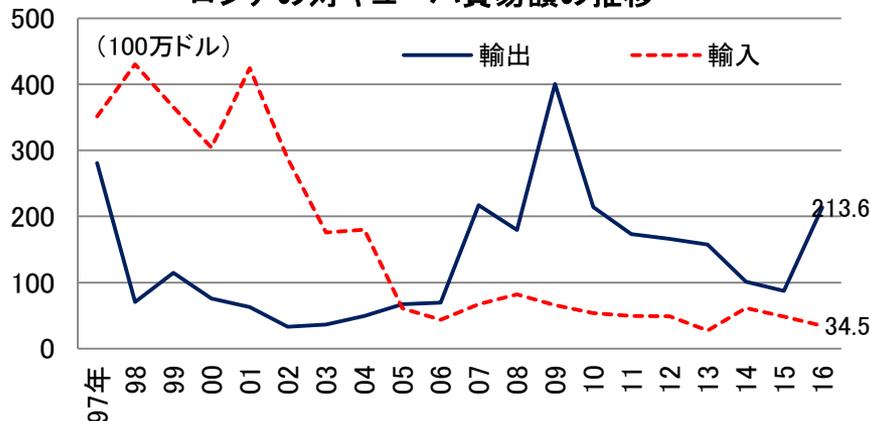


(出所) Global Trade Atlas

IV- 経済：対ロシア貿易～砂糖、機械類が中心～

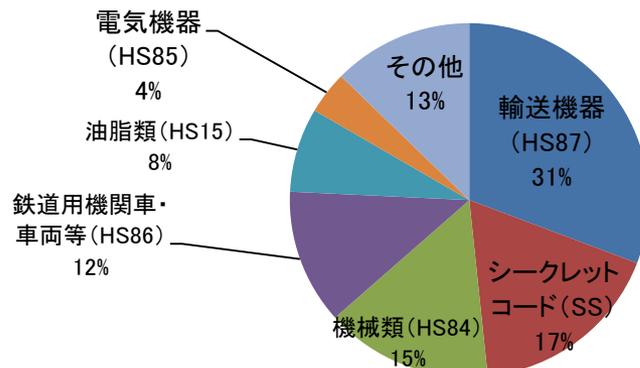
■2016年は対キューバ輸出額が大幅に増加した。鉄道車両や自動車を輸出しており、キューバでは国営企業がロシアから輸入した鉄道車両の組立を行っている。

ロシアの対キューバ貿易額の推移



(出所) Global Trade Atlas

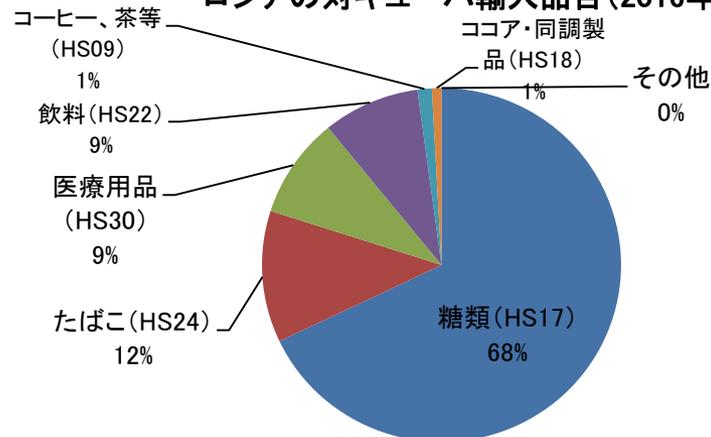
ロシアの対キューバ輸出品目(2016年)



(注) SS: 軍事、原子力、航空機など、安全保障上、情報開示されない品目

(出所) Global Trade Atlas

ロシアの対キューバ輸入品目(2016年)

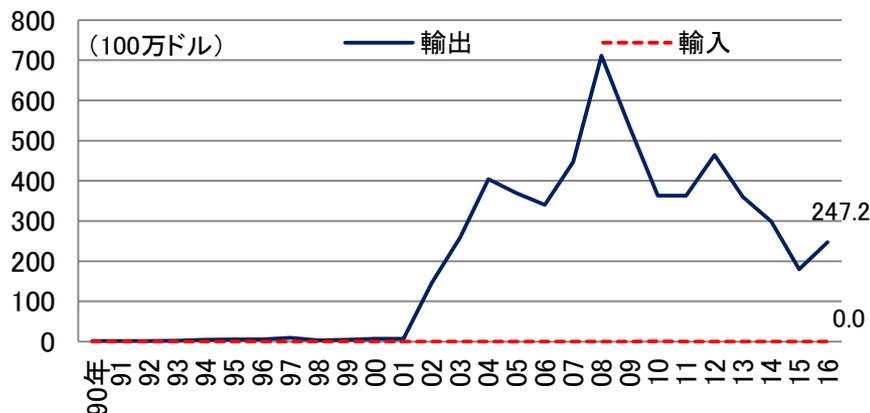


(出所) Global Trade Atlas

IV- 経済：対米貿易～食料品の輸出が中心～

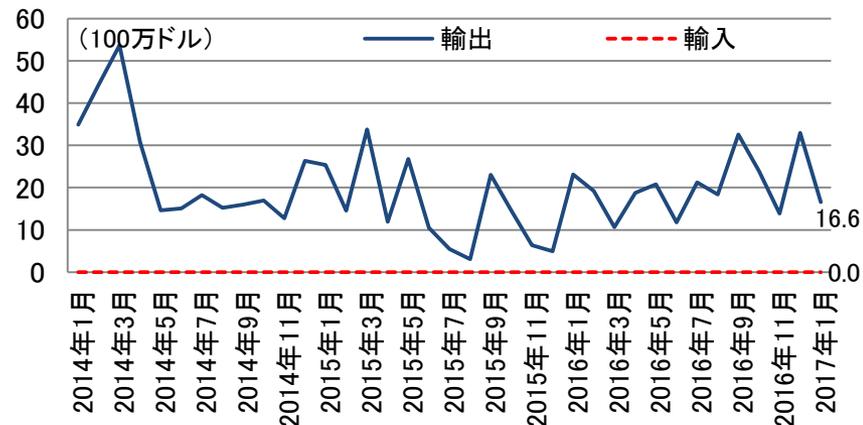
- 2000年の通商制裁改革・輸出促進法により、船積み前の支払い(Cash in Advance)に限られるも農産品などのキューバ輸出が可能になった。
- 2015年の制裁緩和により、非農産品についてはCash in Advanceの必要がなくなった。
- しかし、規制が段階的に緩和されているものの、米国のキューバ向け輸出は増えていない。キューバ原産品の輸入実績もない。

米国の対キューバ貿易額の推移



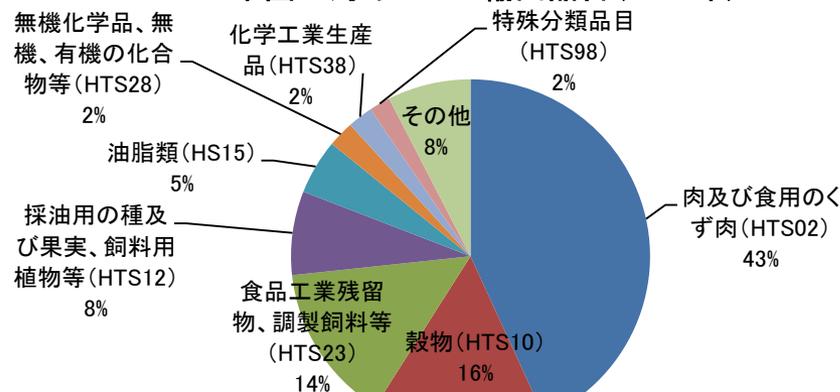
(出所) Global Trade Atlas

米国の対キューバ貿易額の推移(月次)



(出所) Global Trade Atlas

米国の対キューバ輸出品目(2016年)



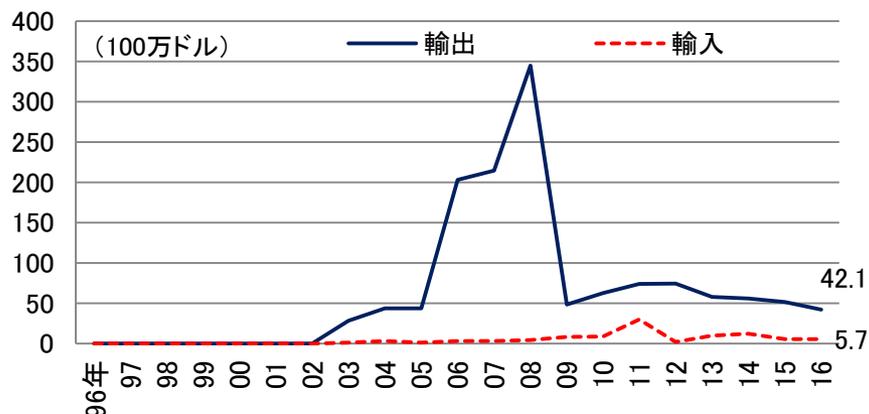
(注) HTS98は、修理品の再輸出、寄贈品などを含む。

(出所) Global Trade Atlas

IV- 経済：対韓貿易～韓国からの輸出は伸び悩み～

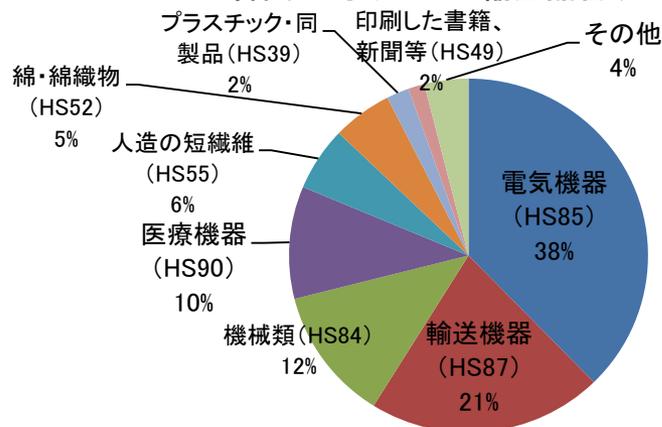
- 韓国はキューバとの外交関係樹立を目指し、韓国貿易保険公社(K-sure)や韓国輸出入銀行(Kexim)のキューバ案件の引き受けは可能な状態も、韓国の大手企業は米国制裁法のため様子見。キューバの銀行とコルレス契約を持つ韓国の銀行はなく、中小企業の輸出も苦戦している模様。
- 自動車や家電などの韓国製品はカナダやパナマの業者を介した迂回輸出。中国の自動車や家電に市場を奪われている状況。

韓国の対キューバ貿易額の推移



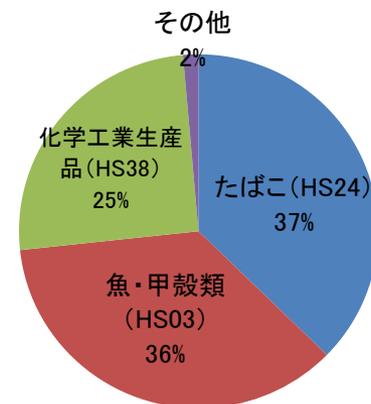
(出所) Global Trade Atlas

韓国の対キューバ輸出品目 (2016年)



(出所) Global Trade Atlas

韓国の対キューバ輸入品目 (2016年)

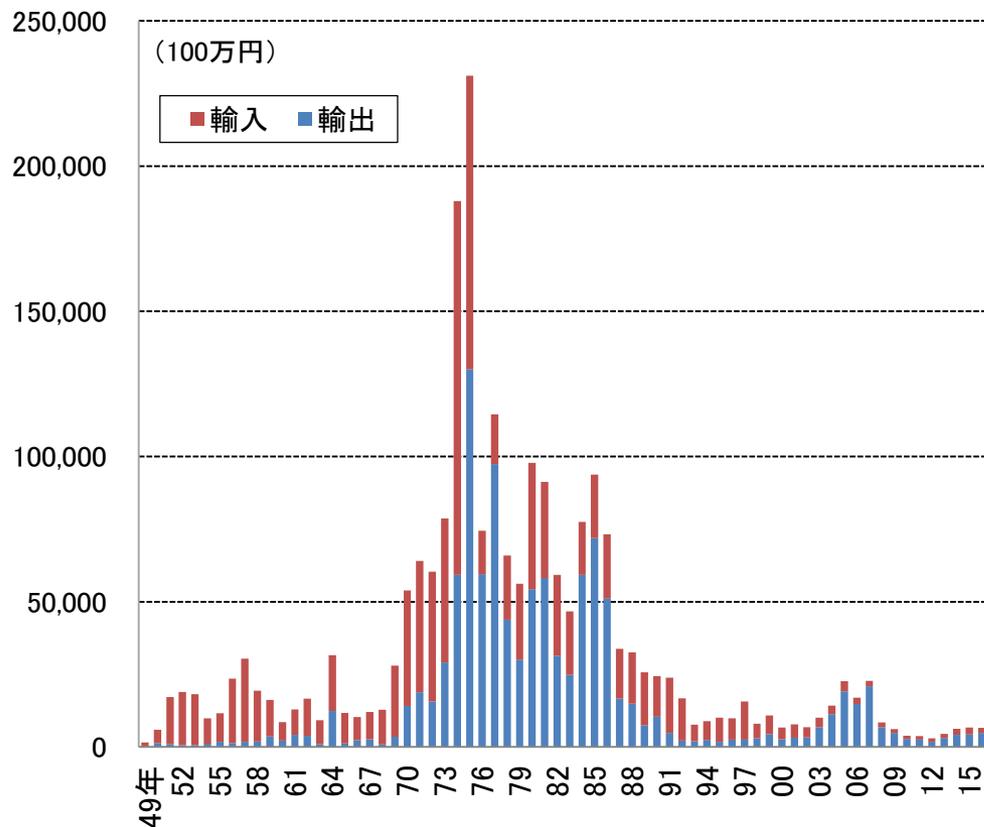


(出所) Global Trade Atlas

V- 日本とキューバの経済関係：貿易

- 最大の貿易額を記録したのは1975年の2,311億円となっている。
- 2016年は66億円。二国間の貿易額は円建てでは1975年の2.9%にまで縮小した。
- ソ連崩壊によりキューバ経済が苦境に陥りキューバがデフォルトして以降、二国間貿易額は伸び悩んでいる。
- 1975年のキューバの輸出総額の8%が日本向けで、ソ連に次ぐ第2位だった。

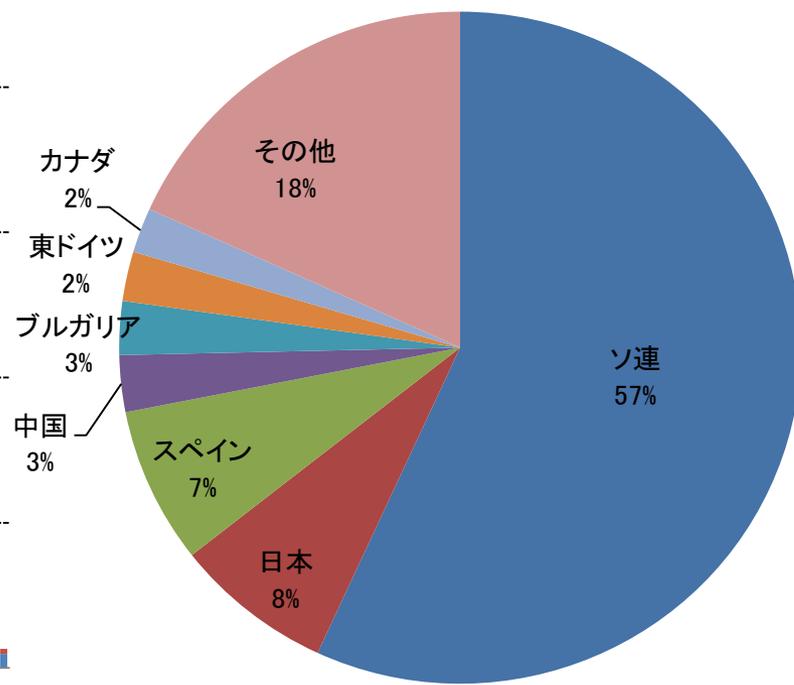
日本の対キューバ貿易額の推移(1949～2016年)



(注) 16年輸出は確報値、輸入は9桁速報値
(出所) 財務省「貿易統計」

1975年のキューバの仕向け地別輸出構成比

1975年のキューバの対世界輸出額：
36億4,239万ドル

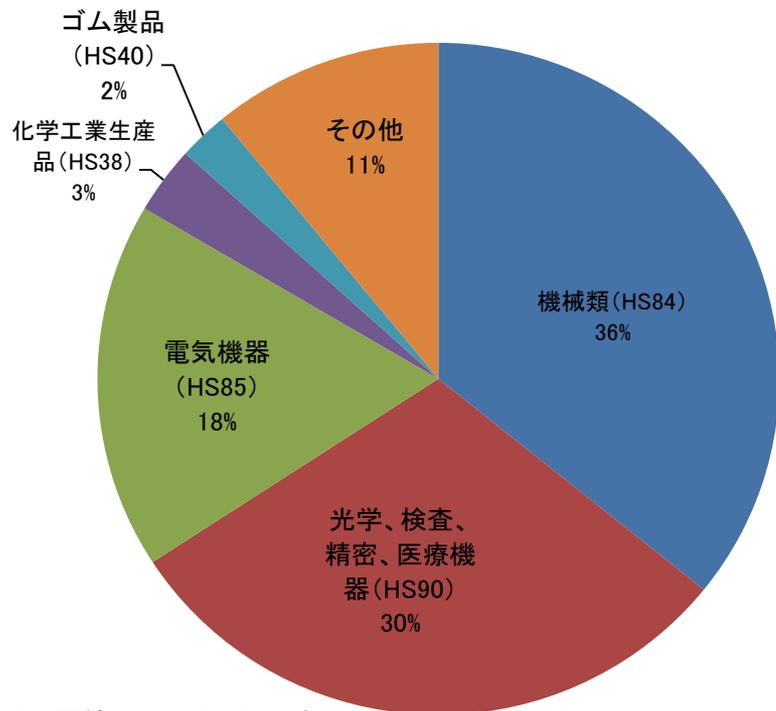


(出所) 国連貿易統計 (UN COMTRADE)

V- 日本とキューバの経済関係：貿易

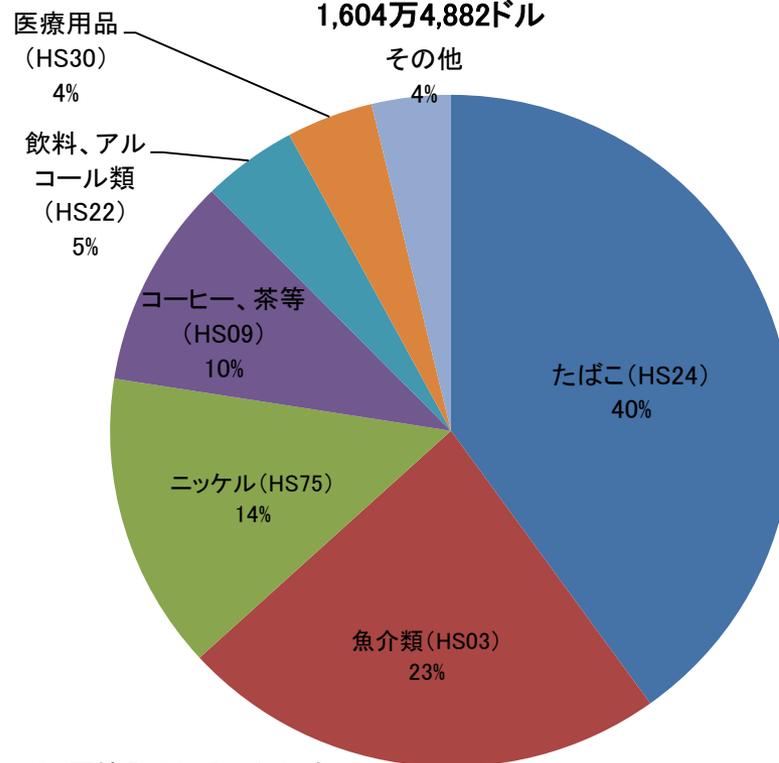
- 2016年の対キューバ輸出額は、前年比25.9%増の4,504万7,010ドル、輸入額は同17.0%減の1,932万1,624ドル。飲料・アルコール類の輸入減が輸入額全体を押し下げた。
- 2016年の日本の対キューバ輸出、輸入を品目別にみると、輸出は機械類(HS84)、光学機器、検査機器、精密機器、医療機器(HS90)で輸出額全体の約7割、輸入はたばこ類(HS24)と魚介類(HS03)で輸入額全体の約6割を占めている。

日本の対キューバ輸出品目(2016年)
4,504万7,010ドル



(注)再輸出品はその他に含む。
(出所) Global Trade Atlas

日本の対キューバ輸入品目(2016年)
1,604万4,882ドル



(注)再輸入品はその他に含む。
(出所) Global Trade Atlas

V- 日本とキューバの経済関係：貿易

日本のキューバへの輸出上位10品目

(単位:ドル)

| HS | 品名 | 2016年 | 構成比 | 前年比 |
|-----------|---|------------|-------|---------|
| - | 合計 | 45,047,010 | 100.0 | 25.9 |
| 850211000 | 発電機(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)とセットにしたものに限る。)、出力が75キロボルトアンペア以下のもの | 2,443,589 | 5.4 | 17.2 |
| 842911900 | 無限軌道式のブルドーザー及びアングルドーザー | 2,441,213 | 5.4 | 全増 |
| 901890200 | 医療用又は獣医用の機器(その他の機器、電気機器の部分品及び附属品) | 2,403,485 | 5.3 | 189.8 |
| 000000190 | 再輸出品(マネタリーゴールド及び金貨を除く) | 2,151,403 | 4.8 | △ 51.2 |
| 840690000 | 蒸気タービンの部分品 | 1,791,610 | 4.0 | 3,934.7 |
| 853720000 | 電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(使用電圧が1,000ボルトを超えるもの) | 1,406,452 | 3.1 | 全増 |
| 841391000 | ポンプの部分品 | 1,315,623 | 2.9 | 359.2 |
| 901812000 | 走査型超音波診断装置 | 1,299,817 | 2.9 | 164.4 |
| 841311000 | 燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。) | 1,170,261 | 2.6 | 72.6 |
| 902290910 | アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する医療用の機器 | 1,165,888 | 2.6 | 70.0 |
| 844399000 | 印刷機の部分品 | 1,067,881 | 2.4 | △ 2.0 |

キューバからの日本の輸入上位10品目

(単位:ドル)

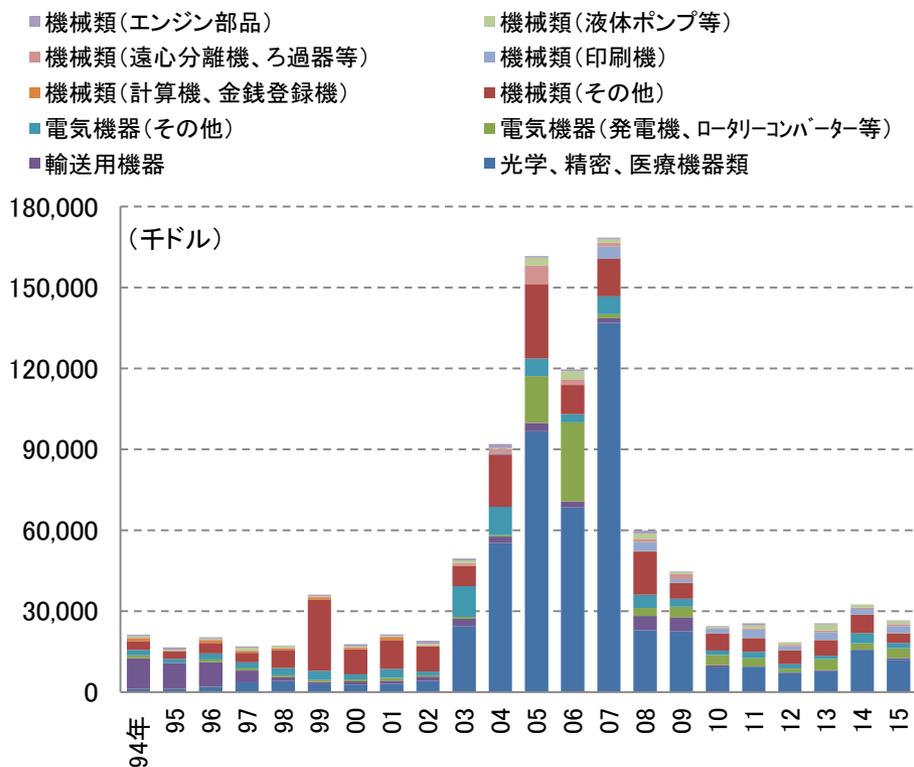
| HS | 品名 | 2016年 | 構成比 | 前年比 |
|-----------|---------------------------------------|------------|-------|--------|
| - | 合計 | 16,044,882 | 100.0 | △ 17.0 |
| 240210000 | 葉巻たばこ、シェルト及びシガリロ(たばこを含有するものに限る) | 6,305,556 | 39.3 | 18.4 |
| 030611200 | いせえびその他のいせえび科のえび | 3,688,726 | 23.0 | △ 6.4 |
| 090111000 | コーヒー(いつたものを除く)(カフェインを除いていないもの) | 1,627,148 | 10.1 | 11.6 |
| 750120210 | 酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の1.5%以下のものに限る。) | 1,421,342 | 8.9 | △ 6.1 |
| 750120100 | 焼結した酸化ニッケル(ニッケルの含有量が全重量の88%以上のものに限る。) | 870,577 | 5.4 | 全増 |
| 220840000 | ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒 | 724,116 | 4.5 | 4.3 |
| 300210490 | 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品 | 442,661 | 2.8 | △ 62.6 |
| 040900000 | 天然はちみつ | 268,760 | 1.7 | 239.6 |
| 262099000 | その他のスラグ、灰及び残留物 | 191,342 | 1.2 | 158.1 |
| 300190090 | その他の腺その他の器官又はその分泌物の抽出物 | 171,486 | 1.1 | 全増 |
| 240220000 | 紙巻たばこ | 118,063 | 0.7 | 143.2 |

(出所)財務省貿易統計

V- 日本とキューバの経済関係：貿易

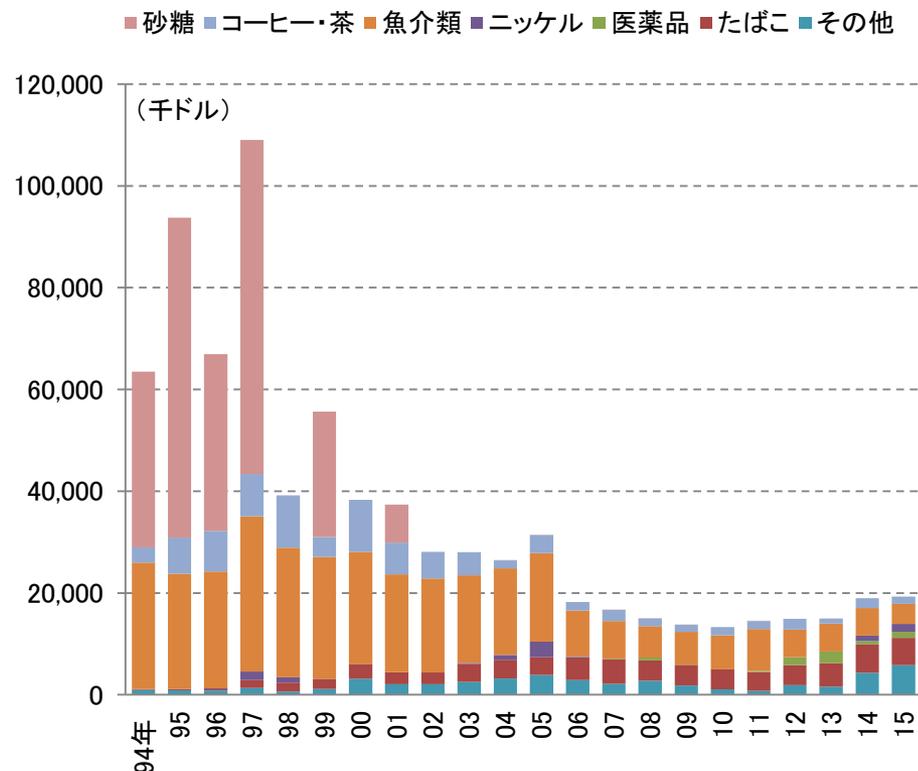
- 日本の対キューバ輸出品目を時系列で見ると、1990年代前半までは輸送用機器のシェアが大きかったが、近年は光学機器、検査機器、精密機器、医療機器(HS90)のシェアが大きくなっている。
- 同様に輸入品目をみると、かつては砂糖が輸入額の半分を占めたが、近年は砂糖の輸入はほとんどなく、魚介類やたばこのシェアが大きくなっている。

日本の対キューバ品目別輸出額の推移



(出所) Global Trade Atlas

日本の対キューバ品目別輸入額の推移



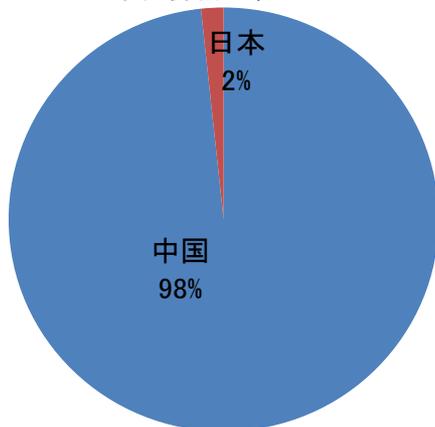
(出所) Global Trade Atlas

V- 日本とキューバの経済関係：貿易

■ 世界各国の輸入統計からキューバの主要輸出製品の輸入状況をみると、コーヒーを除く多くの産品において日本のシェアは小さい。

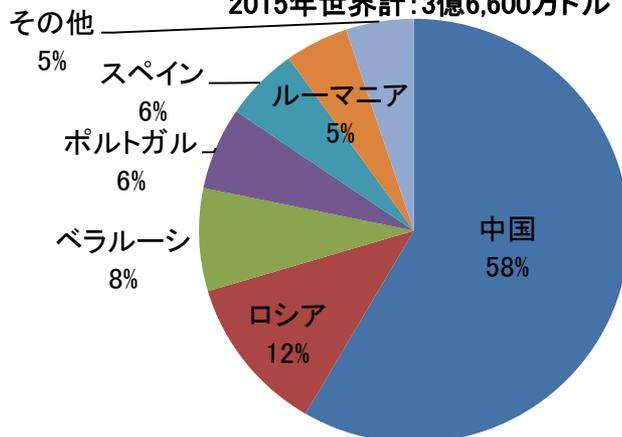
キューバ産ニッケルの輸入額世界シェア

2015年世界計：8,963万ドル



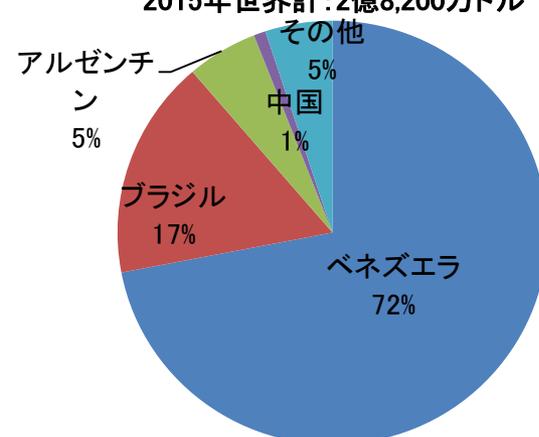
キューバ産砂糖の輸入額世界シェア

2015年世界計：3億6,600万ドル



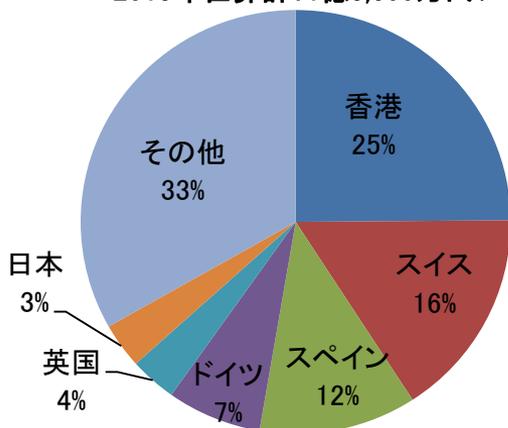
キューバ産医薬品の輸入額世界シェア

2015年世界計：2億8,200万ドル



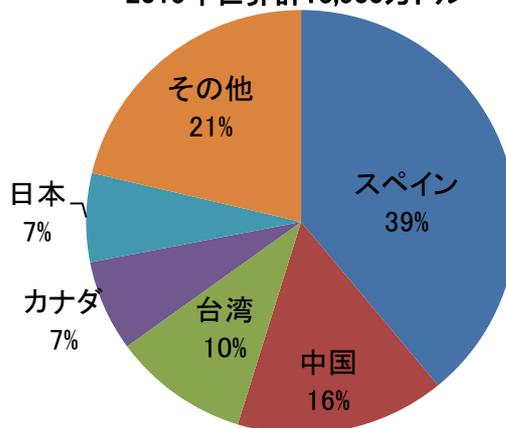
キューバ産タバコ類の輸入額世界シェア

2015年世界計：1億5,600万ドル



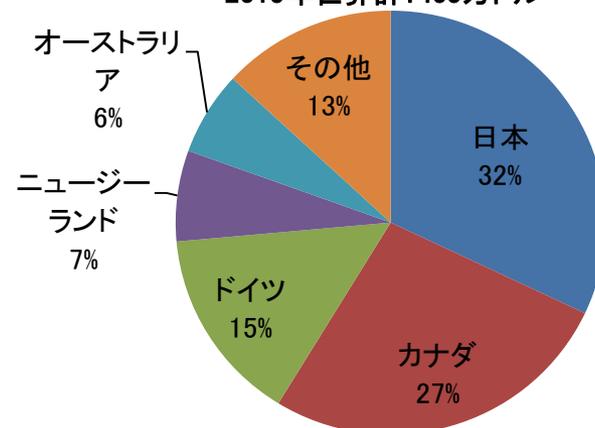
キューバ産魚介類の輸入額世界シェア

2015年世界計：5,900万ドル



キューバ産コーヒー・茶の輸入額世界シェア

2015年世界計：455万ドル



(出所) Global Trade Atlas

V- 日本とキューバの経済関係：債権問題

- キューバの対日債務の問題が両国間の貿易の足かせとなり二国間の貿易額が縮小、1980年代後半以降は両国の経済関係は弱まった。
- 対日中長期債務は、約1,800億円(元本・当初約定金利約615億円、延滞金利約1,197億円)

日本の対キューバ債権の状況

| | |
|----------|---|
| 民間債務 | 1998年3月にリスケ合意。キューバ側の要望を受けて契約を5回改定し返済を軽減。2009年10月以降返済が遅延。2012年3月にリスケ基本合意文書に署名。 |
| 短期公的債務 | 1982年保険事故発生。2001年リスケ合意。2008年6月に債務返済不履行発生。2008年10月再リスケ合意。2010年6月債務返済不履行。2013年5月に3回目のリスケ合意。 |
| 中・長期公的債務 | 1982年保険事故発生。1983～1986年に4回、パリクラブでリスケ合意。1986年11月以降延滞が続いており、NEXIは中長期貿易保険の引受停止中。2015年12月にパリクラブで再びリスケ合意。 |

(注) 貿易保険とは、貿易や海外投資に際して戦争やテロの発生などの非常危険(カントリーリスク)や信用リスクなど、通常の保険では救済できないリスクをカバーする保険。独立行政法人日本貿易保険(NEXI)が担う。

(出所) 在キューバ日本国大使館資料など



キューバの対外債務に関する動き

パリクラブにおける合意内容

- 2015年12月12日、主要債権国14カ国(注)は、1986年のキューバのデフォルトから初めて、パリクラブでリスケ合意。
- 債務総額は約110億ドル。うち26億ドルを18年かけて返済。残りは支払い免除。

その他の動き(報道より)

- メキシコは2013年11月、対キューバ債権4億8,700万ドルの7割の返済を免除し、残り3割をキューバが10年間で支払うことでキューバと合意した。
- ロシアは2014年、ソ連時代を含む350億ドルの対キューバ債権の9割を返済免除。
- ウルグアイは2015年10月、同国中央銀行が持つ対キューバ債権3,150万ドルと金利の支払いを免除することを定めた法律19,344号を官報公示した。

(注) オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、イタリア、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

(出所) パリクラブ発表、各種報道より作成

V- 日本とキューバの経済関係：債権問題

■ パリクラブ合意後、二国間交渉を通じて中長期債務の救済措置を具体化している。

| 国名 | 概要 |
|---------|---|
| フランス | ラウル・カストロ国家評議会議長が2016年2月にフランスを公式訪問。中長期債務の返済について二国間合意。多数の協力協定に署名。 |
| オーストリア | 2016年3月2日、キューバを訪問中のオーストリア輸出銀行(OeKB)のルドルフ・ショルテン執行取締役とリカルド・カブリサス閣僚評議会副議長は、中長期債務の返済について合意、合意書に署名した。 |
| フィンランド | 2016年3月17日、キューバを訪問中のフィンランド外務省のピルコ・ハマライネン次官補とリカルド・カブリサス閣僚評議会副議長は、中長期の商業債務の返済について合意、合意書に署名した。 |
| オランダ | 2016年3月23日、キューバを訪問中のオランダ財務省のジェラルド・エンティング貿易保険副部長とリカルド・カブリサス閣僚評議会副議長は、中長期債務の返済について合意、合意書に署名した。オランダの中長期債権は、同国財務省が出資し貿易保険を手がけるAtradius Dutch State Businessによるもの。 |
| 英国 | 英国のフィリップ・ハモンド外相が2016年4月28日にキューバを訪問。中長期債務の返済についてキューバと二国間合意。加えて4つの分野の二国間協力のMOUを締結。 |
| スペイン | 2016年5月4日、リカルド・カブリサス閣僚評議会副議長がスペインを訪問し、中長期債務の返済について二国間合意。2015年10月末時点の対スペイン中長期債務は24億4,405万ユーロ。合意内容は、元本、金利合わせて7億5,000万ユーロを18年間で返済。延滞金利は債務の返済次第で免除。 |
| スイス | 2016年5月19日、スイスのアン・パスカル・クラワー・ミュラー駐キューバ大使は、リカルド・カブリサス閣僚評議会副議長と面会し、中長期債務の返済についての合意文書に署名した。 |
| オーストラリア | 2016年5月20日、リカルド・カブリサス閣僚評議会副議長とオーストラリアの輸出金融保険公団のイアン・ゲイツ、ポートフォリオ・マネジメント部長は、第8回リスケの合意文書に署名した。 |
| ベルギー | 2016年5月下旬から6月にかけてベルギーのディディエ・レンデルス副首相兼外務・欧州問題大臣がキューバを訪問した。両国は中長期債務に関する合意書に署名した。 |
| デンマーク | 2016年6月23日、パリクラブ合意に基づく債務の返済について合意文書に署名した。また、デンマーク輸出信用基金(EKF)のChief Policy Advisorのカール・ヨハン・モーテンセン(Carl Johan Mortensen)氏とキューバのナショナル銀行のアレイダ・ゴンサレス・メシドール(Aleida González Mesidor)副総裁は、短期債務のリスケに関する合意文書に署名した。 |
| スウェーデン | 2016年6月30日、リカルド・カブリサス閣僚評議会副議長と在キューバ・スウェーデン大使館のクリスティン・エルサ・マリア・アーランドソン・ファレス(Kristine Elsa Maria Erlandsson Juarez)商務担当官は、債務の返済についての合意文書に署名した。 |
| イタリア | 2016年7月12日、リカルド・カブリサス閣僚評議会副議長とイタリアのマリオ・ジーロ(Mario Giro)外務・国際協力副大臣、イヴァン・スカルフアロット(Ivan Scalfarotto)経済開発省次官が会談。中長期債務に関する一般的合意、ODA関連の債務に関する合意、イタリアの貿易保険SACEの債務減額に関する合意、キューバ・イタリア二国間委員会の創設に関する合意の4つの合意書に署名した。 |
| 日本 | 2016年9月19日、渡邊優駐キューバ大使とリカルド・カブリサス閣僚評議会副議長兼経済企画大臣との間で、日本政府が保険を引き受けたキューバ政府の商業上の債務(非ODA)の繰延べなど、債務救済措置のための書簡の交換が行われた。 |

(出所)キューバ外務省発表、各種報道より作成

V- 日本とキューバの経済関係：債権問題

- 日本による債務救済措置は2016年9月19日に発表された。
- 主要債権国会合であるパリクラブにおいて到達した結論に基づき詳細を具体化したものである。
- 基金は日本企業がキューバに投資をする際のローカルコストの支払いに使用する。引き出す時にキューバペソに転換される。基金を使った日本会社は、同等の対価を円貨で日本貿易保険(NEXI)に支払う。
- 想定される基金の3つの活用方法として、①日本企業がキューバの事業会社に出資する際のペソ建て払込資本金への活用、②キューバで事業を行う日本企業のペソ建て事業資金として活用、③キューバ企業が日本に発注したものに関連したペソ建て現地コストの支払いへの活用がある。

日本による債務救済措置

| | | | |
|------------|---------|--------|---|
| 元本及び当初約定金利 | 約615億円 | 約362億円 | <p><延滞債務の繰り延べ></p> <p>2016年から2033年の18年間で、NEXIに支払う。繰り延べ利子は年1.5%。</p> |
| | | 約253億円 | <p><延滞債務の基金への積み立て></p> <p>1. キューバ国立銀行内に「基金」を開設し、2016年から2020年の5年間で積み立てる(基金に積み立てられた額は、両国間で合意するキューバ国内の開発プロジェクト等に支出され、基金を利用した者は、基金からの支出額に相当する額をNEXIに支払う。)</p> <p>2. 基金に積み立てられた金額が2033年10月31日までに全額支出されない場合、キューバ政府は基金の残額を2034年から7年間でNEXIに支払う。</p> |
| 延滞金利 | 約1197億円 | | 繰り延べ債務の支払等を条件に、2016年から2033年の18年間で段階的に免除 |

(出所) 日本外務省ウェブサイトより作成

V- 日本とキューバの経済関係：貿易保険

- NEXIのキューバ向けの短期貿易保険(2年未満案件)は、2010年8月に引受停止したが、2013年7月1日に再開し今日に至る。
- 中長期貿易保険(2年以上案件)は引き受け不可。
- 安倍首相のキューバ訪問(2016年9月22～23日)において海外投資保険の引き受け再開の方針が発表され、11月2日から引き受けが再開された。
- 短期貿易保険を使うには、キューバ政府が優先する案件をリスト化したPPL(Priority Project List)に案件を載せる必要がある。PPLについては輸出者とキューバ政府(国営企業)の間の交渉となるようである。

【2年未満案件、2年以上案件とは】

- 輸出契約等の決済や貸付契約の償還などにおいて、「起算点」(例：船積時点)から契約上の最終決済・最終償還期限までの期間が2年未満か、それ以上かにより案件を分類していること。
- ただし、2年未満案件のうち、対キューバ取引でよく使われる貿易一般保険のカテゴリにおいては12カ月以内のユーザンス(支払猶予)制限を設定している。
- これは、当該債権が「パリクラブ」におけるリスケ交渉の対象債権(1年超の債権)となることを避けるための配慮である。

V- 日本とキューバの経済関係：投資

- キューバにおける日本の直接投資は実績なく、1996年政令206号が規定する「支店」による進出のみとなっている。「支店(Sucursal)」と呼称しているが、実質的には駐在員事務所である。
- 支店は輸出入をすることができず、営業、情報収集を行うためのもの。
- 2016年8月現在、キューバ商業会議所によると、10社が支店として登録されている。この他、1998年観光省・外国貿易省共同決議1号が規定する旅行会社の支店もあり、日本の旅行会社も数社、支店を置いている。

キューバに支店を開設している日本企業

| 会社名 | 業種 |
|-------------|-----|
| 太知ホールディングス | 商社 |
| アタカコーポレーション | 商社 |
| 共栄インターナショナル | 商社 |
| 信栄インターナショナル | 商社 |
| 住友商事 | 商社 |
| 日立ハイテクノロジーズ | 商社 |
| 双日 | 商社 |
| クレオトレード | 商社 |
| 三菱商事 | 商社 |
| 前川製作所 | 製造業 |
| 丸紅 | 商社 |

(出所)キューバ商業会議所およびプレスリリース

VI- 経済改革：変化が期待されるビジネス環境

- 2008年2月にラウル・カストロ氏が国家評議会議長(元首)に就任すると、経済改革に着手し始めた。
- 2011年4月に行われた第6回共産党大会で経済改革の方向性が示された。
- 5年後の2016年4月に行われた第7回共産党大会では、これまでの経済改革の方向性を維持することが示された。
- 共産党中央委員会政治局のメンバーが交代。革命世代が残ることになった。次回の後退は5年後の2021年となる。つまり、ラウル・カストロ議長は、2018年に国家評議会、閣僚評議会議長の任期を終えても、2021年までは共産党トップとして影響力を行使できるということである。

第6回、第7回共産党大会のポイント

第6回共産党大会 (2011年4月)

- フィデル・カストロ氏公職から引退。ラウル・カストロ氏が共産党党第1書記に就任した。
- 国家運営綱領たる「経済・社会政策指針」が承認され、経済改革の方向性が示された。

第7回共産党大会 (2016年4月)

- 2011年以降進められている経済改革の方向性が再確認された。
- 経済改革が加速する兆しはみられず。カストロ議長は「急がず、しかし止まらず」と述べた。
- 「2030年までの国家開発計画」、「キューバの社会・経済モデルの概念的規定」について討議。また、「経済・社会政策指針」の達成状況についてレビューし、「経済・社会政策指針2016-2021」について討議された。
- 「経済・社会政策指針」の達成状況は、313の指針のうち実施済21%、実施中77%、未着手2%という状況だった。
- 共産党中央委員会政治局のメンバーが交代した。しかし、当初期待されていた世代交代は行われず、2021年までは革命世代が指導層の中核に残ることになった。
- 共産党中央委員会のメンバー入りに年齢制限(60歳以下)を設けた。

(出所) 各種資料より作成

VI- 経済改革：変化が期待されるビジネス環境

ラウル・カストロ議長の下で進められた主な経済改革

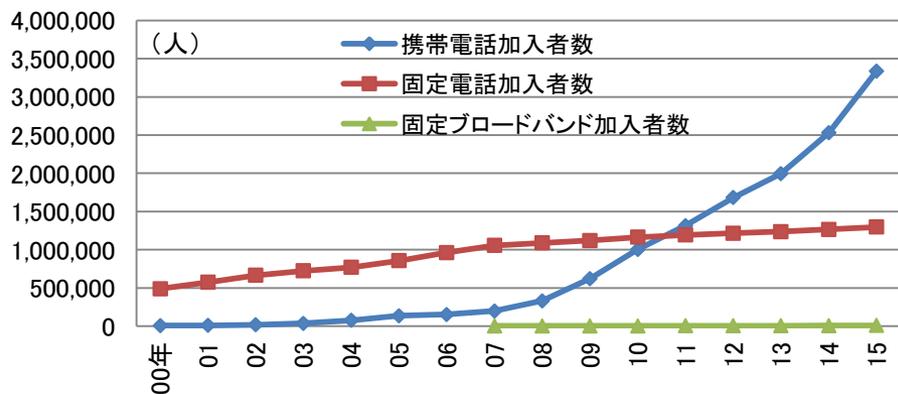
| 時期 | 内容 | 関連法 |
|----------|--|--|
| — | 配給品の削減 | |
| 2007年8月 | 国営企業の独立採算制の強化など | 2007年政令法252号、2014年政令法320号など |
| 2008年3月 | 携帯電話利用の開放 | |
| 2008年7月 | 有給国有地の農家への貸与解禁 | 2008年政令法259号、2012年政令法300号 |
| 2009年6月 | インターネットアクセスの解禁 | 2009年情報通信省決議99号 |
| 2010年10月 | 自営業の拡大(公務員削減) | 2010年労働社会保障省決議32号など |
| 2011年4月 | 二重通貨制度解消の方針 | 第6回共産党大会など |
| 2011年7月 | 家電製品販売の再開(エアコン、電気コンロ、電気グリル、電気シャワー、電気フライヤー、電気温水器、パントースター、コーヒーメーカー、携帯式電気コンロ、その他家電製品)(2003年に禁止) | 2011年国内流通省決議318号 |
| 2011年11月 | 個人間の住宅売買の自由化 | 2011年政令法288号 |
| 2011年11月 | 協同組合による農産品販売の自由化 | 2011年農業省決議122号、2011年財政価格省決議369号、2011年観光省決議121号など |
| 2012年12月 | 非農業分野の協同組合の促進 | 2012年政令法305号、306号、政令309号など |
| 2013年1月 | 移民法の改正(出国許可廃止) | 2012年政令法302号 |
| 2013年9月 | マリエル開発特区の設置 | 2013年政令法313号など |
| 2013年12月 | 自動車売買の自由化 | 2013年政令320号など |
| 2014年4月 | 新外国投資法 | 2014年法律118号など |
| 2016年10月 | 公務員の所得税徴税 | 財政価格省決議261号など |

(出所)各種資料より作成

VI- 経済改革：携帯電話、インターネット利用の解禁

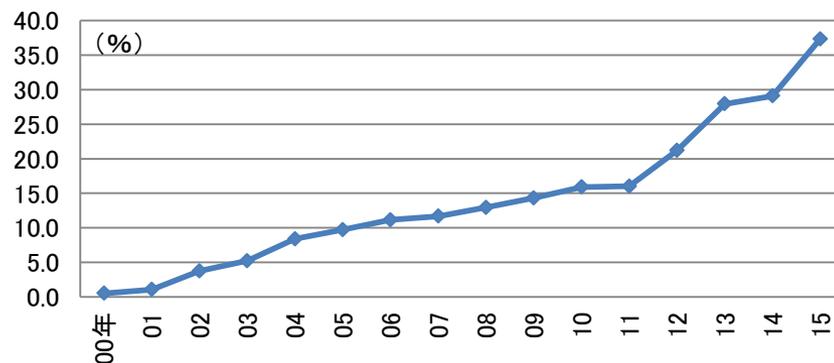
- 2008年3月にキューバ人の携帯電話利用を解禁。
- 2009年6月にキューバ人のインターネット利用を解禁。公衆無線LANへの接続にはカードを購入する必要あり。(1時間2CUC)
- 家庭でのインターネット利用は解禁されていないが、携帯電話の普及と公衆無線LANの整備により、一般市民同士がインターネット上で物品やサービスの売買を行っている。

固定・携帯電話・固定ブロードバンド加入者数の推移



(出所) 国際電気通信連合 (ITU)

インターネット人口普及率の推移



(注) インターネットを利用している個人の利用率

(出所) 国際電気通信連合 (ITU)

情報通信関連機器等の世帯における普及率

| | キューバ | | 日本 | |
|-------------|---------|------|---------|------|
| | 普及率 (%) | 対象年 | 普及率 (%) | 対象年 |
| ラジオ | 52.4 | 2013 | n.a. | n.a. |
| TV | 95.5 | 2013 | n.a. | n.a. |
| 固定電話 | 24.4 | 2013 | 79.1 | 2013 |
| 携帯電話 | 27.7 | 2013 | 94.8 | 2013 |
| パソコン | 13.0 | 2015 | 82.4 | 2013 |
| インターネットアクセス | 5.6 | 2015 | 96.7 | 2013 |

(出所) 国際電気通信連合 (ITU)



インターネット接続に必要なカード

VI- 経済改革：自営業の拡大

- 社会主義体制下でも自営業は小規模農業、医療、輸送業を中心に存在した。
- 1991年にソ連が崩壊し、米国の経済封鎖が強化されるとキューバ経済は苦境に陥った。そのため1993年に自営業を拡大したが、以降は拡大と縮小を続けてきた。

自営業を巡る動き

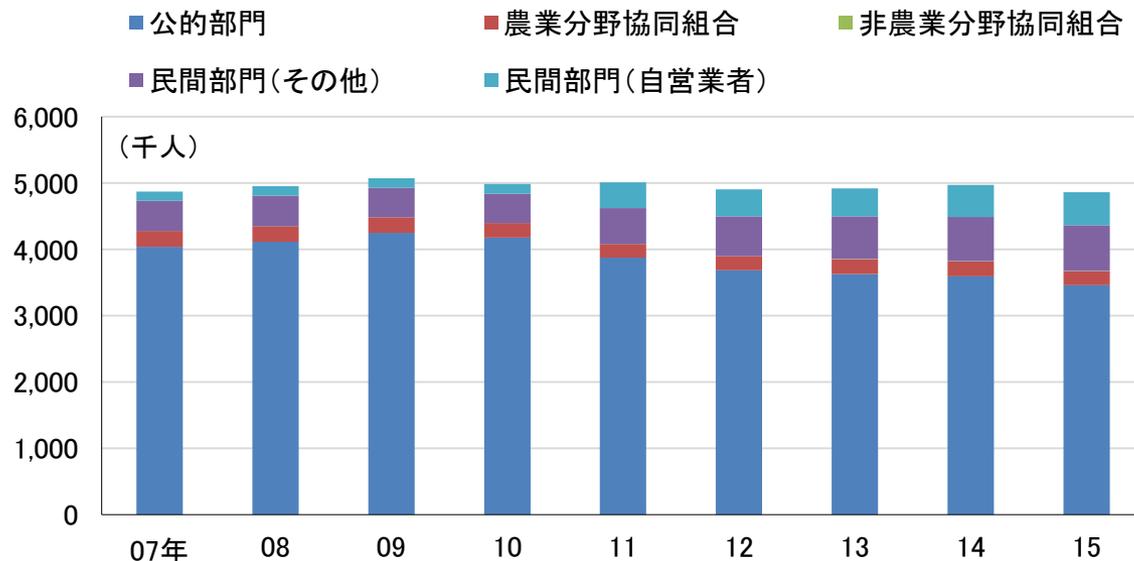
| 関連法 | 概要 |
|--|--|
| 1978年政令法 (Decreto-Ley) 14号 | <ul style="list-style-type: none"> 公務員の個人事業への従事を認めたが従業員の雇用は不可。対象活動は政府や国営会社が提供できないものに限定。 自営業者は納税者登録と納税義務を課された。納税者登録は1年有効で更新が必要だった。 |
| 1985年財政価格省、労働社会保障省 合同決議 (Resolución) 1号 | <ul style="list-style-type: none"> 117の活動を自営業の対象とした。 |
| 1993年政令法141号 | <ul style="list-style-type: none"> 自営業の対象活動、自営業の対象者、条件、規則などを定めた。政令法14号と異なり、自営業者が商品やサービスを消費者に直接販売することが認められた。政令法14号は、商品やサービスの販売先を政府としていた。販売価格は統制され、違法な個人事業主の増殖を抑制した。 |
| 1996年財政価格省、労働社会保障省 合同決議1号 | <ul style="list-style-type: none"> 1985年財務価格省、労働社会保障省合同決議1号を廃止し、自営業の対象活動、対象者を拡大するとともに規則を変更した。157業種が規定され、大学卒業者も従事できるようになった。 自営業者が法人と直接取引をすることを禁じた。 自営業者の利益を最小限にするべく、自営業者による原材料の仕入先は、TRD (Tiendas de Recuperación de Divisas: 外貨ショップ) 及び農産品・工業品・手工業取引所 (Mercados Agropecuarios Industriales y Artesanales) に限られ、購入証明 (Comprobante de compra) を検査員に求められた場合には提示する必要があった。 非食品分野のライセンスを取得した自営業者はTRDで販売されるものと同じ工業品の販売を、喫茶、レストランのライセンスを取得した自営業者は、乳製品、ソーセージについてはTRDで購入したもののみ提供することができるとされた。 |
| 1998年財政価格省、労働社会保障省 合同決議1号 | <ul style="list-style-type: none"> 対象活動数に変更はなかったが、ペソ、ドル建てでの納税申告、公的部門に従事する自営業者は、ライセンス取得前に、所属先から証明書の取得と提出を義務付けた。 |
| 2003年労働社会保障省決議8号 | <ul style="list-style-type: none"> 自営業の対象活動を従来から50少ない107とした。また、22の活動について新規ライセンスの発行を停止した。この改正の影響を受けたのは座席数12までの小規模レストランだったとされる。 |
| 2004年労働社会保障省決議11号 | <ul style="list-style-type: none"> 自営業の対象活動を118としたが、新規ライセンスの発行停止対象を40に拡大した。 |
| 2005年労働社会保障省決議9号 | <ul style="list-style-type: none"> 大きな変更はなし。 |
| 2010年労働社会保障省決議32号 | <ul style="list-style-type: none"> 178の活動を自営業の対象とした。 |
| 2011年労働社会保障省決議33号 | <ul style="list-style-type: none"> 181の活動を対象活動とするとともに、自営業者と政府の取引を初めて認めた。 レストランについても初めて12席50脚の規模まで認められた、従業員の雇用、住居、部屋の賃貸が認められた。 |
| 2013年労働社会保障省決議42号 | <ul style="list-style-type: none"> 対象活動の内容、活動を認可する省庁が明確にされた。 対象活動を201に拡大。 |

(出所) 各種資料より作成

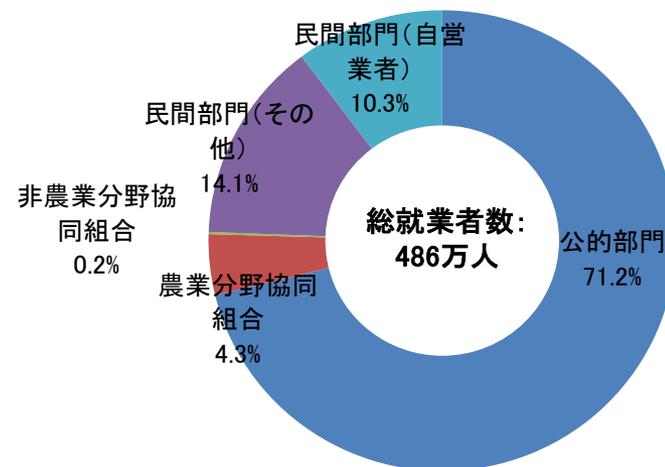
VI- 経済改革：自営業の拡大

- 1996年に自営業の規制を緩和した結果、自営業者数が25万人まで増加した。一方、自営業が制御不能に陥ることを懸念した政府は、2003年以降、規制強化へ舵を切った。その結果、2008年までに自営業者数は9万人にまで減少した。
- 厳しい経済情勢を受けた公務員削減のため、2008年以降は自営業拡大に再び舵を切り、2015年には自営業者数が約50万人に達した。2016年10月にはハバナにおいて引き締め動きもみられた。
- 2016年国内流通省決議60号で国営企業の遊休店舗の貸し出し手続きを規定するなど自営業を後押しする動きもある。
- 共産党機関紙「グランマ」によると、2016年の自営業者による確定申告額は51億キューバペソで、前年(12億7,500万キューバペソ)から大幅に増加した。
- ライセンスを持たない違法な自営業者が20~30万人に達するとの見方もある。

セクター別就業者数の推移



セクター別就業者数(2015年)



(出所)労働社会保障省、国家統計局

VI- 経済改革：自営業の拡大

- 自営業拡大の中心は民営レストラン「パラダール」の増加。
- 質の高い食事、サービスを提供するパラダールが増えている。



落ち着いた雰囲気のパラダール



食材も豊富

VI- 経済改革：二重通貨制度の解消

- 1994年以降、キューバペソ(CUP)と兌換ペソ(CUC)が並存している。
- 原則として外国人の決済にはCUCが、キューバ人の決済には原則CUPを使用する。ただし、一部の品目やサービスの購入にはキューバ人でもCUCを使用する。
- 市中の両替所(CADECA)における交換レートは1米ドル=1CUC=24CUPとなっている。ただし米ドルをCUCに両替する際は課徴金(10%)が課される。政府機関は1米ドル=1CUC=1CUPの異なる交換レートを用いる。

キューバの通貨を巡る動き

| | 概要 | 為替レート |
|-------|--|---|
| 1914年 | キューバペソ(CUP)を導入。米ドルも法定通貨として認めた。 | ～1959年まで CUPは米ドルにペッグ。1CUP=1米ドル |
| 1948年 | 法律13号により中央銀行を設立。法定通貨をCUPのみとした。 | |
| 1961年 | 中銀決議140号。中銀の許可なく外貨を保有することを禁止。 | 1960年～ CUPはソ連ルーブルにペッグ。1CUP=1ルーブル |
| 1975年 | 第1回共産党大会 | 1975年～ 貿易決済 1米ドル=0.78CUP、1ルーブル=1.11CUP |
| 1991年 | ソ連崩壊により経済悪化。 | 並行レートで1米ドル=150CUP |
| 1993年 | 1993年政令法140号。米ドルの流通を解禁。 | |
| 1994年 | 中銀決議357号。兌換ペソ(CUC)を導入。 | 1994年～ (政府機関は1CUC=1CUP) |
| 2003年 | 2003年中銀決議65号。公的部門における米ドルの流通を禁止。 | 1CUC=1米ドル、1CUC=24CUP(売り)／25CUP(買い) |
| 2004年 | 中銀決議89号。卸売り部門での米ドルの流通を禁止。10月以降は米ドルの流通がなくなる。中銀決議80号は米ドルのCUCへの交換に際して10%の課徴金を設定。 | |
| 2005年 | 中銀通貨政策委員会合意(Acuerto)13、15号。CUPをCUCに対して7%、CUCをUSDに対して8%切り上げ。 | 2005年4月～ (政府機関は1CUC=1CUP) 1CUC=1.08米ドル、1CUC=24CUP(売り)／25CUP(買い) |
| 2011年 | 第6回共産党大会。二重通貨制度解消の方針を発表。 中銀決議31号。CUCの交換レートを、すべての外国通貨に対し8%切り下げ。 CUPもCUCに対して切り下げ。10%の課徴金は維持。 | 2011年3月14日～ (政府機関は1CUC=1CUP) 1CUC=1USD 1CUC=24CUP(売り)／25CUP(買い) |
| 2013年 | 10月22日にNota Oficialを通じて二重通貨制度の統合の方針を発表。 | |
| 2014年 | 財政価格省決議19、20、21号。通貨統合時の卸売り、小売り部門の会計、価格決定について規則を定めた。 | |

(出所)各種資料より作成

VI- 経済改革：二重通貨制度の解消

- 2015年2月、中央銀行は1,000、500、200のキューバペソ紙幣を発行。それまでは100キューバペソが最大。二重通貨の一本化に向けた準備とも言われている。
- キューバペソ建て給与、年金は基礎的支出をカバーするのに不十分(2016年4月・第7回共産党大会)。これを受けてキューバペソの購買力を高めるべく食料価格の引き下げ措置を導入。二重通貨制度の解消へ向けた布石の一つか。

キューバで流通する2つの通貨

| キューバペソ | 兌換ペソ |
|---|---|
|  |  |
| キューバ共産党の共同創設者 フリオ・アントニオ・メリヤ | キューバ革命に参加した革命家 カミーロ・シエンフエゴス |
|  |  |
| ハバナ大学 | キューバの国章(エスクード) |

(出所)キューバ中央銀行

最近の価格統制

| 関連法 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 2016年4月21日付 特別官報 | 外貨ショップ(TRD)、国内流通省管理の市場(Mercado Palalero)における食料品価格の値下げ。 |
| 2016年 財政価格省 決議162号 | 農産品の集荷・卸売りをを行う国営企業のマージンに上限。 |
| 2016年 財政価格省 決議157号 | 農産品に価格上限を設定。二等品は20%引き、三等品は40%引き。 |
| 2016年 財政価格省 決議195号 | CUC建てで販売される輸入ビールの価格を引き下げ。 |

(出所)官報、各種報道より作成

VI- 経済改革：移民法の改正

- 新しい移民制度が2013年1月14日に発効。1976年以来の移民制度の大幅改正となった。
- 米国の経済、貿易、金融封鎖や1966年の「キューバ難民に関するキューバ調整法」による頭脳流出に対する国家保安が目的。
- キューバ人の海外渡航について出国許可制を廃止。パスポートを取得すれば自由に海外へ渡航できるようになった。
- 中米におけるキューバ難民問題を受け、2015年12月7日から医師も政令法306号の対象となり、出国が制限された。

新しい移民法の概要

| 関連法 | 改正内容 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律1312号「移民法」を改正する政令法302号 ・ 政令26号「移民法施行規則」を改正する政令法305号 ・ 幹部、専門技能者、アスリートの海外渡航について定めた政令法306号 | <p>キューバ人はパスポート1つで出入国することができるようになった。既に有効なパスポートを所持している場合は発給税を納付することなく更新することが可能。有効なパスポート、出国許可を所持している場合は新制度に基づく手続きは必要ない。</p> <p>これまで11ヵ月だった海外滞在可能期間は24ヵ月に拡大され、延長も可能に。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ パスポートの発給手数料に関する財務価格省決議343号 ・ 一般パスポートの更新に関する内務省決議34号 | <p>パスポートは外交官、サービス(外務関係)、公用、一般、船員の5つで従来どおり。外交官、サービスの2つは外務省が発給、残る3つは内務省が発給する。一般のキューバ人は一般のパスポートを取得することになるが、この発給税として100兌換(だかん)ペソを支払う必要がある。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ キューバ移民のキューバへの居住申請に関する内務省決議44号 ・ キューバ人の海外渡航時の要件の変更に関する外務省決議318号 ・ 海外滞在期間の延長に関する外務省決議319号 | <p>一般パスポートは、発給税を納付すれば無条件に発給されるわけではなく、国防・国家安全保障上の理由がある場合、高度な労働力(組織の幹部、経済・社会開発、科学技術、公共衛生分野に従事する高等教育修了者、保健、科学技術分野の業務に従事する中級以上の技術者、優れたアスリートおよびトレーナー)を国内に留保する必要および国家機密保持の観点から関係官庁の許可を得られない場合、関係官庁が定義する公共の重要性に係る理由がある場合などには発給されない。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外渡航を申請した労働者の義務に関する労働・社会保険省決議43号 ・ 年金に関する労働・社会保障省決議44号 | <p>海外に在留するキューバ移民のキューバへの入国についても新たに規定。海外へ移住または亡命する場合、従前は住居や自動車などの資産は没収されていたが、移住前にこれらの資産を家族に売却、譲渡、交換することができる。</p> <p>キューバ市民としてのステータスを維持(24ヵ月の海外滞在の扱い)しつつ亡命先で亡命者として生活することも可能。キューバ移民が自由にキューバへ戻る事が可能に。</p> |

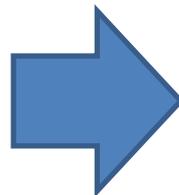
VI- 経済改革：自動車売買の自由化

- 2013年12月31日付政令320号により、個人の自動車売買を自由化した。
 - それ以前に闇で行われていた売買を表に出すことで、政府の税収を高める狙い。
 - 輸入、国内販売は、運輸省が定めた条件に従って、外国貿易・外国投資省の許可を得たキューバ法人(=国営企業)が行う。
 - 2013年財政価格省決議543号により、消費者への小売価格は「車両価格×8.0+関税※」、自動車部品は「本体価格×2.2」と定めた。
- ※関税率は、排気量1,500～3,000ccのガソリン車で15%。

自動車売買自由化前後の変化

改正前

- 個人間で自動車の売買が行われても、名義人は変更されていなかった。個人間で自動車の所有権の移転が認められていたのは遺産相続などに限定。
- 個人の自動車購入に際しては「購入許可」が必要だった。この購入許可は誰でも入手することができるわけではなく、また、購入許可を取得するには購入代金の裏付けも必要だった。
- 実際には購入許可を持っていても、親から受け継いだ自動車が既に手元にあるなどの理由で、権利を行使していないケースも多く、そのような場合は購入許可を転売していた。
- 購入許可は個人間で取引されても名義は変更されない。



改正後

- 個人間の自動車の売買が自由化された。
- 購入許可がなくても個人はディーラーで自動車の購入が可能になった。
- 公証人を通じて手続きを行う。自動車登録証が必要。公証人の面前で、売買価格、所有権の移転について宣言する。所有権の移転に際して資産移転税と個人所得税を課税。
- 購入許可がなくなった代わりに、2013年財政価格省決議543号により自動車の販売価格の設定について定めた。

(出所)官報、各種資料より作成

VI- 経済改革：自動車売買の自由化

- 自由化直後の国営企業の価格表によると、小型セダンのPeugeot 301で約11万ドル。
- 走行距離が多い車両を払い下げている。走行距離10万キロでも販売価格は非常に高い。中古車の販売価格も2013年財政価格省決議543号により算出する。

2016年6月4日調査の中古車の小売価格表

| LISTADO OFICIAL DE PRECIOS VEHICULOS DE USO AGENCIA CALLE 20 | | | |
|--|----------------|-----------|---------------------|
| Marca | Modelo | Año | Precio de Venta CUC |
| GEELY | CK GS T/M | 2008-2012 | \$30.500,00 |
| GEELY | CK GL T/M | 2012 | \$32.000,00 |
| HYUNDAI | AZERA | 2009 | \$75.000,00 |
| KIA | PICANTO | 2012 | \$35.000,00 |
| MOTO | HONDA | 2010 | \$20.000,00 |
| MOTO | TYAMAHA | 2010 | \$20.000,00 |
| MOTO | DELTA 50 QT-7 | 2015 | \$5.000,00 |
| MOTO | JIALING 125 CC | 2008 | \$5.300,00 |
| TOYOTA | 4RUNNER | 1996 | \$75.000,00 |
| NISSAN | QUEST | 2004 | \$95.000,00 |
| HYUNDAI | MATRIX | 2006 | \$37.000,00 |
| CHERRY | QQ | 2005 | \$20.000,00 |
| DAIHATSU | COURE | 1994 | \$20.000,00 |
| SSANGYON | KORANDO | 2012 | \$100.000,00 |
| PEUGEOT | 407 | 2004 | \$40.000,00 |

VI- 経済改革：自動車売買の自由化

■キューバの輸入統計によると、乗用車の輸入台数(新車・中古車計)は年間5,000台前後で推移。

自動車輸入金額の推移(SITCベース)

(単位:1,000キューバペソ)

| | 07年 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 陸上輸送機械 | 371,559 | 588,567 | 305,681 | 274,440 | 282,441 | 305,785 | 331,317 | 245,252 | 525,874 |
| 人員の輸送用の自動車 | 50,273 | 80,430 | 46,462 | 54,060 | 52,676 | 62,875 | 60,563 | 35,949 | 65,579 |
| 公共人員輸送用の自動車 | 91,313 | 86,623 | 34,997 | 41,943 | 14,755 | 39,812 | 35,677 | 19,672 | 138,505 |
| 貨物自動車 | 68,963 | 146,339 | 67,746 | 38,475 | 51,435 | 30,486 | 52,342 | 23,089 | 85,477 |
| 牽引車 | 5,693 | 34,596 | 9,158 | 1,008 | 4,445 | 593 | 6,956 | 4,018 | 8,666 |
| 特殊自動車 | 31,877 | 32,987 | 28,528 | 55,407 | 32,192 | 43,325 | 16,584 | 24,109 | 31,607 |
| 自動車部品 | 90,780 | 141,763 | 74,473 | 59,802 | 96,774 | 94,887 | 132,928 | 115,954 | 146,256 |
| オートバイ | 5,815 | 10,967 | 3,564 | 2,131 | 3,074 | 4,114 | 2,437 | 1,114 | 3,844 |
| オートバイ部品 | 4,326 | 4,692 | 2,282 | 1,811 | 3,196 | 4,668 | 3,031 | 0 | 1 |
| 被牽引車 | 2,183 | 12,901 | 14,046 | 2,163 | 3,014 | 3,131 | 3,114 | 691 | 7,189 |

自動車輸入台数の推移(SITCベース)

(単位:台)

| | 07年 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|------------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 人員の輸送用の自動車 | 5,811 | 7,172 | 4,754 | 5,170 | 5,946 | 4,855 | 4,643 | 3,403 | 5,394 |
| 公共交通機関の人員輸送用の自動車 | 1,887 | 1,541 | 733 | 990 | 319 | 514 | 647 | 292 | 1,965 |
| 貨物自動車 | 1,622 | 5,991 | 2,760 | 959 | 760 | 476 | 3,094 | 482 | 1,653 |
| 牽引車 | 150 | 707 | 196 | 24 | 121 | 20 | 121 | 60 | 142 |
| 特殊自動車 | 362 | 385 | 358 | 429 | 331 | 779 | 906 | 7,036 | 339 |
| オートバイ | 8,779 | 20,913 | 8,860 | 2,561 | 9,742 | 2,975 | 27,307 | 1,173 | 3,849 |
| 被牽引車 | 177 | 2,982 | 1,018 | 101 | 356 | 116 | 198 | 39 | 170 |

(出所) 国家統計局

VI- 経済改革：自動車売買の自由化

■ 自動車の世帯普及率は低い。

住宅における家電製品、自家用車の普及状況

| 品目 | 数量 | 普及率 |
|------------|-----------|--------|
| ラジオ | 2,018,852 | 54.1% |
| ビデオ再生機 | 2,298,337 | 61.6% |
| 音楽再生機 | 1,051,510 | 28.2% |
| 白黒テレビ | 759,164 | 20.3% |
| カラーテレビ | 2,922,099 | 78.3% |
| コンロ、電気コンロ | 2,897,026 | 77.6% |
| 冷蔵庫 | 3,022,966 | 81.0% |
| 洗濯機 | 2,329,432 | 62.4% |
| ミキサー | 2,312,202 | 61.9% |
| 炊飯器、多機能炊飯器 | 3,620,606 | 97.0% |
| 電子レンジ | 585,597 | 15.7% |
| アイロン | 2,427,857 | 65.0% |
| 扇風機 | 6,417,024 | 171.9% |
| エアコン | 579,471 | 15.5% |
| ミシン | 1,122,455 | 30.1% |
| パソコン | 439,234 | 11.8% |
| 固定電話機 | 884,824 | 23.7% |
| 携帯電話機 | 852,413 | 22.8% |
| 自動車、ジープ | 169,950 | 4.6% |
| トラック、トラクター | 68,957 | 1.8% |
| オートバイ | 142,689 | 3.8% |
| 自転車 | 1,354,148 | 36.3% |
| 給湯器 | 446,142 | 12.0% |

(注1) 居住者のいる住宅戸数は3,732,851戸。

(注2) 普及率は数量を住宅戸数で割って算出。

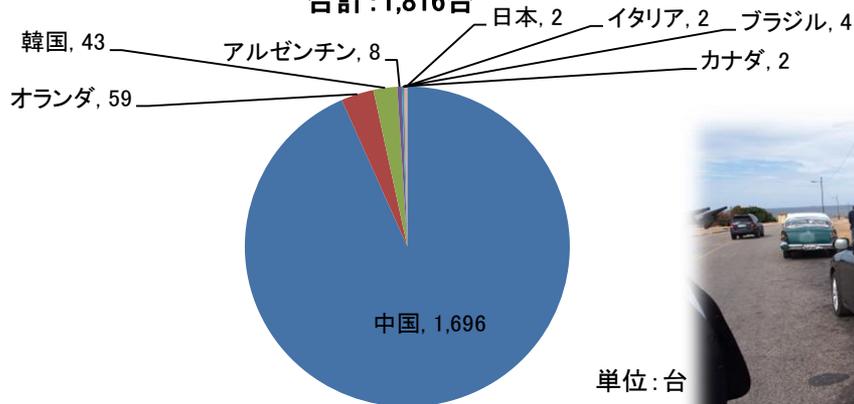
(出所) 国家統計局「2012年国勢調査」

VI- 経済改革：自動車売買の自由化

■世界主要国の輸出統計によると、中国からの輸出台数はいずれの車種においても最も多い。

主要国のキューバ向けバス(HS8702)輸出台数(2015年)

合計:1,816台

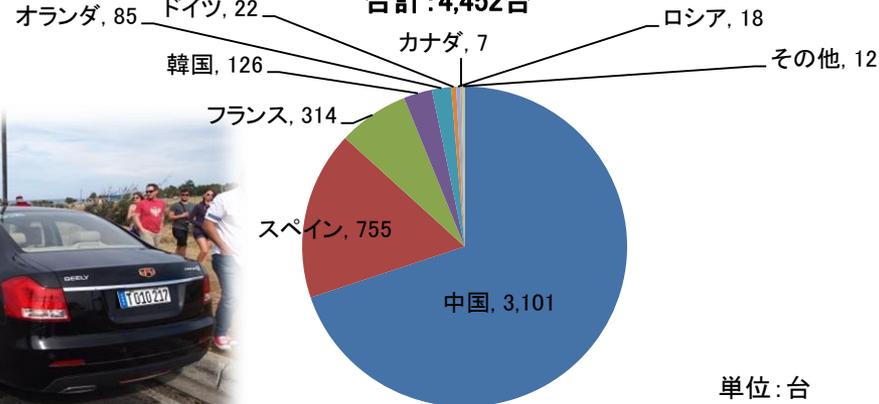


単位:台

(出所) Global Trade Atlas

主要国のキューバ向け乗用車(HS8703)輸出台数(2015年)

合計:4,452台



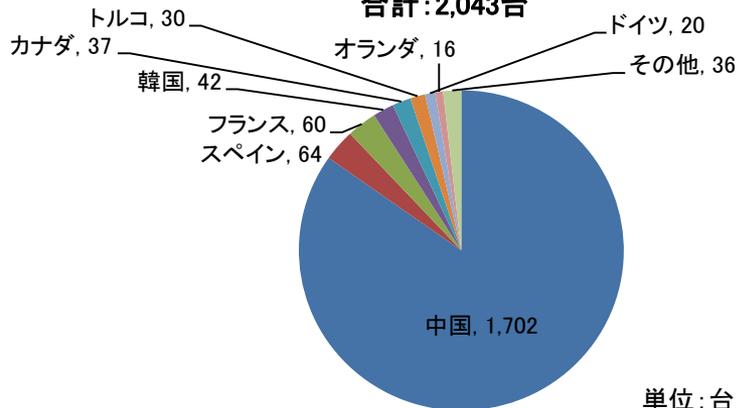
単位:台



街でよく見かける中国のGEELY

主要国のキューバ向け貨物自動車(HS8704)輸出台数(2015年)

合計:2,043台

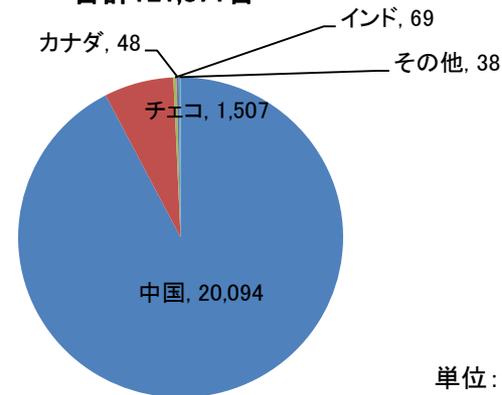


単位:台

(出所) Global Trade Atlas

主要国のキューバ向けオートバイ(HS8711)輸出台数(2015年)

合計:21,871台



単位:台



中国製の観光バス(後)

VI- 経済改革：個人間の住宅の売買自由化/国営企業による卸売

【個人間の住宅売買の自由化】

- 個人間の住宅の売買は物々交換(ペルムータ)が一般的だったが、不動産取引の動きを把握することにより徴税を強化するべく、個人間の住宅の売買について規定した。
- 現在のペルムータによる個人間の住宅の売買は行われているようである。

【国営企業による卸売りの導入】

- 試験的な取り組みとして導入。

個人間の住宅売買自由化の概要

| 関連法 | 内容 |
|----------------|---|
| 2011年政令法288号ほか | <ul style="list-style-type: none"> • 1988年法律65号「住宅一般法」、1994年法律73号「税制法」を改正。個人間の住宅の売買等について定義。 • ペルムータをする場合、寄贈する場合は、事前の資産登録を行い、公証人の面前で行う。住宅を売買する場合は、両者が合意した価格で取引することができる。 • 住宅の所有権を移転する際は、資産移転・相続財産税 (Impuesto sobre Transmisión de Bienes y Herencias) が4%課税される。ペルムータの場合も同様。 |

(出所)各種資料より作成

国営企業による卸売りの導入

| 関連法 | 内容 |
|--------------------------------------|--|
| 2013年経済企画省決議641号 2013年財政価格省決議471号 | <ul style="list-style-type: none"> • 産業省、建設省、鉱業・エネルギー省の傘下の国営企業数社に、試験的に生産余剰分の国内法人への卸売りを認めた。卸売価格は財政価格省の統制対象とされた。 • 11月22日付け共産党機関紙グランマは、2014年1月から対象企業を拡大すると報じた。 |

(出所)各種資料より作成

VI- 経済改革：非農業分野の協同組合の促進

- キューバには、経済活動の主体として協同組合 (Cooperativas) が数多く存在する。2011年5月の「経済・社会政策指針」に示された非政府部門拡大の方針を受け、非農業分野協同組合が新設された。
- 2014年の外国投資法は、外国企業と協同組合の合併事業を認めているが、外国貿易・外国投資省 (MINCEX) によると、2016年11月現在、農業協同組合を対象とした外国企業と共同事業に関する指針について周知を図っているところであり、今後具体的な案件が出てくる可能性がある。

協同組合

協同生産基礎単位
(Unidad Básica de Producción
Cooperativa: UBPC)

1993年に創設。国有農地を使って農業牧畜業を行う協同組合。国営企業と協同組合のハイブリッドだが、国営組織である。

農業生産協同組合
(Cooperativas de Producción
Agropecuaria: CPA)

1975年に創設。小規模農家で構成される協同組合。土地は協同組合の名義。こちらも国営組織である。

与信・サービス協同組合
(Cooperativas Créditos y
Servicios: CCS)

1990年に創設。小規模農家の生産性向上、販売促進を目的とした技術支援、金融支援を行うための協同組合。土地は各小規模農家の名義。民間組織。

非農業分野協同組合
(Cooperativas No
Agropecuarias: CNoA)

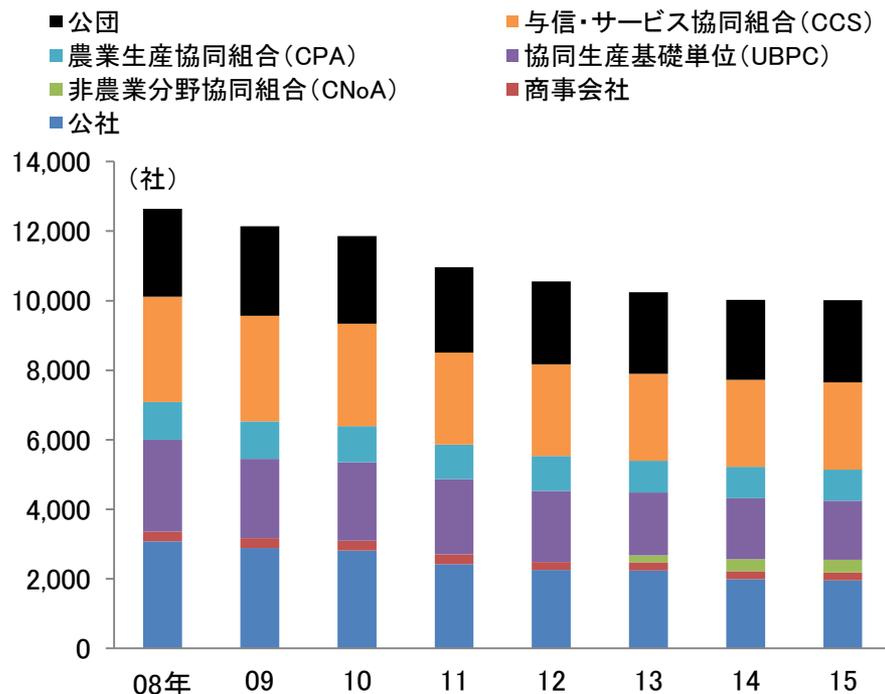
2012年政令305号などで規定された新たな形態。最低3人の共同出資者により組合を設立し、農牧分野以外での経済活動の実施が可能となった。民間組織。

(出所) 国家統計局

VI- 経済改革：非農業分野の協同組合の促進

- 2012年政令法305号、306号、政令309号などにより、非農業分野の協同組合の設立が承認された。2011年5月の「経済・社会政策指針」に示された非政府部門拡大の方針を受けた試験的取り組み。
- 非農業分野の協同組合の設立には最低3人の共同出資者が必要。事業分野の制限は特にない。
- 2016年財政価格省決議124号、2016年国内流通省決議61号により、非農業分野の協同組合が国営企業から資材を調達する際の販売価格を小売価格の2割引、節電関連部材は3割引とすること、非農業分野協同組合が国営輸入企業に資材の輸入を依頼することが規定された。

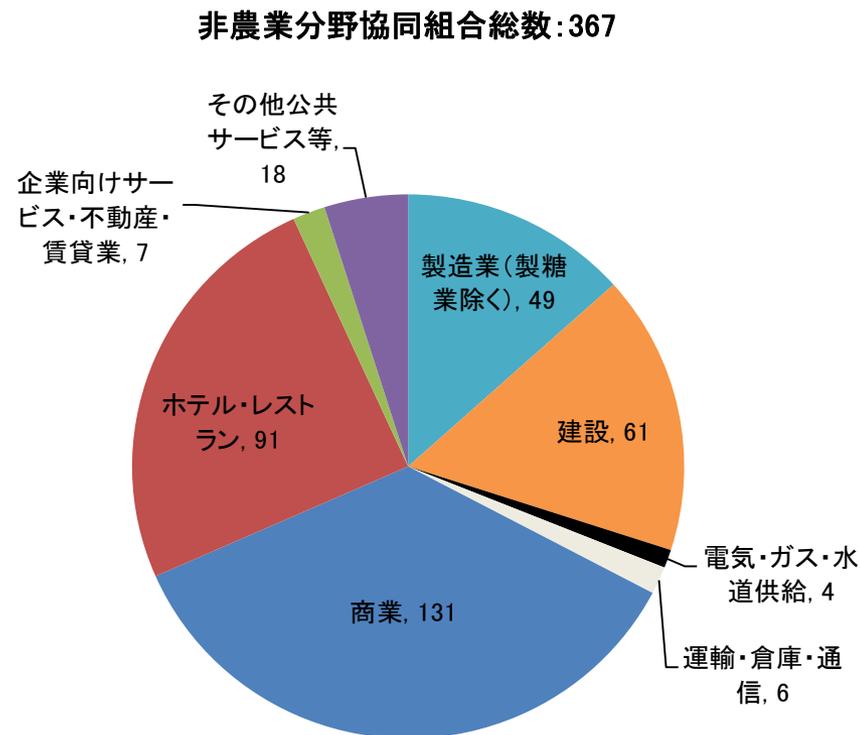
国営企業、協同組合数の推移



(注) 非営利組織 (ISFL)、合併企業、100%外資企業、外国企業支店、商業会議所、法律事務所は含まない。

(出所) 国家統計局

分野別の非農業分野協同組合数 (2015年)



(出所) 国家統計局

VI- 経済改革：農業協同組合による農産品販売の自由化

■ 農業協同組合による農産品販売について一部を自由化した。

協同組合による農産品販売自由化の動き

| 法令 | 内容 |
|--|---|
| 2011年農業省決議122号 2011年財政価格省決議369号 2011年観光省決議121号 | オルガノポニコス(Organiponicos)と呼ばれる菜園を持つ農業生産協同組合(CPA)、与信・サービス協同組合(CCS)、協同生産基礎単位(UBPC)、公社(Empresas Estatales)が生産した米(精米していないもの)、木炭を、観光省傘下のホテル、飲食店へキューバペソ建ての卸売り価格による直接販売を認めた。 |
| 2013年農業省決議581号 2013年財政価格省決議352号 2013年観光省決議137号 | 対象品目を拡大。生花、観葉植物、フラワーアレンジメント、園丁サービス、香辛料、鶏卵、うずらの卵を追加。 |
| 2013年政令318号 | CPA、CCS、UBPC、公社などが生産した農畜産品(一部品目を除く)のうち生産余剰分の自由販売を試験的に認める。一部の品目(8品目)の小売価格は統制の対象。 |

(注)オルガノポニコス:都市部で、コンクリートで固めた場所やコンテナなどを利用した菜園

(出所)官報、各種資料より作成

VI- 経済改革：外貨規制

- キューバと諸外国の財、サービス、証券等の取引状況や決済資金の動きはほとんど公開されておらず実態は不明だが、外貨不足に苦しんでいる。
- 国際収支統計は、2016年11月時点で2013年までの経常収支のみが公開されている状況。貿易収支は大幅な赤字だが、医師の海外派遣、外国人観光客の受入によりサービス収支が大幅な黒字。
- 経済企画省、中央銀行が外貨を厳しく管理している。

キューバの国際収支

(単位：100万キューバペソ)

| | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 貿易・サービス収支 | 3,119 | 2,240 | 3,771 | 2,991 | n.a. |
| 貿易収支 | △ 5,935 | △ 7,850 | △ 7,970 | △ 9,207 | n.a. |
| 一般商品 | △ 6,095 | △ 8,082 | △ 8,224 | △ 9,424 | n.a. |
| 港湾・空港で調達された財貨 | 160 | 232 | 254 | 217 | n.a. |
| サービス収支 | 9,054 | 10,090 | 11,741 | 12,198 | n.a. |
| 所得収支 | △ 1,432 | △ 1,064 | △ 995 | △ 922 | n.a. |
| 移転収支(ネット) | △ 196 | 261 | △ 394 | △ 220 | n.a. |
| 経常収支 | 1,491 | 1,437 | 2,382 | 1,850 | n.a. |

(注) 不履行債務の利払いは含まない。

(出所) 国家統計局

外貨規制の変遷

| 2004年～ | 2009年～ |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年中央銀行決議第92号に基づく外貨規制。 ・ 中央銀行傘下の外貨承認委員会(Comite Aprobacion de Divisa)に対して輸入者である国営企業が許可を申請。この申請は、輸出者との契約後ではなく契約前。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年7月1日より外貨規制のルールを変更。外貨承認委員会を廃止。 ・ 経済企画省および中央銀行により構成される委員会を月に1度開催して各省に外貨を割り当て。各省が割り当てられた外貨により傘下の国営企業の輸入を承認(Certificado de Liquidez)。 |

(出所) 各種資料より作成

VI- 経済改革：公務員、外資系企業従業員の所得税徴税強化

- 所得税の徴税を公務員は2016年10月から強化した。
- 2017年4月から外資系企業従業員からの所得税の徴収を強化すると報じられている。

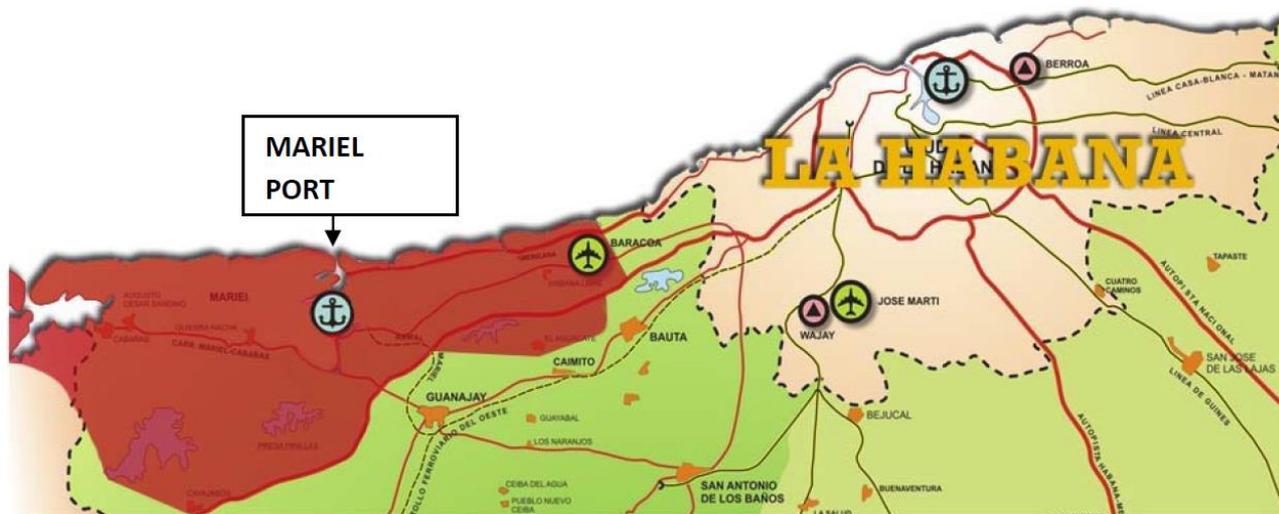
公務員を対象とした徴税の強化

| | |
|----------------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 所得分配、高齢化により増加する社会保障費への国費投入の抑制。 |
| 徴税対象の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険料、個人所得税の徴税対象となる公務員の範囲を拡大。新たに100万人が徴税対象になる。 教育、保険、検察、会計検査院など一部の公的部門、経営完全化(Perfeccionamiento Empresarial:PE)の対象企業950社、マリエル開発特区関連企業の労働者はこれまでも対象。 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> 2016年10月から徴税開始(9月分所得に対して)。 給与から控除されるため申告の必要なし。 税率 社会保険料：月額所得が500CUPを超える者が対象。所得額の5% 個人所得税：月額所得が2,500CUP～5,000CUPの者：3% 月額所得が5,001CUPの者：5% |
| 根拠法 | <ul style="list-style-type: none"> 法律113号「税法」 法律120号「2016年度国家予算法」 法律121号、財政価格省決議261号 |

(出所)財政価格省資料より作成

VI- 経済改革：マリエル開発特区

- 2013年政令法313号により、首都ハバナから西に約45キロのマリエルに、輸出促進と輸入代替、技術移転、外国投資誘致、安定的な雇用創出、経済発展に貢献するインフラ整備、高度な物流システムの創造、国内・外資系企業の設立促進などを目的とした「マリエル開発特区(ZEDM)」が設置された。ハバナから高速道路で30～40分、一般道で50～60分程度かかる。
- 物流、先端的な製造業、バイオ・製薬の3つの産業を重視している。
- ZEDMで活動する事業者は特別区の開発事業者と使用者の2通り。
- ZEDMでは輸出入手続き、税制などで恩典が設けられているが、従業員は国営人材派遣会社を通じて雇用しなければならない。
- ZEDMはフリーゾーンではないので、貨物は保税状態にはならない。



(出所) マリエル開発特区事務所

VI- 経済改革：マリエル開発特区

- 開発特区の建設は道半ばだが、少しずつ進んでいる。
- マリエル港は、ブラジルのオデブレイトにより建設された。シンガポールのPSAが運営している。
- 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC) によると、2015年のコンテナ取扱量は26万TEUで、中南米の港湾で第39位となっている。



ビジネスセンターは完成



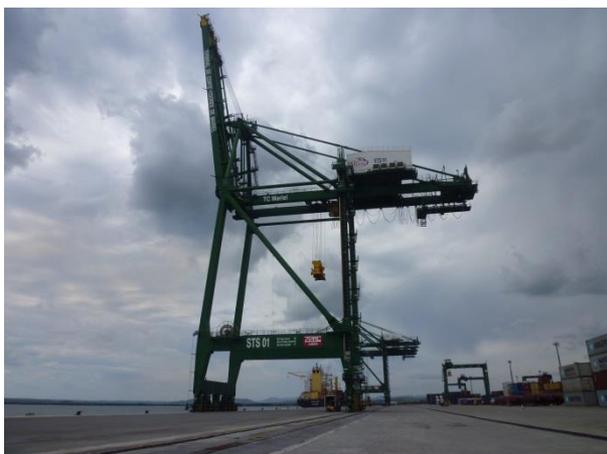
BRASCUBA新工場建設予定地



ユニリーバ工場建設予定地



混載貨物の仕分け施設



マリエル港。ブラジルのオデブレイトが建設



ポストパナマックス対応の港

VI- 経済改革：マリエル開発特区

マリエル開発特区における投資認可案件一覧(2017年3月15日現在)

| 投資形態 | 国籍 | 会社名 | 事業内容 |
|------------|-------|--|---|
| 100%外国資本 | メキシコ | Richmeat de Cuba S.A. | 食肉加工品製造 |
| | メキシコ | Devon Caribe S.A. | 塗料製造 |
| | スペイン | Profood Service S.A. | ホテル向け食料品、飲料製造。 |
| | ベルギー | BDC Log S.A. | 物流サービスの提供 |
| | ベルギー | BDC Tec S.A. | 産業用温度センサー等製造 |
| | ブラジル | Companhia de Obras e Infraestrutura | 建設。建設大手オデブレイトの関係会社 |
| | フランス | Bouygues Construction Cuba S.A. | 建設 |
| | オランダ | Womy Equipment Rental | 重機、建機のレンタル |
| | ブラジル | Fidas do Brasil S.A. | 物流 |
| | 韓国 | ArCo 33 | 使い捨て注射器の製造 |
| | スペイン | Tecnologías Constructivas S.A. | 建物の金属製骨組みと外装の製造(注) |
| | スペイン | Grupo TOT Color S.A. | 自動車用塗料の製造 |
| 合併 | 英蘭 | Unilever Suchel S.A. | シャンプー、制汗剤、ホームケア商品の製造 |
| | ブラジル | Brascuba Cigarrillos S.A. | 紙巻たばこ製造。TABACUBAと合併 |
| | ベトナム | Thai Binh Corp | 洗剤、おむつの製造。SUCHELと合併(注) |
| | スペイン | Financiera Iberoamericana S.A. | スペインのサバデル銀行とキューバの国際商業銀行(BIC)の合併のノンバンク(注) |
| | スペイン | Logística Hotelera del Caribe S.A. | Iberostar Hotels & ResortsreesとAT Comercialの合併。ホテル向け資材の輸入、卸売り |
| | フランス | CARILOG | 物流。CMA CGMとセルビシオス・ロヒスティコス・マリエルのパートナーシップ |
| 不明 | ポルトガル | Engimov Caribe S.A. | 物流 |
| | パナマ | Autocentro ZED, S.A. | 物流 |
| 100%キューバ資本 | キューバ | Terminal de Contenedores de Mariel S.A. | コンテナターミナル管理、運営。会社自体は革命軍事省傘下の企業。シンガポールのPSAが運営 |
| | | Servicios Logísticos Mariel S.A. | 倉庫 |
| | | Banco Financiero Internacional S.A. | 銀行 |
| | | Industrial Biotecnológico CIGB Mariel S.A. | バイオ関連 |

(注)100%外国資本に変更された可能性あり。

(出所)マリエル開発特区事務所、各社プレスリリース、各種報道より作成

VI- 経済改革：外国投資法

- 2014年法律118号「外国投資法」により、1995年の「外国投資法」の内容を見直した。
- 主な変更点は税制恩典の拡大と、投資承認手続きの簡素化である。
- 新外国投資法とマリエル開発特区は経済改革の目玉の1つ。

新旧外国投資法の比較

| 項目 | 旧法 | 新法 |
|-------|---|---|
| 投資の承認 | 外国直接投資は、旧法では国家評議会または閣僚評議会のいずれかの承認を得る必要があり、申請がこれらの機関に受理されてから60自然日以内にその判断を下す。 | 外国資本が過半数を持たない合併形態による投資などの場合は、閣僚評議会から省庁の長にこれを承認する権限が与えられ、45自然日以内に承認を得ることができる。 |
| 投資形態 | 合併会社、100%外国資本会社、国際経済提携契約の3つのモダリティ。 | 3つのモダリティは変わらず。キューバ商業会議所への登録は不要となったが、代わって法人登記する必要がある。 |
| 税制恩典 | 利益税として30%、労働力使用税として11%を課税。 鉱業、石油採掘業、その他天然資源の開発による収益に対して最大50%課税する。 利益税の免税措置は交渉次第である。 投資家の個人所得税は、事業収益による所得については免除。 | 利益税として15%を課税。労働力使用税は免除。 鉱業、石油採掘業、その他天然資源の開発による収益に対して最大22.5%課税する。 利益税を8年間免除。 投資家の個人所得税は、配当金、事業収益による所得については免除。 |
| 出資比率 | 100%外資会社が認められているが、キューバ政府がそれを認めることは稀。 在外キューバ人による投資は除外されていないが、実際には承認されない。 | 100%外資会社が認められているが、合併企業に認められている税制恩典を享受できない。マリエル開発特区外での100%外資会社の承認は稀。 在外キューバ人による投資は除外されていない。 |
| 投資家保護 | キューバ法、キューバの裁判所の裁定により保護。 | |
| 紛争解決 | 出資者間の紛争は、会社設立文書の定めに従い解決されるが、定めのない事項については県人民裁判所経済法廷により仲裁される。 | |
| 雇用 | キューバの国営人材会社を通じてキューバ人を雇用しなければならない。国営人材会社との契約は兌換ペソ建てだが、労働者にはキューバペソで支払われる。ハイクラスの管理職を除いてキューバ人を雇用する必要がある。 | |
| 輸出入 | 公営企業を介することなく直接輸出入を行うことができる。 | |
| 投資機会 | キューバ政府が有望と考える投資機会のリストを外国貿易・外国投資省(MINCEX)が策定し、適宜公表されていた。 | 法律に基づき年に1度、投資機会ポートフォリオが発表される。 |

(出所) 法律118号、各種資料より作成

VII- 米国・キューバ関係：国交正常化協議の開始

- 2014年12月17日、米玖両国が国交正常化協議の開始を発表。
- 米国政府の発表では、時代遅れのアプローチを終了させ、国交正常化を図るとし、(1)キューバとの外交関係の確立のため在ハバナ大使館再設置、(2)一定のライセンスのもとでのキューバへの旅行の拡大、(3)キューバのテロ支援国家指定の見直しを掲げた。また、特定の商品・サービスの輸出認可や米国銀行によるキューバとの取引など、ビジネス再開の方向性を示した。
- 双方の思惑が一致したほか、人質の交換成立(カナダやローマ法王の仲介)が双方とも対内的な説明材料となった。

| | 米国 | キューバ |
|----|---|---|
| 思惑 | 外交面で歴史に名を残したいオバマ大統領 | ベネズエラなどからの支援が縮小し、苦境に立つラウル国家評議会議長 |
| 主張 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 民主化、人権問題改善(米務省「2015年版人権報告書」より) ＜主な人権侵害＞ ・ 権利制限(国民が政府を選択する自由＝民主化) ・ 平和的な反対意見に対する政府主導のおどし、暴力的、脅迫的抗議行動 ・ 平和的な集会、自由な表現を妨げる拘束、攻撃 ＜その他の人権侵害＞ ・ 厳しい刑務環境 ・ 恣意的、短絡的、政治的意図の拘束、逮捕 ・ ご都合主義の刑事訴追 ・ 公正な裁判の拒絶 ・ 旅行制限 ・ 私的通信の監視によるプライバシーへの干渉 ・ 言論、主張の自由軽視、インターネットアクセス制限、情報発信の独占維持、学術的自由の制限、宗教団体の礼拝、集会への一部制限 ・ 独立系人権団体の認知拒絶と活動制限 ・ 労働組合の組織と労働に関する権利の行使を妨害 ■ 革命政権が接収した米国資産の返還 ■ キューバに亡命した米国人犯罪容疑者の引き渡し ■ 米国大使館員とキューバ国民の自由な接触 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 経済制裁の全面解除 ・ 毎年国連総会で米国の制裁解除を求める決議を提案 ・ 2015年は賛成191、反対2、棄権0 ・ 2016年は賛成191、反対0、棄権2(25年連続提案) ■ グアタナモ海軍基地の返還 ■ 内政への不干渉 ■ 経済制裁による損失補償 ・ これまでに1,258億ドルの経済的損失が生じたと主張(2016年) ■ 亡命を促す不当な移民政策の廃止 ・ 中米、メキシコを渡って亡命するキューバ国民の生命を危険にさらしている |

(出所)米務省「2015年版人権報告書」、キューバ政府「経済封鎖レポート」などより作成

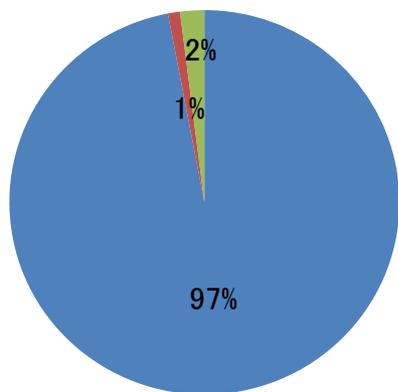
VII- 米国・キューバ関係：国交正常化協議の開始

- 各種世論調査によると、米国、キューバの両国民は、両国の関係改善を歓迎している。
- 米国における世論は歴史的転換点を迎えた。Gallupの調査によると、米国民のキューバに対する見方(好意的か、敵対的か)が2016年調査で逆転した。

【キューバの世論】

米国との関係改善はキューバに良いか、悪いか

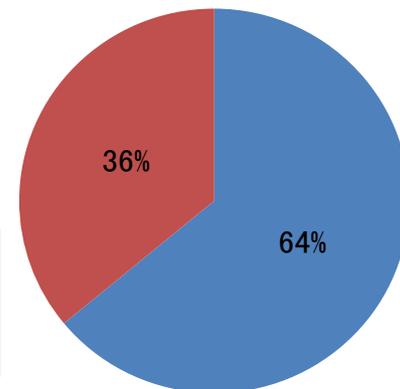
■ 良い ■ 悪い ■ わからない・無回答



【米国の世論】

米議会は経済封鎖を

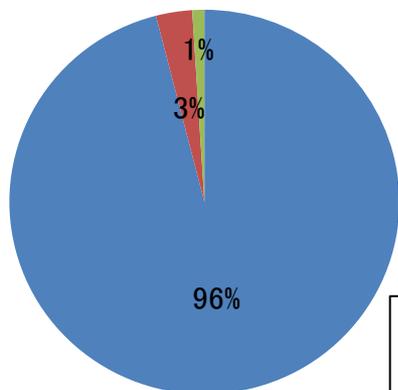
■ 終了すべき ■ 継続すべき



出所: BENENSON
STRATEGY GROUP
サンプル数: 1,032人
調査時期: 2015年2月26～27日

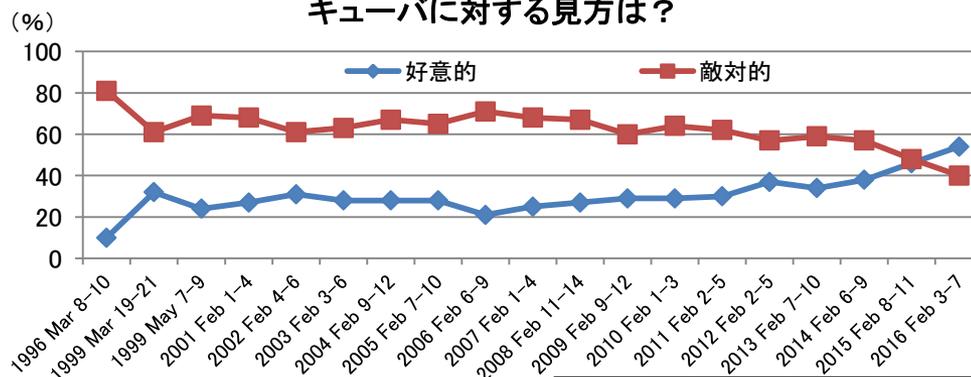
米国は経済封鎖を継続すべきか

■ すべきでない ■ すべき ■ わからない・無回答



出所: UNIVISION NOTICIAS
サンプル数: 1,200人
調査時期: 2015年3月17～27日

キューバに対する見方は？



出所: Gallup
サンプル数: 1,021人
最新調査時期: 2016年2月3～7日

VII- 米国・キューバ関係：国交正常化のこれまでの動き

- 2015年7月に国交回復。経済制裁の全面解除には長い道のり。
- 制裁解除関連法案が2015年に3つ、米議会に提出されている。

| 日程 | イベント | 日程 | イベント |
|------------|-----------------------------------|------------|-----------------------------------|
| 2015年1月16日 | キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を緩和 | 10月27日 | 第70回国連総会における米国の対キューバ禁輸措置の解除を求める決議 |
| 1月21～22日 | 第1回高官協議 | 11月9日 | 第1回米玖間法執行対話を開催 |
| 2月12日 | キューバ制裁解除関連法案 | 11月10日 | 第2回米玖二国間委員会を開催 |
| 2月13日 | 対キューバ輸入条件を緩和 | 11月18日 | 両国政府機関が環境保護に関する覚書に署名 |
| 2月27日 | 第2回高官協議 | 11月24日 | 環境分野における協力に関する米玖共同声明 |
| 3月16日 | 第3回高官協議 | 11月30日 | 移民問題に関する会合を開催 |
| 4月11日 | 首脳会談 | 12月1日 | 麻薬取引に関する対話を開催 |
| 4月14日 | テロ支援国家指定解除承認を議会に通告 | 12月8日 | 相互賠償に関する情報交換会合を開催 |
| 5月21日～22日 | 第4回高官協議 | 12月10日 | 郵便の直接配達再開で合意 |
| 5月21日 | 在ワシントン利益代表部への金融封鎖解除 | 12月15日 | キューバ移民労働機会法案を提出 |
| 5月29日 | テロ支援国家指定解除 | 12月16日 | 民間航空会社による二国間の直行便の定期運行再開で合意 |
| 6月10日 | キューバ制裁解除関連法案を提出 | 12月17日 | 海図、水路に関する技術会合を開催 |
| 7月1日 | 大使館の開設を発表 | 12月17日 | 米下院にキューバ問題を取り扱うワーキンググループが発足 |
| 7月20日 | 大使館を開設 | 12月17日 | オバマ大統領が対キューバ政策転換1周年の声明を発表 |
| 7月22日 | 輸出管理規則(EAR)でもテロ支援国家指定を解除 | 2016年1月27日 | キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和 |
| 7月28日 | キューバ制裁解除関連法案を提出 | 2月1～4日 | 第1回密入国、不法移民に関する技術会合を開催 |
| 8月14日 | ケリー米務長官がキューバを訪問 | 2月16日 | 民間航空機の定期便就航を認める覚書に署名 |
| 9月11日 | 第1回米玖二国間委員会を開催 | 2月17～18日 | 第2回米国・キューバ規制対話 |
| 9月18日 | キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和 | 2月18日 | オバマ大統領によるキューバ訪問発表 |
| 10月6～7日 | 第1回米国・キューバ規制対話 | 2月23日 | グアンタナモ収容所閉鎖計画を発表 |

(出所) 各種資料より作成

VII- 米国・キューバ関係：国交正常化のこれまでの動き

| 日程 | イベント | 日程 | イベント |
|---------------|------------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 2016年2月22～23日 | サイバー犯罪予防に関する実務者会合 | 9月30日 | 第4回米玖二国間委員会を開催 |
| 3月16日 | キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和 | 10月14日 | オバマ大統領がキューバとの外交方針に関する大統領政策指令に署名 |
| 3月17日 | 郵便の直接配達を再開 | 10月14日 | 米国・キューバ人権問題対話 |
| 3月18日 | 測地、水利分野における協力覚書を締結 | 10月17日 | キューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和 |
| 3月21日 | 農業分野における協力覚書を締結 | 12月7日 | 第5回米玖二国間委員会を開催 |
| 3月20～22日 | オバマ大統領がキューバを公式訪問 | 12月12～13日 | 第4回米国・キューバ規制対話 |
| 3月28～4月1日 | 保健分野に関する会合 | 12月20日 | 野生動物保護、自然保護区の分野における協力覚書を締結 |
| 4月22日 | キューバ資産管理規則(CACR)を改定 | 12月21日 | 天候、気象分野の研究協力に関する覚書を締結 |
| 5月16日 | 第3回米玖二国間委員会を開催 | 1月5日 | ヘルムズ・バートン法第3編の発効を凍結 |
| 5月17日 | 第2回米玖間法執行対話を開催 | 2017年1月9日 | メキシコ湾・フロリダ海峡における原油・危険物質の流出対策に関する協定を締結 |
| 6月8日 | 第1回テロ対策技術会合を開催 | 1月12～13日 | 第4回密入国、不法移民に関する技術会合を開催 |
| 6月29～30日 | 海洋環境保護に関する会合を開催 | 1月12日 | 第3回相互賠償に関する情報交換会合を開催 |
| 7月12～13日 | 第3回米国・キューバ規制対話 | 1月12日 | ウェットフット、ドライフットの原則、キューバ人医師臨時入国プログラムを廃止 |
| 7月12日 | キューバ空港安全法案を議会に提出 | 1月16日 | 法執行に関する覚書を締結 |
| 7月14日 | 移民問題に関する会合を開催 | 1月17日 | 海洋境界条約に署名 |
| 7月15日 | ヘルムズ・バートン法第3編の発効を凍結 | | |
| 7月21日 | 麻薬取引に関する対話を開催 | | |
| 7月28日 | 第2回相互賠償に関する情報交換会合を開催 | | |
| 9月7日 | キューバ空港安全法案を議会に提出 | | |
| 9月7日 | 第2回密入国、不法移民に関する技術会合を開催 | | |
| 9月12日 | 第1回経済対話を開催 | | |
| 9月15日 | 法律分野の協力に関するワーキンググループを開催 | | |
| 9月27日 | 米利益代表部代表のジェフリー・デローレンティス氏をキューバ大使に指名 | | |

(出所) 各種資料より作成

VII- 米国・キューバ関係：重層的な米国の対キューバ経済制裁

| 導入年 | 関連法など | 概要 |
|-------|---|--|
| 1960年 | 対キューバ輸出を部分的に禁止 | — |
| 1961年 | 対外援助法 | キューバへの米国政府による対外援助、砂糖の輸入割り当ての供与などを禁じた。 |
| 1962年 | 米州機構(OAS)から除名 | 2009年、OAS加盟国外相は、キューバを米州機構から除名した決議を無効とする決議 AG/RES. 2438 (XXXIX-O/09)を承認した。キューバ政府がOASの原則、意図、慣行を受け入れ、OASへ対話の申し入れを行い、然るべきプロセスを得て復帰を認めるとしている。 |
| | 大統領告示3447号 | 1961年に成立した対外援助法を根拠に、ジョン・F・ケネディ大統領は1962年2月、大統領告示3447号によりキューバとの貿易取引を禁止した。 |
| | 敵国通商法 | 1917年に成立した法律。キューバを対象に敵国通商法の対象に指定。 |
| 1963年 | キューバ資産管理規則(CACR) | 在米キューバ資産の凍結、米国法の管轄権に服する者による金融取引、キューバ原産品の輸入、キューバとの米ドル決済が禁止された。 |
| 1966年 | キューバ調整法 (2017年1月12日にウェットフット、ドライフットの原則の適用停止) | 1年間米国に滞在したキューバ人に居住権を与える。海上で沿岸警備隊に捕まった場合はキューバへ強制送還される。1995年の改正で、難民を海上で保護した場合はウェットフット(ぬれた足)として送還するが、いったん米領内の陸地にたどり着けばドライフット(乾いた足)として滞在を認める(ウェットフット、ドライフットの原則)。 |
| 1979年 | 輸出管理規則(EAR) | 1979年に成立した輸出管理法を根拠法とする輸出管理規則(EAR)を導入。キューバ制裁の政策に沿った輸出管理規則を定めた。 |
| 1982年 | テロ支援国家指定 (2015年5月29日解除) | ①武器関連の輸出・販売の禁止、②テロ支援国家指定国の軍事力、テロ支援能力を増強する可能性のあるモノやサービスの輸出については30日前に議会への通知を義務付け、③経済援助の禁止、④金融やその他の様々な規制 |
| 1992年 | トリチェリ法(キューバ民主化法) | ロバート・トリチェリ下院議員による提案。第3国にある米国企業の子会社によるキューバ、キューバ人との取引を禁じた。また、国務省のライセンスを持つ船舶を除き、キューバに寄航した船舶の180日間の米国寄航禁止。 |
| 1996年 | ヘルムズ・バートン法 (キューバ解放・民主主義連帯法) | 反カストロ政権団体であるキューバ系アメリカ人財団(CANF)が、宣伝活動のためキューバへ送り込んだ小型民間機をキューバ空軍が撃墜したことに対し、ジェシー・アレクサンダー・ヘルムズ上院議員が提案した対キューバ制裁法。第3国企業への制裁。 |
| 2000年 | 通商制裁改革・輸出促進法 | 農産品などのキューバへの輸出を認めた。ただし、現金決済、前払いが条件とされている。観光目的の米国人のキューバへの渡航を禁じ、渡航が認められる12の目的を規定した。 |
| 2006年 | キューバ人医師臨時入国プログラム (2017年1月12日適用停止) | 2006年8月に導入。キューバ政府により第3国に留学、就労のために派遣されたキューバ人医師で、犯罪歴のない者は、同プログラムに基づき居住権を与えられる。 |

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁の第3国企業へのリスク

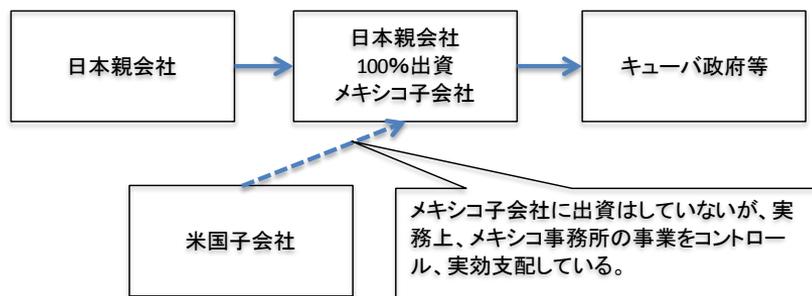
- 米国の管轄権に服する者がキューバ制裁の対象。
- 財務省外国資産管理局(OFAC)のキューバ資産管理規則(CACR)、商務省産業安全保障局(BIS)の輸出管理規則(EAR)に注意が必要。

例1)メキシコ子会社と米国子会社との間に資本関係がなくても、米国子会社がメキシコ子会社を実効支配している以下のケースでは米国の経済制裁の対象になり得る。

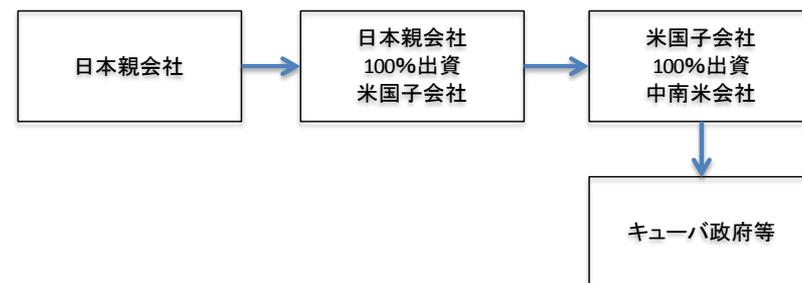
例2)在中南米孫会社であっても、以下の場合は「米国の管轄権に服する者」に該当する可能性があり、米国の経済制裁の対象になり得る。

例3)キューバビジネスが盛んなカナダ子会社経由などが無難か。

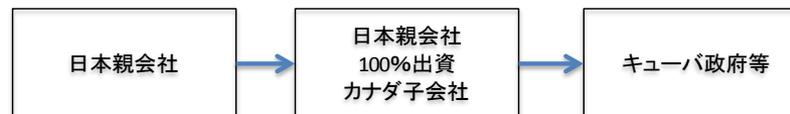
例1)



例2)



例3)



(出所)各種資料より作成

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁への違反企業への罰則

■2015年1月以降のキューバ資産管理規則(CACR)違反企業への制裁は2017年1月31日現在10件。

米財務省外国資産管理局(OFAC)による2015年1月以降の違反企業への制裁

| 国籍 | 公表日 | 企業名 | 内容 | 制裁金 (米ドル) |
|------|------------|--|--|--------------|
| ドイツ | 2015/3/12 | Commerzbank AG | ドイツのCommerzbankがキューバを含む米国の制裁対象国に関連した取引に関与したとして制裁。 | 258,660,796 |
| 米国 | 2015/3/25 | Paypal Inc | キューバ原産品の決済に関与したとして制裁。 | 7,658,300 |
| 米国 | 2015/8/6 | Navigators Insurance Company | 米国の海上保険を主力とする保険会社Navigators Insurance Companyは、2008年から2011年にかけて、英国子会社を通じてキューバとの取引に関与した北朝鮮船籍の船舶に保険サービスを提供したとして制裁。 | 271,815 |
| フランス | 2015/10/21 | Crédit Agricole Corporate and Investment Bank | フランスの銀行大手クレディ・アグリコルは、キューバを含む米国の制裁対象国と取引していた問題で、多額の制裁金を米国とニューヨーク州の当局に支払うことで合意した。 | 329,593,585 |
| 米国 | 2015/10/27 | Gil Tours Travel, Inc | 米国の旅行関連企業Gil Tours Travel, Incは、2009年から2010年にかけてOFACの承認を得ることなくキューバ関連旅行サービスを191人に提供したとして制裁。 | 43,875 |
| 米国 | 2016/1/20 | WATG Holdings | 米国のWATG Holdingsが英国関連会社Wimberly Allison Tong and Goo (UK), Limited (WATG-UK)を通じてキューバにおけるホテル建築の設計関連の案件に関与したとして制裁。 | 140,400 |
| フランス | 2016/2/23 | CGG Services S.A. | フランスの石油関連企業のCGGとその米関連会社などは、2010年12月にキューバ領海内に滞在中の輸送船M/V Amadeus(セントグレナディーン・ヴィンセント船籍)に米国から補修部品、その他装置を輸出したこと、2011年3月に同じくキューバ領海内に滞在中の調査船M/V Veritas Vantagelに米国から補修部品、その他装置を輸出したこと、2011年2月から7月にかけてキューバ領海に滞在中の調査船M/V Veritas Vantagelに、同社とは無関係の会社から米国原産品を輸出させたこと、2011年2月にキューバ領海に滞在中のフェリーM/V Princessに、同社とは無関係の会社から米国原産品を輸出させたこととキューバ企業の要請を受けてボーリング調査を行ったこと、2010年9月から2011年10月にかけてCGG米子会社のベネズエラ孫会社Veritas Geoservicesが、キューバの排他的経済水域内で実施された地震探査データの処理を請け負ったことにより約60万ドルの制裁金を支払った。 | 614,250 |
| 米国 | 2016/2/25 | Halliburton Atlantic Limited | Halliburton Atlantic Limited (HAL) およびHalliburton Overseas Limited (HOL) は、OFACに304,706ドルの罰金を支払う。両社はHalliburton Energy Services, Inc.のケイマン子会社。2011年2月から4月にかけて、アンゴラのCabinda Onshore South Block鉱区のガス・石油の採掘を支援したが、同鉱区の開発を行うコンソーシアムにキューバの国営石油会社CUPETが5%出資したため。 | 304,706 |
| 米国 | 2017/1/12 | 個人およびAlliance for Responsible Cuba Policy Foundation | 米国にあるキューバ関連のNPO法人に所属する特定個人が、2010年8月、2011年9月にキューバへ渡航した際に、20名の旅行者に対して違法な旅行関連サービスを提供したため。 | 10,000 |
| カナダ | 2017/1/13 | Toronto-Dominion Bank | 2003年あるいは2004年の年初に、OFAC規制に抵触する貿易関連の金融取引を行ったため。また、2011年まで、キューバの国営企業が保有するカナダ企業の銀行口座を維持し、米国の金融システムを介した金融取引に供したため。 | 516,105 |

(出所)米財務省外国資産管理局(OFAC)ウェブサイトより作成

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁を段階的に緩和

■ 2015年1月16日にキューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を緩和

【緩和の主な内容】

1. 渡航手続きの緩和

- ・ 次の12区分の渡航目的については一般ライセンス(特別な行政手続きは必要ない)により渡航を認める。
(1)家族の訪問、(2)米国政府、外国政府および特定の政府組織の公式事業、(3)ジャーナリズム活動、(4)専門研究と専門会議、(5)教育活動、(6)宗教活動、(7)公共の公演、講座、ワークショップ、運動や他の競技、展示会、(8)キューバ国民の支援、(9)人道的プロジェクト、(10)民間の財団、研究、教育機関の活動、(11)情報関連機器などの輸出入、(12)既存の規制やガイドラインの認可で可能な輸取出引

2. 米企業のキューバ旅行・輸送サービスの要件緩和

3. 米保険会社によるキューバ渡航者向け保険サービスの解禁

4. キューバ渡航者による土産物の輸入緩和

- ・ 一般ライセンスを取得した米国の旅行者は、キューバから400ドル相当の商品を輸入することが認められる。ただし、100ドル以上のタバコ・アルコール製品は認められない。

5. 米国・キューバ間、第3国・キューバ間、キューバ国内の通信接続要件の緩和

6. 許可例外CCD(個人通信機器)の拡大

- ・ キューバ国民と米国および他国民との通信に貢献する特定の品目の商業輸出を許可。

7. 金融サービスの規制緩和

- ・ 米国の機関は、承認された取引の処理を容易にするため、取引先のキューバの金融機関のコルレス口座開設が許可される。キューバにおけるクレジットカード、デビットカード決済を可能に。

8. 送金規制の緩和

- ・ キューバ国民への一般的な寄付を目的に、送金限度額は(政府や共産党の特定の関係者を除いて)四半期ごとに500ドルから2,000ドルに引き上げ。

9. 第3国に影響の及ぶ規制の緩和

- ・ 米国が第3国で所有または管理する主体は、第3国にいるキューバ個人に対してサービスを提供し、金融取引を行うことが基本的に許可される。(除く貿易決済)
- ・ キューバ国外に永住するキューバ人の資産凍結の解除。
- ・ キューバとの貿易に関与した船舶の米国への寄航。

10. 民間セクター支援のためのマイクロファイナンス、キューバ原産品の輸入の解禁

11. キューバ国民への支援のための特定商品及びサービスの商業販売・輸出拡大の認可

- ・ 許可例外SCP(キューバ国民支援)を策定。
- ・ 輸出が認可される品目は特定の民間住宅建設用の建築材料、民間のキューバ起業家らが使用するための物品、小規模農家のための農機具が含まれる。

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁を段階的に緩和

■ 2015年9月21日にキューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和

【緩和の主な内容】

1. 旅行関連の規制緩和

- ・ 許可例外AVS(航空機、船舶、宇宙空間用の飛翔体)の対象カテゴリーに属する船舶のキューバへの寄港を認める。

2. キューバ国内における長距離通信・インターネットサービス事業

- ・ 米国の管轄権に服する者が、キューバの機関との合弁を含め、関連するライセンス契約の締結や長距離通信、インターネットベースサービスの提供のためにキューバ国内で事業を行うことを認める。

3. 商取引、金融取引

- ・ 米国の管轄権に服する者がキューバ国外のキューバ人に財やサービスを提供すること、金融機関がキューバ国民がキューバ国外にいる間、個人向け銀行口座の開設、維持、閉鎖をすることを認める。

4. キューバ国内における現実の所在(physical presence)および操業

- ・ 次に掲げる承認された活動を行う米国の管轄権に服する者が、事務所、小売店、倉庫をキューバ国内に物理的に設置することを認める。報道局、農産品・民間所有の建物の建設・修繕のための建材などをキューバに輸出、再輸出することを商務省、OFACにより承認された財の輸出者、郵便物、小包の移送サービス、貨物輸送サービスを提供する事業体、長距離通信、インターネットサービスのプロバイダー、教育活動を組織、実施する事業体、宗教機関、運送事業者、旅行関連サービスプロバイダー

5. キューバ国民の支援強化

- ・ 許可例外SCP(キューバ国民支援)により、キューバにおける現実の所在の操業、維持、設立に使用されるいくつかの財の輸出、再輸出を承認する。

6. 送金の上限撤廃

- ・ これまでのキューバ政府、キューバ共産党党员以外のキューバ国民への寄付の送金の四半期当たりの2,000米ドルの上限を撤廃する。

7. キューバ向け法務・アドバイザリーサービスの対価受け取りを承認

8. 民間航空安全

- ・ 民間航空の安全、商業旅客機の安全な運行に資する品目へのキューバへの輸出、再輸出のためのライセンス適用に、ケース毎の調査(case by case review)を適用する。

9. 贈答品向けのキューバ原産品の輸入を承認

10. キューバ向け教育活動の承認

11. キューバ向け航空救急、緊急医療サービスの提供承認

- ・ キューバ国内にいる旅行者向けの航空救急、緊急医療サービスの提供を一般ライセンスにより承認する。ほか。

(出所)米財務省外国資産管理局(OFAC)発表より作成

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁を段階的に緩和

■ 2016年1月27日にキューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和

【緩和の主な内容】

1. 非農産品輸出における決済条件の緩和

- 米国企業や第3国の企業が米商務省から許可または承認を得た上で100%米国原産品(農産品を除く)をキューバに輸出するに際して、これまでは「Cash in Advance」(船積み前の代金支払い)または第3国の金融機関によるファイナンスのいずれかしか認められていなかったが、1月27日以降はSales on Open Account(信用取引)、米国金融機関(U.S. depository institutions)によるファイナンスを認める。
- 農産品は従来どおりCash in Advanceのみ。

2. 航空サービス提供の条件緩和

- キューバの航空会社とのコードシェアやスペース買い取り、航空輸送サービスの準備に向けたリース契約の締結を認める。

3. 渡航手続きの緩和

- 一般ライセンスによる渡航が認められていた12区分に以下の目的を追加。
航空、船舶の運航関係者の短期滞在
メディア、映画、音楽などの撮影関係者
専門的分野に関する会議のオーガナイザー
公共の公演、講座、ワークショップ、スポーツ他の競技、展示会のオーガナイザー
既存区分「人道的プロジェクト」の対象追加(災害対策支援を追加)

4. 輸出規制の緩和

(1) 商務省によるキューバ向け輸出、再輸出の承認対象を追加

- 人道機関、個人、非政府機関向けの日用品、ソフトウェア
- 米国報道機関のキューバ出先への日用品、ソフトウェア
- 通信機器
- 特定の農産品
- 民間航空、商業航空の国際輸送サービスの安全に資する物品。国営企業への輸出も認める。

(2) キューバ政府関係機関への輸出に関する「Case-by-case licensing policy」創設

- キューバ国民に必要と考えられるものについてはキューバ政府関係機関への輸出を認める場合がある。ただし、キューバ政府関係機関との取引は原則禁止の方針は従来どおり。

(3) 一般ライセンス渡航者が現地で実施可能な「旅行関係取引(Travel-Related Transactions)」追加

- (市場調査の指図(Conduct of market research)、商業調査(Commercial research)、商談(sales or contract negotiation)、配送(accompanied delivery)、据付(installation)、物品の賃貸、供与(leasing; or servicing in Cuba of items)

(出所)米財務省外国資産管理局(OFAC)発表より作成

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁を段階的に緩和

■2016年3月16日にキューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和

【緩和の主な内容】

1. 旅行関連の規制緩和

- ・「People to people」教育(草の根活動)のための個人の渡航を認める。同目的で渡航する個人は、キューバの市民社会の支援、キューバ国民との接触の強化、または、キューバ政府からのキューバ国民の独立の促進のための交流活動にフルタイムで従事する必要がある。

2. 給与の支払い

- ・労働、公演を目的にキューバ国民を雇用し、給与、報酬を支払うことを承認する。キューバのアスリート、芸術家、俳優への支払いが想定される。

3. キューバ原産品の購入

- ・個人が、個人使用の目的で、第3国滞在中にキューバ原産品を購入し消費することを承認する。ただし、キューバ原産品を米国に持ち込めない。

4. 銀行、金融サービスの規制緩和

(1)Uターン決済

- ・米国金融機関を介したUターン決済を承認する。ただし、受取人、送金人が米国の管轄権に服する者の場合は例外。

(2)ドル建て通貨代替物の処理

- ・米国の金融機関は、第3国においてキューバ国民が間接的に提出した場合を含めて、トラベラーズチェックなどのドル建て通貨代替物の処理をすることを承認される。

(3)キューバ国民向けの米国の銀行口座の開設、維持

- ・米国の金融機関によるキューバに居住しているキューバ国民が、米国内で支払いを受け、またキューバに送金するための銀行口座の開設、維持が承認される。例えば、キューバに居住しているキューバ人作家が、米国で本を出版、販売しその対価を受け取ってキューバに送金するケースを想定。

5. ビジネスの所在、現実の所在の対象追加

(1)ジョイントベンチャー、子会社などの「ビジネスの所在」の対象追加

- ・商品のキューバへの輸出および再輸出(CACR Section 515.533、515.559)
- ・郵便、小包の移送サービス(515.542)
- ・貨物輸送サービス、旅行関連サービス、輸送関連サービス(515.572)

(2)現実の所在の承認対象追加

- ・人道支援プロジェクトに従事する機関(515.575)
- ・非商業目的でキューバ人に支援を供与する機関(515.574)
- ・民間の財団、調査、教育機関(515.576)を含める。

6. 電気通信及びインターネット関連サービス

- ・キューバ原産のソフトウェアの輸入を承認する。これまではモバイルアプリケーションのみ輸入が可能だった。

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁を段階的に緩和

■ 2016年4月22日にキューバ資産管理規則(CACR)を追加緩和

【緩和の主な内容】

- ・ 米国の管轄権に服する者が、キューバの民間企業家から財やサービスを輸入し、その対価の支払うことを認める「キューバ資産管理規則528条(Section 515.582)」のリスト(Section 515.582 List)を更新した(下表)。
- ・ キューバの民間企業家からの財やサービスの輸入は、2015年1月16日の規制緩和で導入された。最初のリストは同年2月13日に公開された。
- ・ リストに掲載されているHTS(関税分類番号)の物品を除いて輸入することができる。
- ・ 2016年4月の改正によりコーヒー、繊維製品(毛織物、綿織物)の輸入が解禁された。

輸入が認められないもの

2015年2月13日時点

2016年4月22日時点

| 2015年2月13日時点 | 2016年4月22日時点 |
|---|---|
| 第1章 動物および動物性生産品 | 第1章 動物および動物性生産品 |
| 第2章 植物性生産品 | 第2章 植物性生産品 |
| 第3章 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう | 第3章 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう |
| 第4章 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品 | 第4章 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品 |
| 第5章 鉱物性生産品 | 第5章 鉱物性生産品 |
| 第6章 化学工業(類似の工業を含む)の生産品 | 第6章 化学工業(類似の工業を含む)の生産品 |
| 第11章 繊維用繊維及びその製品 | |
| 第15章 卑金属及びその製品 | 第15章 卑金属及びその製品 |
| 第16章 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 | 第16章 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 |
| 第17章 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 | 第17章 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 |
| 第19章 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 | 第19章 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 |

VII- 米国・キューバ関係：経済制裁を段階的に緩和

■2016年10月17日にキューバ資産管理規則(CACR)、輸出管理規則(EAR)を追加緩和

【緩和の主な内容】

1. 保健分野における取引

- 米国法の管轄権に服する者による、キューバ国民およびキューバとの医療分野の共同研究を認める。商業ベース、非商業ベースのいずれも可。
- キューバ原産の医薬品のFDAの認可取得に係る取引を認める承認をOFACが新たに発する。
- 保健分野の取引を承認された米国法の管轄権に服するものが、同取引を行うために、キューバ国内に銀行口座を開設することを認める。

2. 人道支援関連の取引

- キューバ国民およびキューバへの科学研究、宗教活動に係わる奨励金、奨学金、賞金の授与を承認。
- キューバ国民に直接的に資するインフラの開発、修繕、維持、強化に関連するサービスを、米国法の管轄権に服する者がキューバ国民およびキューバに提供することを承認。

3. 旅行関連取引

- 携行品として米国に輸入されるキューバ原産品の価額の上限(従来は400ドル)を撤廃する。アルコール、タバコの上限額(従来は100ドル)も同様。
- 第3国で取得したキューバ原産品の携行品としての米国への輸入を承認する。上限額は設けない(これまでは第3国で消費しなければならなかった)。
- 外国人旅行者が、キューバ原産品を携行品として米国に輸入することを承認する。

4. 民間航空

- OFACは、商業航空便の安全運行、民間航空の安全推進のため、米国法の管轄権に服する者が、航空安全関連サービスをキューバ国民およびキューバに提供することを承認する。

5. 貿易・商業

- BISは、オンラインあるいはその他の方法で、キューバの個人が個人使用目的で直接購入したコンシューマー・グッズの輸出を承認する。
- OFACは、OFACあるいはBISの承認によりキューバに輸出、再輸出された物品を米国または第3国に輸入することを承認する。加えて、米国法の管轄権に服する物が、これらの物品を修理することを承認する。
- OFACは、米国法の管轄権に服する者が、経済封鎖により現在は禁止されている取引について、OFACおよびその他の連邦政府関係機関の事前承認、あるいは承認が不要となることなどを履行条件とした契約の締結を承認する。
- BISに承認された農薬やトラクターなどの農業関連物品の輸出代金の支払いについて、支払いを制限(Cash in Advance、第3国金融機関によるファイナンス)しない。

6. 船舶

- OFACは、キューバの港に寄港した外国船舶が、貨物の荷揚げ、荷降ろしのために米国の港への寄港することへの制限(180日間寄港禁止)の適用を見送る一般ライセンスを発する。積荷がEARの対象品目であり、リスト規制品目(GCL)、リスト外規制品目(EAR99)に該当し、それぞれ手続きを経ていることが条件。

7. 積荷のトランジット

- BISは、すでに認められているキューバ向け海上貨物のトランジットを補完する形で、キューバ向け航空貨物のトランジットを承認する。

VII- 米国・キューバ関係：米国企業がキューバ・ビジネスに乗り出す

■ 国交正常化交渉開始以降、段階的な経済制裁の緩和を受けて米国企業がキューバへの進出を始めた。しかし、これまでの規制緩和で可能なビジネスは限定的な様子である。

米国企業によるビジネス模索の動き

| | |
|-------------------------|---|
| 全米商工会議所がビジネス関係強化に | <ul style="list-style-type: none"> 全米商工会議所は、米国とキューバの二国間の強固かつ戦略的な通商関係構築を目的に、「米国-キューバ・ビジネスカウンシル」を立ち上げた。 |
| マリエル開発特区での農業用トラクター生産を模索 | <ul style="list-style-type: none"> 2016年2月、米トラクター会社のCleber(アラバマ州)が、キューバでのトラクターの生産についてOFACより認可を取得するもキューバ側がこれを認可せず。 |
| Starwoodがホテル運営に参入 | <ul style="list-style-type: none"> 2016年3月、キューバのホテル運営事業に参入すると発表。ハバナ旧市街に位置するホテル・イングラテーラ、ミラマル地区にあるホテル・キンタ・アベニーダ、ホテル・サンタ・イザベルの3件のホテルを運営。 ヘルムズ・バートン法のSec.103「間接的ファイナンスの禁止」に違反との指摘も。 |
| Googleがインターネットサービスを提供 | <ul style="list-style-type: none"> 2016年3月、Googleは、キューバのアーティストと組み「Google + Kcho.Mor」の名称でインターネットの無料提供を行う施設に機材を供与。 |
| 直行便の運行を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 2016年6月、アメリカン、フロンティア、ジェットブルー、シルバー、サウスウエスト、サンカントリー航空がキューバの地方都市行き定期便の運行が認可された。ハバナ直行便も就航。 |

(出所)各種資料より作成

ハバナに開設したGoogleのテクノロジーセンター



ハバナ港に停泊中のカーニバル社(米)のアドニア号。「People to people」教育(草の根活動)などが目的であり観光が目的ではないので、経済制裁に触れない



VII- 米国・キューバ関係：トランプ政権との関係

- トランプ大統領、米政府関係者は、国交正常化交渉においてオバマ政権がキューバに対して一方的な譲歩を続けており、人権問題などでキューバ側の譲歩がなければ制裁緩和を見直すと発言。
- カストロ議長は、こうした米国側の発言を受け、トランプ政権の政策を批判。

トランプ大統領の発言

2017年2月16日

記者会見にて

(キューバ系米国人で対キューバ強硬派の)マルコ・ルビオ上院議員夫妻と夕食を共にしてキューバについて議論した。とても良い一夜となった。なぜなら我々はキューバについてとても近い考えを持っているからだ。

2016年11月28日

自身のツイッター

キューバが自国民、キューバ系米国人、米国全体にとってより良い取引をするつもりがなければ、私は取引を終わらせる。

2016年10月25日

リトルハバナ(マイアミ)における講演にて

米国は、オバマ大統領がやってきたような現在のキューバのレジームを守るようなことをすべきではない

2016年10月12日

自身のツイッター

キューバの国民は長期間奮闘してきた。私は、オバマ氏の大統領令とキューバへの譲歩を無効にするだろう

2016年9月16日

James L. Knight Center(マイアミ)における講演

オバマ大統領が、カストロ・レジームに対して与えてきた譲歩の全ては大統領令により実行されてきた。すなわち、次の大統領はそれを無効にすることができるということだ。そして、カストロ・レジームが我々の要求を聞き入れない限り、それを実行に移すということだ。

2015年9月7日

Daily Callerのインタビューに対して

(オバマ大統領のキューバ開放政策について聞かれて)良いことだと思う。しかし、我々はより良い取引をすべきだ。より強力な交渉をすべきだろう。

(出所)各種報道より作成

米政府関係者の発言

ヘレン・アギーレ・フェレ・ホワイトハウス報道部長

2017年3月8日EFEインタビューにて

トランプ大統領は、米国とキューバの国交正常化交渉においてキューバは全く譲歩していないと認識している。前政権によるキューバとの合意を再点検することは極めて明確。

ショーン・スパイサー・ホワイトハウス報道官

2017年2月3日記者会見にて

- ・ キューバに関する政策を全体的に見直している
- ・ キューバの人権状況などを中心に精査している。

レックス・ティラーソン国務長官

2017年1月11日米上院外交委の指名承認公聴会にて

- ・ トランプ大統領は就任後に、全ての関係機関に対し、オバマ大統領が進めてきた対キューバ制裁緩和措置の内容を精査(レビュー)するよう指示することになる。
- ・ オバマ大統領の政策は、キューバ側に人権問題で何らの譲歩も引きだせていない。
- ・ キューバ系米国人のマルコ・ルビオ上院議員から「キューバの民主化に何ら進展がみられない状況で仮に議会でキューバ制裁解除法案が可決された場合、大統領に対して拒否権を発動するよう進言するか」と質問され、「拒否するよう進言する」。

カストロ議長の発言

2017年3月5日

米州ポリバル同盟(ALBA)第14回首脳会合にて

- ・ トランプ政権の傲慢さ、保護貿易主義は、我々の外国貿易の競争力に影響を与え、環境保護に関する合意を弱体化させ、移民を差別を助長することになり、脅威だ。
- ・ 米墨国境への壁の建設は、メキシコの人々に対してではなく、ラテンアメリカの人々に対する理不尽なもの。
- ・ 貧困、不幸、移民に対して壁ではなく協力、理解、平和で対処すべき。

2017年1月25日

ラテンアメリカ・カリブ共同体(CELAC)第5回首脳会合にて

- ・ 平等、対等、そしてキューバの主権と独立の原則に則り、両国間でまだ懸案となっている事項についてキューバは米国との交渉を継続する。
- ・ キューバと米国は、互いの差異を尊重し、両国および両国民の利益を促進することで、共存共栄していくことができる。
- ・ キューバの主権と独立の問題に関し、米国はキューバの譲歩を期待すべきではない。
- ・ 両国共通の関心事項について、トランプ新政権との対話と協力を継続する。

VIII- ビジネス機会：特殊な市場、見方の分かれるビジネス機会

- 肯定的な見方、否定的な見方のいずれにも一理あり。
- 開発ニーズは豊富。需要が一巡するまではビジネス機会あり。
- 米国の関係を含め、ビジネス環境が整うまで時間がかかる可能性あり。

日本企業によるキューバにおけるビジネス機会の見方

| 項目 | 肯定的な見方 | 否定的な見方 |
|-------|---|---|
| 市場規模 | 人口は約1,100万人だが、開発されていない分、人口以上の市場。 | 人口が1,100万人に過ぎない小規模な市場。 |
| 購買力 | 米国からの家族送金により政府公表の平均月収以上の購買力あり。 | 公的部門の平均月収は20米ドル程度で、消費者に購買力なし。 |
| 投資機会 | ODAや国際金融機関による融資が増え、インフラ分野で有望案件が出てくる可能性あり。 | キューバ政府が抱える債務の問題は依然残されている。海外からも資金は入ってこない。 |
| 競争 | 強力な競争相手である米国企業がない市場。 | 在米キューバ人、地の利などを背景に米国企業が瞬時に市場を抑える。 |
| 労働力 | 教育水準が高く、医薬・バイオ分野が有望な輸出産業となりそう。 | キューバの人口構造は他の中南米諸国と異なり、今後人口増加が見込めず、労働集約的な産業には向かない。 |
| 経済見通し | 観光産業を中心に今後、政府の外貨収入は増加し、政府の購買力も増す。 | ベネズエラからの原油の輸入(援助)に依存している。ベネズエラがこれを停止すると経済は苦境に陥る。 |

(出所)ジェトロ

VIII- ビジネス機会：考えられるビジネス形態

- かつては「国内生産・国内販売」で成功を収める欧州企業が多かった。
- 日本企業は貿易取引が中心。

ビジネス形態別の特徴

| ビジネス形態 | | 特徴 | 留意点 |
|---------|---------------|---|--|
| 貿易 | 対キューバ輸出 | <ul style="list-style-type: none"> • 原則として国(国営企業)が取引相手 • 100%外資や合弁企業は直接輸入が可能 • 外貨不足のため輸入には限界あり ⇒輸出セクターが脆弱 ⇒経済制裁、対外債務で海外から資金調達困難 • 需要は市場ではなく政府の意図で決定 | <ul style="list-style-type: none"> • 代金回収ができれば安全なビジネス形態 • しかし、支払猶予360日がスタートライン • 政府が考える優先分野に資金が割り振られる • 輸入するキューバ企業の意向と割り振られる資金は別 • 債務返済優先とベネズエラの苦境で輸入の資金繰りは厳しいはず |
| | 対キューバ輸入 | <ul style="list-style-type: none"> • キューバの国営企業が取引相手 ⇒総合商社(CIMEX、TRDなど) ⇒専門商社(食品のCUBAEXPORTなど) • 100%外資や合弁企業は直接輸出が可能 | <ul style="list-style-type: none"> • 現在のキューバ政府は輸出にあまり力を入れていない模様 • 輸出促進機関CEPECも、投資誘致機関へと改変(PROCUBA) |
| 貿易 & 投資 | キューバで生産して輸出 | <ul style="list-style-type: none"> • 労働集約的な産業は競争力低い ⇒高い労働コスト(直接雇用不可) ⇒若い労働力に限り(人口減少) • 高付加価値品は可能性あり ⇒キューバに絶対的優位があるもの(キューバブランド) ⇒知識集約型なもの | <ul style="list-style-type: none"> • キューバ政府は投資誘致により力点を置いている • 輸入資金不足のため、国内で生産する方針(輸入代替工業化) • 国内市場を占有できるなど、先行者利益を享受できる可能性 • 観光分野、工場向け建設・資材など、外資民間需要に直結する分野はより有望かつ安全か • 総じてリスクは高く、案件を吟味する必要あり |
| 投資 | キューバで生産して国内販売 | <ul style="list-style-type: none"> • 競合する輸入品が少ない ⇒外貨不足で輸入には限度あり。国内生産で代替の方針 ⇒消費者の購買力に限界あり | |
| | サービス産業、資源への投資 | <ul style="list-style-type: none"> • サービス産業：観光客数は増加 • 資源：探査・採掘を外資に開放 ⇒CUPETとの合弁：加シェリットが参入 | |

VIII- ビジネス機会：考えられるビジネス形態

■ 日本企業による直接投資の実績はなく、貿易取引、旅行業でのキューバ進出が中心となっている。

事業内容と進出形態

| | 事業内容 | 進出形態 | 根拠法 |
|------|--|--|------------------------------------|
| 貿易取引 | <ul style="list-style-type: none"> 代理人、支店の設置して営業、情報収集、アフターサービスを行う 代理人や支店がなくても貿易取引は可能だが、地理的に遠い日本の場合は不都合が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> 代理人(店)の設置 支店の開設 | 1996年政令206号「外国商事会社の代理人、支店に関する規則」ほか |
| 投資 | <ul style="list-style-type: none"> ホテル経営、生産委託、建設、専門サービスの提供など、法人設立を伴わない契約に基づく経済活動を行う | <ul style="list-style-type: none"> 国際経済提携契約 | 2014年法律第118号「外国投資法」ほか |
| | <ul style="list-style-type: none"> 直接投資(立地場所を問わない) | <ul style="list-style-type: none"> 100%外国資本金会社 合弁会社 | 2014年法律第118号「外国投資法」ほか |
| | <ul style="list-style-type: none"> マリエル開発特区で直接投資 | <ul style="list-style-type: none"> 法人形態(いずれか) <ul style="list-style-type: none"> ⇒100%外国資本金会社 ⇒合弁会社 ⇒国際経済提携契約 認可形態(いずれか) <ul style="list-style-type: none"> ⇒特区の開発事業者 ⇒特区の利用者 | 2013年政令第313号「マリエル開発特区の設置」ほか |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 旅行業でキューバに進出する | <ul style="list-style-type: none"> 代理店契約の締結 支店の開設 | 1998年観光省・外国貿易省共同決議1号ほか |

(出所)ジェトロ

Ⅸ- キューバとの貿易取引: 貿易取引を支える支店の開設

- 日本企業のキューバへの進出は支店 (Sucursal) の開設が主流。
- 支店は直接輸出入はできない。輸出入は各省傘下で買い付けを担当する国営企業が行う。
- 支店はいわゆる駐在員事務所であり、キューバ政府はこれを「直接投資」とは考えていない。
- 利益を上げることができないため、法人税は課税されず、駐在員の個人所得税のみ支払う必要がある。原則として3年ごとにライセンスを更新する必要がある。キューバ商業会議所によると、その間、取引実績が全くない場合は、ライセンスが更新されないこともあり得る。

キューバにおける支店の開設条件

開設条件

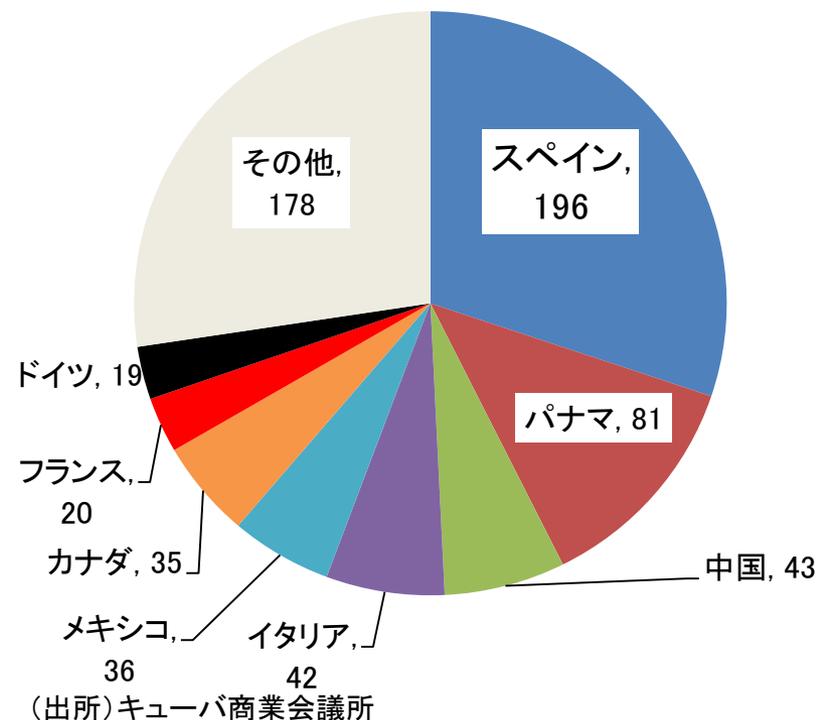
- 会社(本社)設立後、5年間が経過していること。
- 本社の払込資本金が5万ドル以上。
- 直近3年間のキューバとの(直接・間接)取引実績が年間50万ドル以上。

例外規定

- 将来的に開設条件に定める金額と同程度の取引が見込まれれば、外国貿易・外国投資省(MINCEX)が支店の開設を承認
- 具体的には、キューバ側輸入企業がそれぞれの上位官庁を通じてMINCEXに対して保証(Aval)を出すことで例外規定の適用を受けることができる。
- 保証は1つの輸入企業から取り付ければ十分だが、複数の輸入企業から保証を取り付けても構わない。また、サプライヤー登録の有無は問われない。

(出所) 政令206号などより作成

国籍別支店数(2016年7月・650社)



Ⅸ- キューバとの貿易取引：貿易取引の特徴と留意点

■ 特殊な商流に加えて代金回収、米国による経済制裁などリスクも特殊。キューバを専門とする商社が日本とキューバの貿易を担っている。

貿易取引の留意点

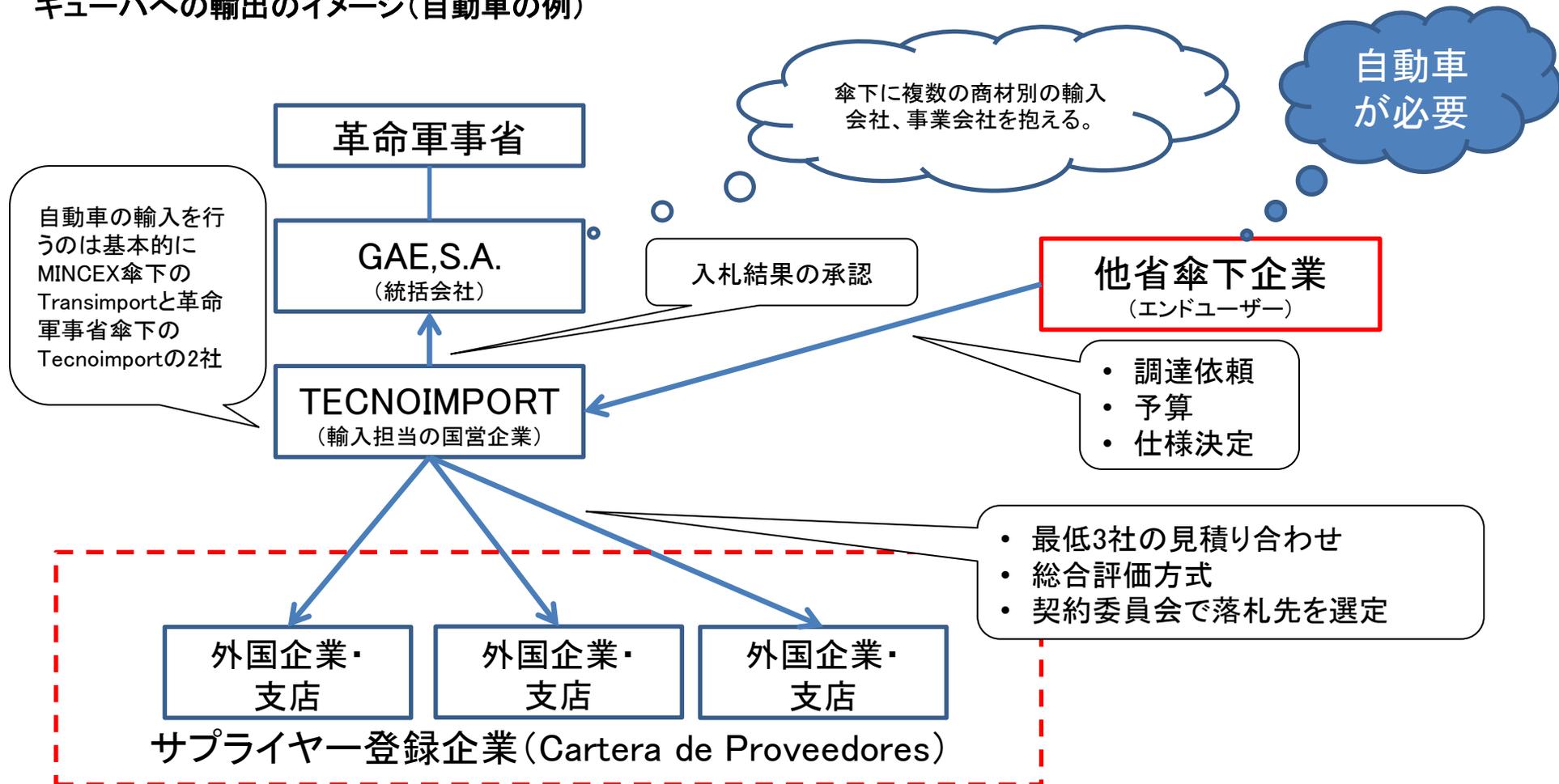
| | |
|--------------|--|
| 前提条件 | <ul style="list-style-type: none"> 米国の経済制裁に触れない取引であること。 キューバ原産品を日本に輸入する分には問題ないが、それを原材料とした製品を米国に輸出する場合は注意が必要。 <p>＜米国輸出管理規則(EAR)に触れる貿易取引の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国原産品や米国原産品を含む製品、米国の技術を用いて製造した製品を日本を含む第3国から輸出。 ただし、米国原産品の構成比が25%以下の場合にはデミニマスが適用される。 EAR違反企業は米国原産品の輸出入を禁止される。 |
| 取引相手 | <ul style="list-style-type: none"> 輸出入を担当する国営企業との取引。 輸出入を認められた合弁企業、100%外資企業との取引。 |
| 取引・契約 | <ul style="list-style-type: none"> 輸入を担当する国営企業のサプライヤーリストに登録する必要がある。 キューバ専門商社がキューバに支店を設けて営業活動。 買い付け企業との契約は本社。支店は契約主体になれない。請求書の発行は可能だが、本社がすることが多いとみられる。 外国貿易・外国投資省および経済企画省の指導に基づき、通常360日の支払猶予が求められる。支払猶予には金利が付く。 |
| 決済 | <ul style="list-style-type: none"> キューバへの輸出代金の決済は信用状(Un confirmed L/C)をもって行われる。 キューバ側輸入者である国営企業は、米国の経済制裁により米ドル建てのL/Cを開設できない。そのため、契約時の建値通貨は輸出者が指定する通貨となる。 日本企業の場合は基本的には「円建て」であり、キューバの輸入者は円建てのL/Cを開設する。日本の引受銀行がユーロ建てL/Cを取り扱えるのであればユーロ建ても可能。 短期貿易保険の活用が多い。 キューバに支店を置くカリブ系の金融機関は、L/Cを割り引いて買い取ってくれる(フォーフェイティング)が、手数料は高い。 なお、キューバに進出している外国企業は、キューバの国営銀行Banco Financiero Internacional(BFI)に「円建て」の当座預金を開設できるので、資金を「円」で送金する。 |

(出所)各種資料より作成

Ⅸ- キューバとの貿易取引：国営企業との貿易取引事例

- 各省庁傘下で買い付けを担当する国営企業との取引が原則。キューバから輸入をする場合も同様に商材別に分かれた国営企業との取引となる。
- 買い付けを担当する国営企業のサプライヤーリスト(Cartera de Proveedores)に登録しなければ取引はできない。キューバから輸入する場合も顧客リスト(Lista de Clientes)に登録する必要がある。

キューバへの輸出のイメージ(自動車の例)



(出所) 各種資料より作成

Ⅷ- キューバとの貿易取引: 貿易取引を担う国営企業

■ 各省庁の傘下で貿易取引を行うのは、外国貿易・外国投資省(MINCEX)からの許可を得た国営企業)が行う。100%外国資本企業、合併企業は、国営企業を介さずに輸出入することができる。

貿易取引を行う国営企業の例(革命軍事省、エネルギー鉱業省傘下の企業)

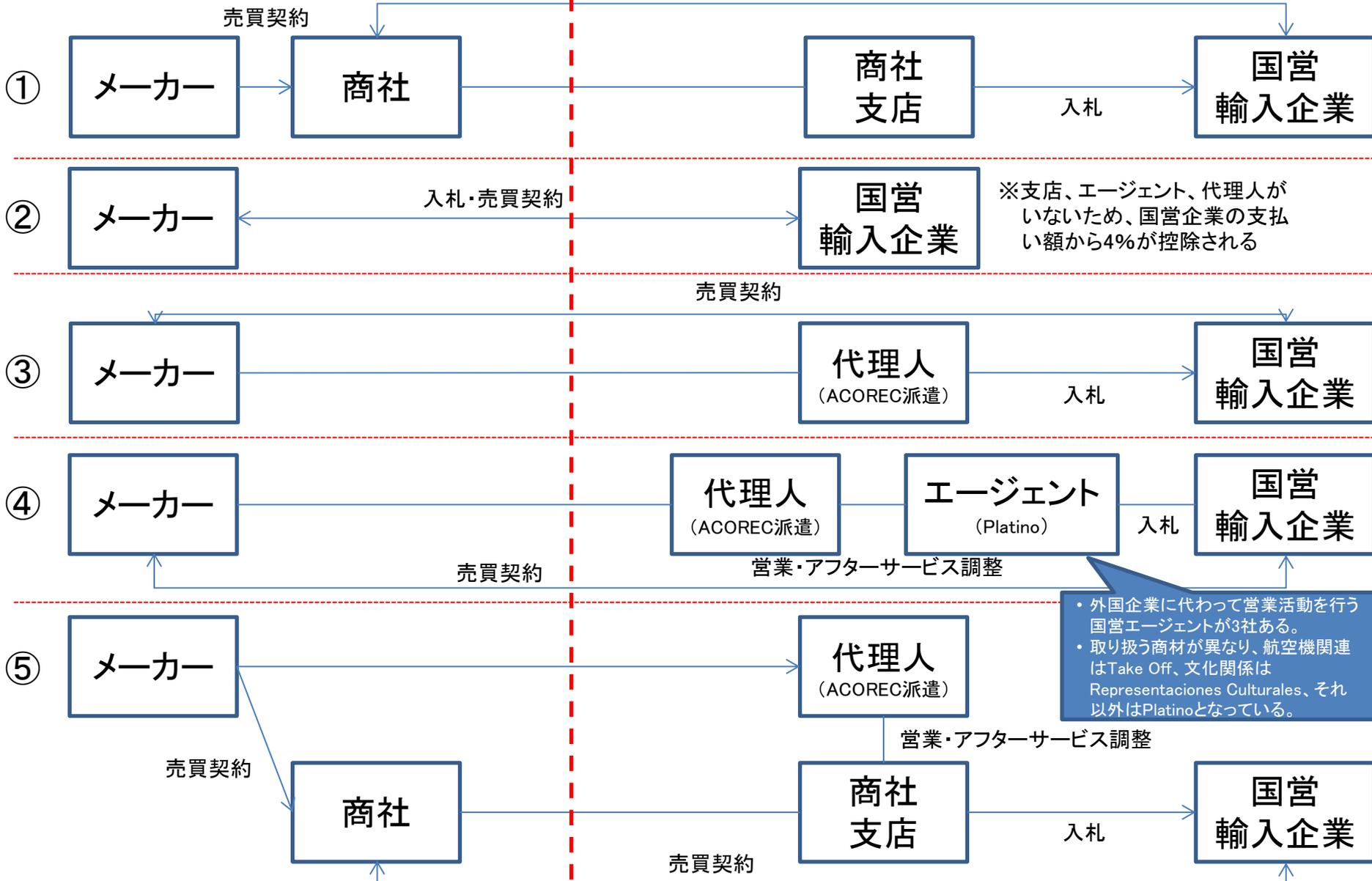
| 監督官庁 | OSDE (統括会社) | 輸出入会社名 | 許可 |
|--|--|--|-----|
| 革命軍事省 | GAE S.A. | CORPORACION CIMEX S.A. | 輸出入 |
| | | TRD CARIBE | 輸入 |
| | | PRODUCCIONES TRIMAGEN S.A. | 輸出入 |
| | | CORPORACION COMERCIAL ANTEX, S.A. | 輸出 |
| | | SERVICIOS AUTOMOTORES S.A. | 輸入 |
| | | EMPRESA COMERCIALIZADORA DE ACEITE, ECASOL | 輸出入 |
| | | AT COMERCIAL S.A. | 輸入 |
| | | ALMACENES UNIVERSALES S.A. / AUSA | 輸入 |
| | | EMPRESA DE EXPLORACIÓN Y EXTRACCIÓN DE PETRÓLEO Y GAS S.A.(PETRAF) | 輸出入 |
| | - | EMPRESA CUBANA EXPORTADORA E IMPORTADORA DE SERVICIOS, ARTÍCULOS Y PRODUCTOS TÉCNICOS ESPECIALIZADOS(TECNOTEX) | 輸出入 |
| UNION AGROPECUARIA MILITAR(UAM) | EMPRESA COMERCIALIZADORA Y EXPORTADORA DE PRODUCTOS AGROPECUARIOS Y AGROINDUSTRIALES S.A.(CUBAGRO) | 輸出 | |
| エネルギー 鉱業省 | CUPET | EMPRESA CUBANA IMPORTADORA Y EXPORTADORA DE COMBUSTIBLES Y LUBRICANTES(CUBAMETALES) | 輸出入 |
| | | EMPRESA INFORMÁTICA,AUTOMATIZACIÓN Y COMUNICACIONES “TECNOMÁTICA” | 輸出入 |
| | | EMPRESA IMPORTADORA DE ABASTECIMIENTO PARA EL PETRÓLEO(ABAPET) | 輸出入 |
| | | COMERCIAL CUPET, S.A. | 輸出入 |
| | UNE | EMPRESA IMPORTADORAEXPORTADORA DE OBJETIVOS ELECTROENERGÉTICOS(ENERGOIMPORT) | 輸出入 |
| | CUBANIQUEL | MITSA S.A. | 輸出入 |
| EMPRESA IMPORTADORA Y ABASTECEDORA DEL NIQUEL(CEXNi) | | 輸入 | |

(出所)キューバ商業会議所「2014年版輸出入業者登録企業リスト」

Ⅹ- キューバとの貿易取引: 様々な商流

【日本】

【キューバ】

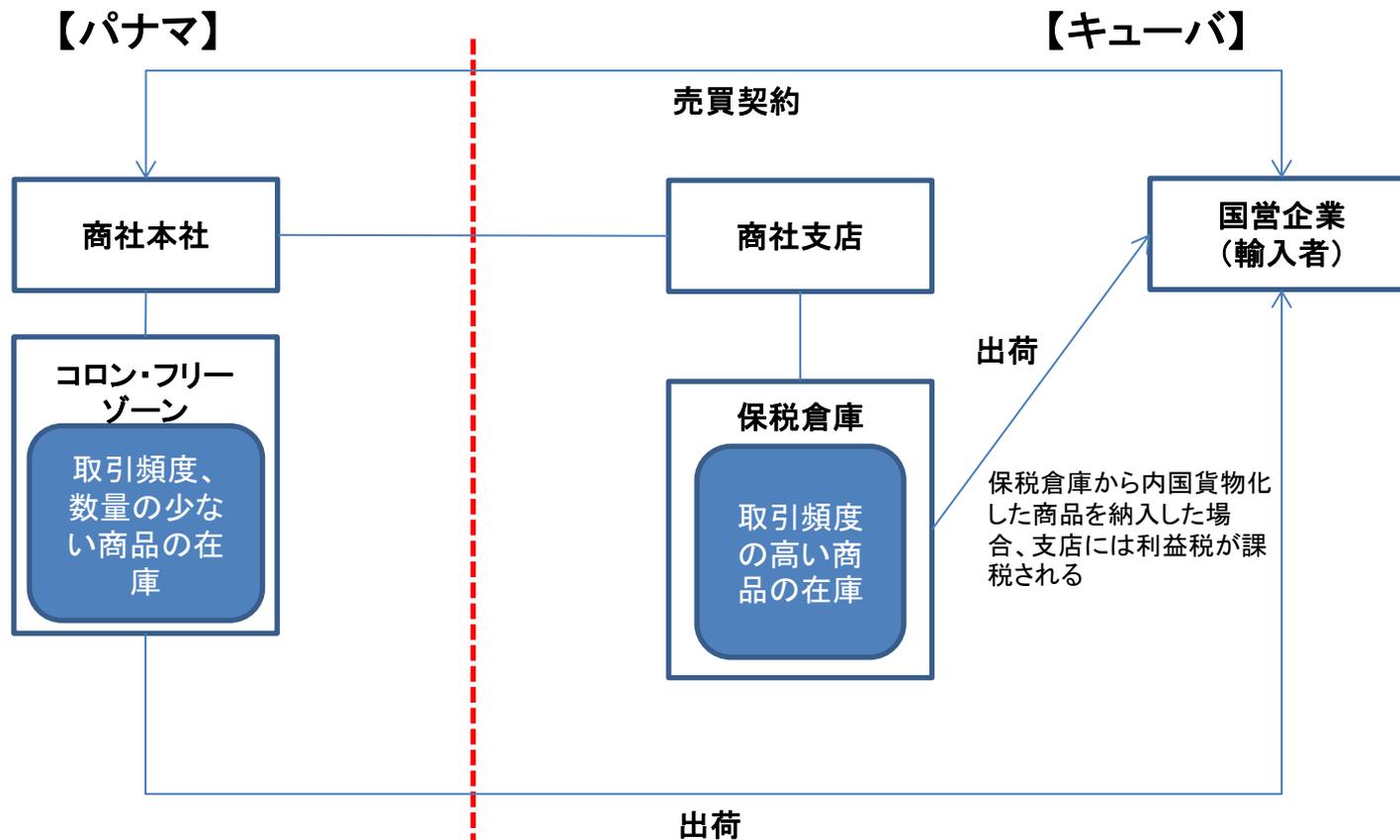


(出所) 各種資料、ヒアリングにより作成

Ⅸ- キューバとの貿易取引: 保税倉庫

- 外国企業の支店は、キューバに保税倉庫を持つことができる。
- ただし、保税倉庫の在庫を国営企業に販売した場合、支店には利益税 (Impuesto de Utilidades) が課税される。保税倉庫を持たない支店の場合、利益は発生しないため、利益税は課税されない。
- 国営企業と定期的な取引がある外国企業で、食品やタイヤなど、需要の高い品目の場合に保税倉庫を持つケースが多いようである。

支店による保税倉庫利用のイメージ



(出所) 各種資料、ヒアリングにより作成

Ⅸ- キューバとの貿易取引: 貿易協定

■キューバはラテンアメリカ統合連合(ALADI)に加盟している。ALADI加盟国を中心に特惠貿易協定を締結しているため、締結国の原産品については関税が減免される。

キューバが締結する貿易協定

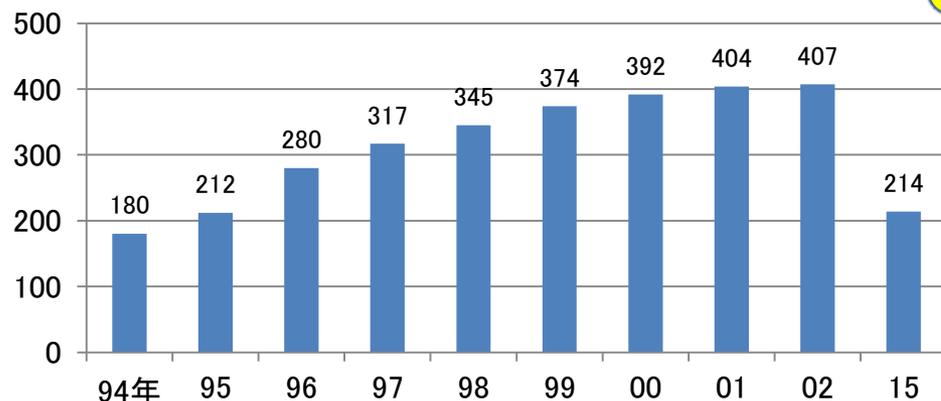
| 協定大分類 | 協定中分類 | 相手国 | 備考 | |
|---|-----------------------------------|--|--|---|
| 部分到達協定(AAP) Acuerdos de Alcance Parcial 【全ALADI加盟国が参加する協定ではなく、特定の相手国のみ】 | モンテビデオ条約第25条に基づく協定(AAP.TM25) | | ALADI域外の国・地域との協定 | |
| | AAP.A25TM N° 36 Cuba Guatemala | グアテマラ | 協定別添に記載の両国原産品の関税を譲許。 | |
| | AAP.A25TM N° 40 Cuba CARICOM | カリブ共同体(CARICOM) | | |
| | AAP.A25TM N° 43 Cuba El Salvador | エルサルバドル | | |
| | 農畜産協定(AAP.AG) | | | 農畜産品の域内貿易の促進を目的とした協定。 |
| | AAP.AG N° 2 | アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ | | 種子の域内貿易の促進を目的とした協定。 |
| | 経済補完協定(AAP.CE) | | | ALADI加盟国の中の二国間、あるいは多国間で幅広い品目について相互に関税を譲許する協定。 |
| | AAP.CE N° 40 Cuba Venezuela | ベネズエラ | | |
| | AAP.CE N° 42 Chile Cuba | チリ | | |
| | AAP.CE N° 46 Cuba Ecuador | エクアドル | | |
| | AAP.CE N° 47 Bolivia Cuba | ボリビア | | |
| | AAP.CE N° 49 Colombia Cuba | コロンビア | | |
| | AAP.CE N° 50 Cuba Perú | ペルー | | |
| | AAP.CE N° 51 Cuba México | メキシコ | | |
| AAP.CE N° 62 Argentina Brasil Cuba Paraguay Uruguay | 南米南部共同市場(MERCOSUR) | | | |
| AAP.CE N° 70 Bolivia Cuba Venezuela Nicaragua | ボリビア、ベネズエラ、ニカラグア | | | |
| AAP.CE N° 71 Cuba Panamá | パナマ | | | |
| 地域協定(AR) Acuerdos Regionales 【全ALADI加盟国が参加する協定】 | 市場開放協定(AR.AM) | | 開発水準の低いボリビア、エクアドル、パラグアイの3カ国に対してALADI加盟各国が一方向的に有利な条件で関税を撤廃することなどを定めた協定。 | |
| | AR.AM N° 1 Bolivia Cuba | ボリビア | | |
| | AR.AM N° 2 Cuba Ecuador | エクアドル | | |
| | AR.AM N° 3 Cuba Paraguay | パラグアイ | | |
| | 文化、教育、科学分野の財の貿易と協力に関する協定(AR.CEYC) | | 文化、教育、科学分野の財の貿易に際して関税を譲許することを定めた協定。輸出国の文化、教育、科学分野の監督官庁が証明書を発給することで、協定の別添に記載された品目の関税が譲許される。 | |
| | AR.CEYC N° 7 | | | |
| | 科学技術協力に関する協定(AR.CYT) | 全ALADI加盟国: アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ | ALADI加盟国が技術の獲得、普及を推進することを目的とした協定。加盟国間の情報交換、財、技術の交換、人的交流、セミナー、シンポジウムの開催などの方法を講じている。関税譲許や対象品目が明示されているものではない。 | |
| | AR.CYT N° 6 | | 域内貿易を阻害する不要な技術規則の類をALADI加盟国が適用、導入、策定することを防止する協定。 | |
| | 貿易の技術的障害の克服による貿易促進枠組み協定(AR.OTC) | | | |
| | AR.OTC N° 8 | | ALADI加盟国間で、それぞれの経済の開発段階の応じて一定割合の関税を譲許する協定。 | |
| 地域特惠関税協定(PAR) | | | | |
| AR.PAR N° 4 | | | | |

(出所)ラテンアメリカ統合連合(ALADI)ウェブサイト

X- キューバへの直接投資：外国投資拡大に方針転換

- 2011年4月の第6回共産党大会で承認された国家運営綱領たる「経済・社会政策指針」において「外国直接投資は国内投資家の努力を補完するもの」とされていたが、2016年4月の第7回共産党大会で承認された「経済・社会政策指針2016-2021」においてはその文言が消えている。
- 「指針」に基づき「外国投資政策の一般原則」、「分野別政策」が定められている。これらは毎年更新されるのではなく、随時見直しが行われる。
- 外国直接投資は外国投資法および関連規則により手続きなどが定められている。
- 革命政権が接收した米国の資産を利用する場合、米国の経済制裁に触れる可能性がある。
- 長らく投資額、件数ともに未発表だったが、2015年は外国投資の受入件数が発表された。
- 2015年末の外国投資受入件数は約214件。投資形態は合弁が大半を占めている。

外国投資受入件数(ストック)の推移



(注)「国際経済提携契約」を含む。2002年は3月末。

(出所)キューバ中央銀行年報、外国投資・経済協力省(MINVEC)、外国貿易・外国投資省(MINCEX)

長らく発表されてこ
なかった

X- キューバへの直接投資：投資機会ポートフォリオ

- キューバ政府が有望と考える投資案件を記載した「投資機会ポートフォリオ」が、外国投資法に基づいて外国貿易・外国投資省(MINCEX)より毎年公表される。
- 2016年11月1日に公表された最新の有望投資案件は395件。そのうち24件はマリエル開発特区の案件となっている。有望投資案件の数は前年の326件から大幅に増加した。
- 「投資機会ポートフォリオ」に掲載されていない案件であっても認可の検討対象となる。
- 外国投資法および分野別政策は、外国投資を認めない分野を定めている。
- 外国投資が認められない分野に指定されていないが、MINCEXによると、外食産業は民間部門の雇用の受け皿となっているためセンシティブな分野であるという。

分野別有望投資案件数

| 分野 | 件数 |
|-----------|-----|
| 観光 | 114 |
| 石油 | 87 |
| 農業・食品加工 | 75 |
| 再生可能エネルギー | 23 |
| 鉱業 | 13 |
| 砂糖 | 13 |
| 運輸 | 10 |
| 建設 | 9 |
| 製造業 | 8 |
| 卸売業 | 6 |
| 水道関連 | 5 |
| 保健 | 3 |
| 放送関連 | 3 |
| バイオ・医薬品 | 2 |
| 合計 | 371 |

(出所) 投資機会ポートフォリオ2016-2017

マリエル開発特区

分野別有望投資案件数

| 分野 | 件数 |
|---------|----|
| バイオ・医薬品 | 13 |
| 製造業 | 8 |
| 農業・食品加工 | 1 |
| 建設 | 1 |
| 卸売業 | 1 |
| 合計 | 24 |

(出所) 投資機会ポートフォリオ2016-2017

外国投資が認められない分野

| | |
|-------|---|
| 外国投資法 | 公共保健、教育、軍事、国防、国家の安全、国民の財産、環境保全を脅かす分野 |
| 分野別政策 | 農業・林業・食品分野 <ul style="list-style-type: none"> ・ ロブスターの養殖と産業化 観光分野 <ul style="list-style-type: none"> ・ イルカの展示を行う施設 電気通信・情報通信・郵便サービス分野 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信サービスの運営・提供 ・ 当該分野では100%外国資本の投資形態を認めない。 |

(出所) 外国投資法、分野別政策

X- キューバへの直接投資：投資機会ポータルフォリオの例

- キューバ政府によると、投資機会ポータルフォリオに記載されている案件は、キューバ側がフィージビリティスタディを実施済の案件ということになっている。
- 案件ごとに事業内容、投資額、投資形態、合併や国際経済提携契約の場合はキューバ側でパートナーとなる国営企業の名称、連絡先が掲載されている。

マリエル開発特区における有望投資案件の例

| 分野 | 業種 | 投資額 (100万US\$) | 投資形態 | キューバ側パートナー |
|---------|--------------------|-------------------|----------|--|
| 工業分野 | 水栓具の生産 | 15 | 合併 | Grupo Empresarial de la Industria Sideromecanica |
| | 板ガラスの生産 | 65 | 合併 | Grupo Empresarial de la Industria Quimica |
| | ガラス製食器の生産 | 10 | 100%外国資本 | |
| | 空調設備の生産 | 15 | 合併 | Grupo Empresarial de la Industria Sideromecanica |
| | 小型乗用車の生産 | 交渉による | 100%外国資本 | |
| | 飲料用ビンの生産 | 70 | 合併 | Grupo Empresarial de la Industria Quimica |
| | 靴の生産 | 23 | 合併 | Grupo Empresarial de la Industria Ligera |
| | 医療用消耗品の生産 | 交渉による | 100%外国資本 | |
| 建設 | 大理石版の生産 | 5 | 合併 | Empresa de mármoles cubanos |
| バイオ・医薬品 | モノクローマ抗体医薬品の生産 | 75 | 合併 | CIMAB S.A. |
| | がん治療用ワクチンの生産 | 60 | 合併 | CIMAB S.A. |
| | 製薬用ペプチドの生産 | 30 | 合併 | Centro de Ingeniería Genética y Biotecnología (CIGB) |
| | ヒトプラズマから派生した医薬品の生産 | 160 | 合併 | Empresa de Sueros y Productos Hemoderivados "Adalberto Pesant" |
| | ジェネリック経口医薬品の生産 | 250 | 合併 | Empresas Laboratorios Medsol |
| 農業・食品加工 | 大豆油および飼料用大豆粉 | 149 | 合併 | Cooperación Alimentaria S.A.(CORALSA) |
| 卸売り | 食品、工業製品の卸売り店舗 | — | 合併 | Corporación CIMEX |

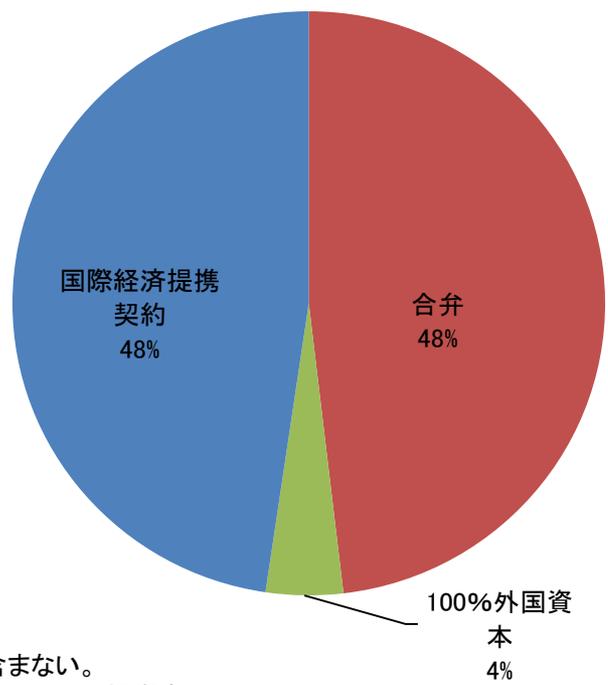
(出所) 投資機会ポータルフォリオ2016-2017

X- キューバへの直接投資：3つの投資形態

■ 外国投資法は、3つの投資形態(モダリティ)を規定している。支店は投資とはみなされない。
 ■ 直接投資を投資形態別にみると、大部分は合併。外国企業の参画が多いホテルは国際経済提携契約による。100%外国資本は、マリエル開発特区に投資する場合は承認されるケースが出てきた。

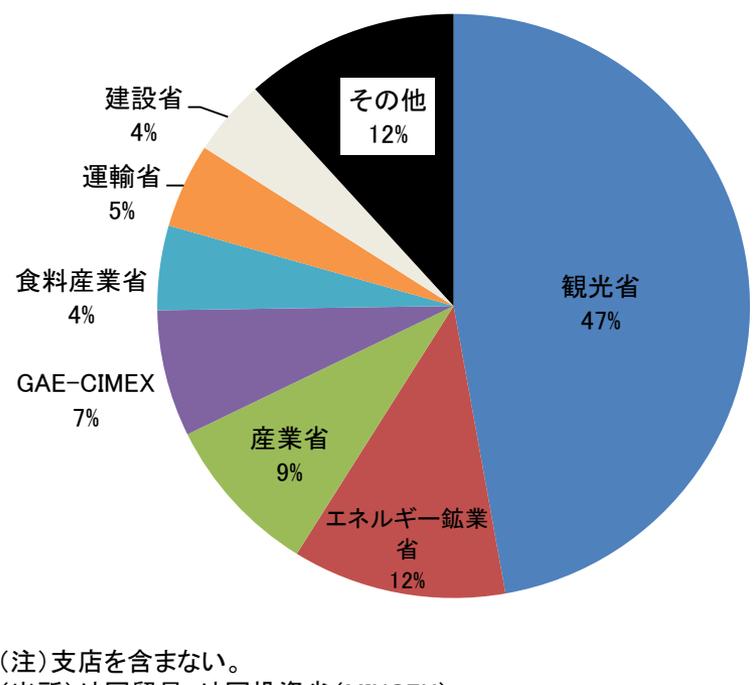
| モダリティ | 内容 |
|------------|---|
| 100%外国資本会社 | 100%外国資本が認められない分野もある。現状、マリエル開発特区外ではほとんど認可されていない。 |
| 合併会社 | 外国企業と国営企業との合併会社。出資当事者とは別の法人を設立する必要がある。 |
| 国際経済提携契約 | キューバの国営企業への生産委託、ホテルマネジメント(例：国際的ホテルチェーンのキューバにおける運営)、専門サービス(例：国際的な会計・法律事務所とキューバの国営法律事務所の契約)、建設、農業生産などが対象。 |

外国企業の事業形態別構成比(2015年)



(注) 支店を含まない。
 (出所) 外国貿易・外国投資省(MINCEX)

外国直接投資の事業分野別構成比(2015年)



(注) 支店を含まない。
 (出所) 外国貿易・外国投資省(MINCEX)

X- キューバへの直接投資：合併会社

■キューバで代表的な合併企業の外国側出資者は欧州、カナダ、中南米企業が中心となっている。とりわけスペイン資本が多い。

主な合併企業

| 国籍 | 合併企業名 | 外国側出資者 | 事業内容 |
|---------|--|--|-------------------------|
| アイルランド | Mediatex, S.A. | United Products Group | ストッキング、靴下の製造 |
| イタリア | Stella, S.A. | FARMAVENDA, S.P.A. MAZZETTI RENATO, S.R.L | チョコレート製造 |
| イタリア | ADYPEL, S.A. | 3C Business Development S.R.L. | 紙製品、梱包用資材の製造 |
| エジプト | MCV Comercial S.A. | MCV Egypt | ダイムラー車の代理店 |
| オーストラリア | ULAEX, S.A. | Orica Mining Service | 鉱業向けの爆薬等の製造 |
| カナダ | Coracan S.A. | Reuven | 食品製造 |
| カナダ | Moa Nickel, S.A. | Sherritt International | モア鉱山(ニッケル、コバルト)の操業 |
| スイス | Coralac, S.A. | NESTLE | アイスクリーム製造 |
| スイス | Los Portales, S.A. | NESTLE | 清涼飲料水、ミネラルウォーター製造 |
| スペイン | Bravo, S.A. | PROVALCA | 食肉加工 |
| スペイン | Compacto Caribe, S.A. | Trade Packaging S.A. | 紙容器、梱包用資材の製造 |
| スペイン | Dujo Copo, S.A. | Copo, S.A. | ポリウレタンフォーム等の製造 |
| スペイン | Dujo Copoflex, S.A. | Copo, S.A. | マットレス等の製造 |
| スペイン | Suchel Proquimica, S.A. | Proquimica | 洗剤の製造 |
| スペイン | Suchel Camacho S.A. | Manuel Camacho, S.A. | 香水の製造 |
| スペイン | Habanos, S.A. | Altadis (Imperial Tobacco Group PLC) | 葉巻の輸出 |
| ブラジル | BRASCUBA Cigarillos S.A. | Souza Cruz | 紙巻きタバコ製造 |
| ブラジル | Cerveceria Bucanero S.A. | CERBUCA (AB INVEB) | ビール製造 |
| フランス | COPAL S.A. | Alcatel Lucent | 通信機器の製造等 |
| フランス | Havana Club International, S.A. | Pernod Ricard | ラム酒「ハバナクラブ」の輸出 |
| ベネズエラ | Ferronickel Minera, S.A. | Produccion Social Minera Nacional C.A. | Moa Occidental II鉱山の開発 |
| ベネズエラ | Cuvenpetrol, S.A. | PDVSA | Camilo Cienfuegos製油所の運営 |
| メキシコ | Industrial Molinera de La Habana, S.A. | Industrial Molinera E.X (IMEX) | 小麦粉等の製造 |
| イギリス | Castrol Cuba S.A. | BP p.l.c. | 潤滑油の製造 |
| カナダ | Energas S.A. | Sherritt International | 発電事業 |
| オランダ | Pumagas S.A. | Puma Energy | 液化ガスの貯蔵、流通 |

(出所)PROCUBA「Directorio Comercial 2015-2017」などより作成

X- キューバへの直接投資：合併会社

■ 競合する企業はほとんどないため、国内市場向けの製品を製造する合併企業は市場を総取りしている。ただし、輸入品との競合はある。



NESTLEとキューバの合併企業が製造する炭酸飲料とミネラルウォーター。Ciego Monteroは水源の地名



コココーラも入手可能だがメキシコからの輸入品。メーカーは関与していない

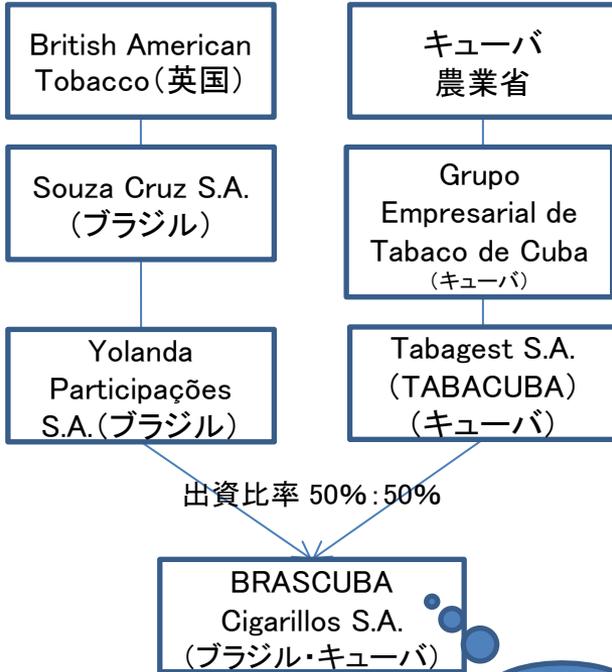


キューバの代表的なビール「クリスタル」もアンハイザー・ブッシュ・インベブのブラジル子会社アンベブとキューバの合併

X- キューバへの直接投資：合弁会社の例 BRASCUBA

■英国のBritish American Tobaccoのブラジル子会社Souza Cruzとキューバ農業省傘下のTABACUBAが折半出資して、高級紙巻きたばこを製造する合弁企業BRASCUBA Cigarillos S.A.を1995年に設立。双方がメリットを得る形で合弁事業を展開。

BRASCUBAの資本関係



【キューバ側メリット】

- ・ ブライトタバコの知見
- ・ 紙巻きたばこの製造技術
- ・ 金融面の支援

【ブラジル側メリット】

- ・ 黒タバコの技術

BRASCUBAの事業内容

【製造】

輸出用・国内用
高級紙巻きたばこ製造

- ・ マリエル開発特区に新工場建設中
- ・ 投資額1億1,620万ドル

【国内販売】

国内顧客20社・
小売店7000カ所

国内販売主要顧客

- ・ シメックス (CIMEX)
- ・ TRDカリベ (TRD)
- ・ パルマーレス (PALMARES)
- ・ カラコル (CARACOL)

【輸出】

58カ国
顧客110社

国内市場
シェア
25%

ロベルト・サンチェス社長に聞く合弁事業成功のポイント

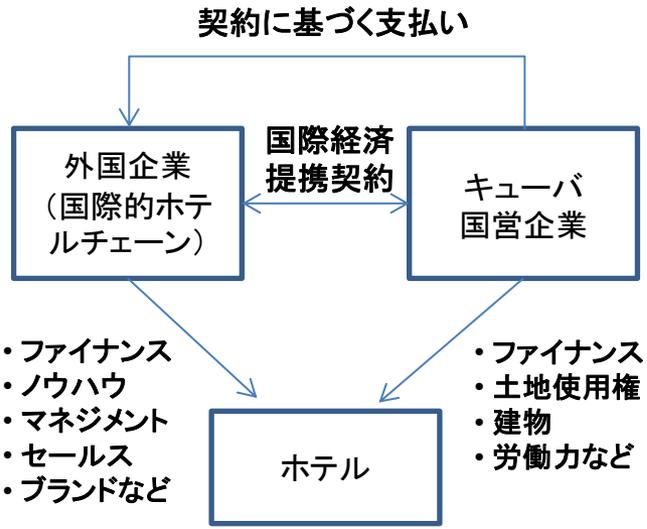
- ・ キーワードは「Paciencia (忍耐)」。
- ・ 合弁相手である国営企業と上手に付き合うことが重要。
- ・ 国内販売だけでなく輸出も考えた方がキューバ政府の関心も高くなり、事業がやりやすい。
- ・ 自社の利益を重視するばかりでなく、輸出への貢献、社会、文化的な貢献が重要で、そうすることで政府に良い印象を与えることができる。
- ・ キューバにおけるサクセスストーリーは、政治的、思想的なことをビジネスに持ち込まず、自社のビジネスに集中し、会社が成功することで国にも貢献できるという流れで描くこと。

X- キューバへの直接投資：国際経済提携契約

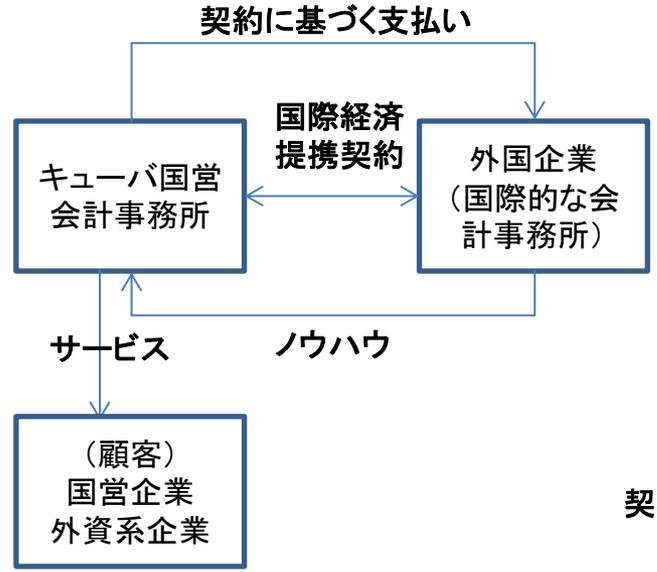
- 国際経済提携契約により新たな法人は設立しない。
- ホテル、専門サービスについては出資、共同基金の設立はしない。
- 利益の分配は行わず、外国投資家への支払いは、契約に基づき事業の成果により決定される。

国際経済提携契約のイメージ

【ホテル運営】

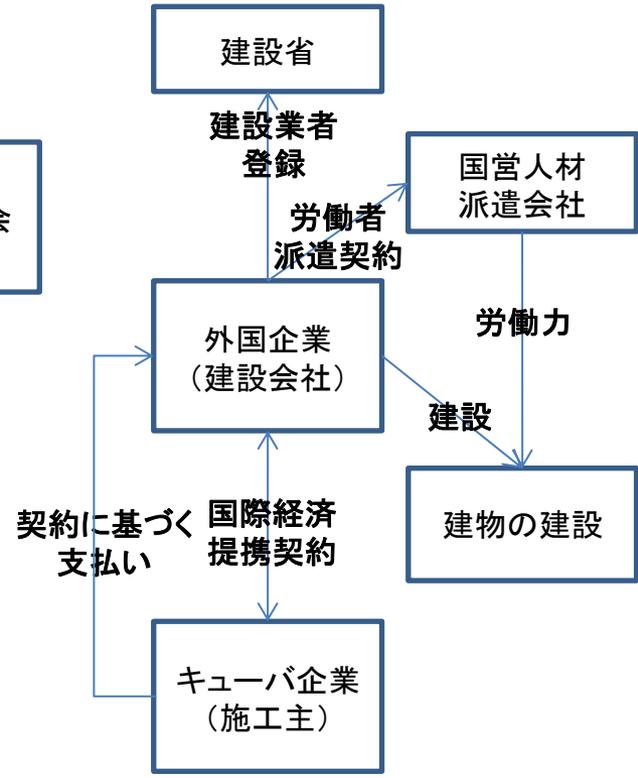


【専門サービス提供】



※法律事務所(リーガルサービス)は、国際経済提携契約の対象外。外国法律事務所は、キューバの国営法律事務所と「Acuerdo Corresponsal」(代理契約)を結ぶことができる。

【建設】

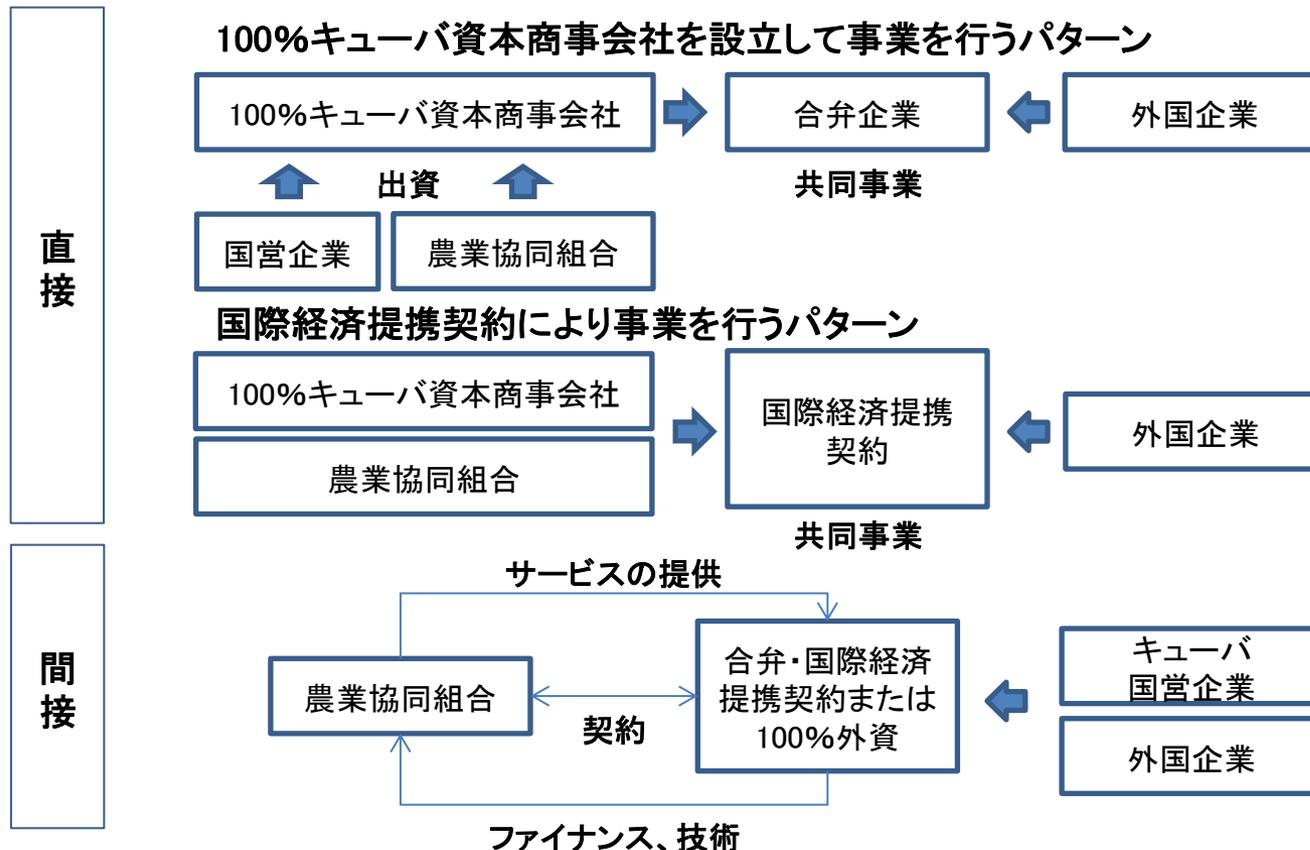


(出所) 外国投資法、キューバ商業会議所へのヒアリングにより作成

X- キューバへの直接投資：農業協同組合との共同事業

- 「外国投資への農業協同組合の参加の指針」が公表され、農業協同組合(CPA、UBPC、CCS)と外国資本が共同で農業生産事業を行う具体的な形が示された。投資機会ポートフォリオ2016-2017において公表。
- 農業協同組合は「弱い存在」であるため、外国投資との共同事業の参画に際しては常に国営企業が介在する。2017年3月現在、具体化している案件はない。農業協同組合の参画方法には直接と間接の2つの方式がある。

農業協同組合との共同事業のイメージ



(出所) 外国投資への農業協同組合の参加の指針、外国貿易・外国投資省(MINCEX)資料、キューバ商業会議所へのヒアリングにより作成

X- キューバへの直接投資：投資恩典

■ 外国投資法による投資恩典は税制が主だが100%外国資本の場合は恩典が少ない。

主な税制恩典

| | | 外国投資法 | マリエル開発特区 | 通常(2012年法律113号) |
|-----------|----|---|---|---|
| | 対象 | 合併会社、国際経済提携契約 | 使用者、開発事業者 | 100%外国資本会社 |
| 利益税 | 税率 | 15% | 12% | 35% |
| | 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 8年間免税 利益を再投資する場合は免税 資源開発、再生可能エネルギーに係る利益に対しては最高22.5%まで上昇 | <ul style="list-style-type: none"> 10年間免税 免税期間延長の可能性あり 利益を再投資する場合は免税 | <ul style="list-style-type: none"> 資源開発、再生可能エネルギーに係る利益に対しては50% |
| 販売税 | 税率 | 卸売り1% | 1% | 卸売り2%、小売り10% |
| | 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 操業開始から1年間は免税 以後は卸売り標準税率の50% | <ul style="list-style-type: none"> 操業開始から1年間は免税 | |
| サービス税 | 税率 | 5% | 1% | 10% |
| | 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 操業開始から1年間は免税 以後は標準税率の50% | <ul style="list-style-type: none"> 操業開始から1年間は免税 | |
| 労働力使用税 | 税率 | 免税 | 免税 | 5% |
| 海岸使用税 | | 投資回収期間は標準税率の50% | 投資回収期間は標準税率の50% | ホテル、マリーナ、宿泊業など浜辺に立地する場合に課税対象。税率は国家予算法が規定 |
| 排水税 | | 投資回収期間は標準税率の50% | 投資回収期間は標準税率の50% | m3当たりの課税。税額は国家予算法が規定 |
| 湾使用税 | | 投資回収期間は標準税率の50% | 投資回収期間は標準税率の50% | 特定の湾の使用(船舶)に対して課税。2012年法律113号別添5による |
| 森林使用税 | | 投資回収期間は標準税率の50% | 投資回収期間は標準税率の50% | 2012年法律113号別添6による |
| 関税 | | 投資に関連した機械設備の関税は免税 | 投資のための設備など資本財の関税は免税 | — |
| 地域開発土地税 | | 投資回収期間は免税 | 免税 | 税率は国家予算法が規定 |
| 社会保険雇用主負担 | | 国家予算法が規定。2017年度は14%。 | | |

(出所) 投資機会ポートフォリオ2016-2017

X- キューバへの直接投資：投資案件の審査

- 合弁会社、100%外国資本金会社の設立、国際経済提携契約の締結には、キューバ政府の承認を得る必要がある。申請窓口は外国貿易・外国投資省(MINCEX)である。
- 申請先と審査の流れは以下のとおり。
 - ① 申請受理後、外国資本ビジネス評価委員会(関係官庁により構成)による審査に付される。
 - ② 書類に不備がない場合、MINCEXは、監督官庁または国家評議会・閣僚評議会にMINCEXの評価とともに申請書を送付する。
 - ③ 国家評議会・閣僚評議会の審査対象案件は、MINCEXによる申請受理から60自然日以内に認可の是非が判断される。国家中央行政機関(監督官庁)の審査対象案件は、45自然日以内に判断される。

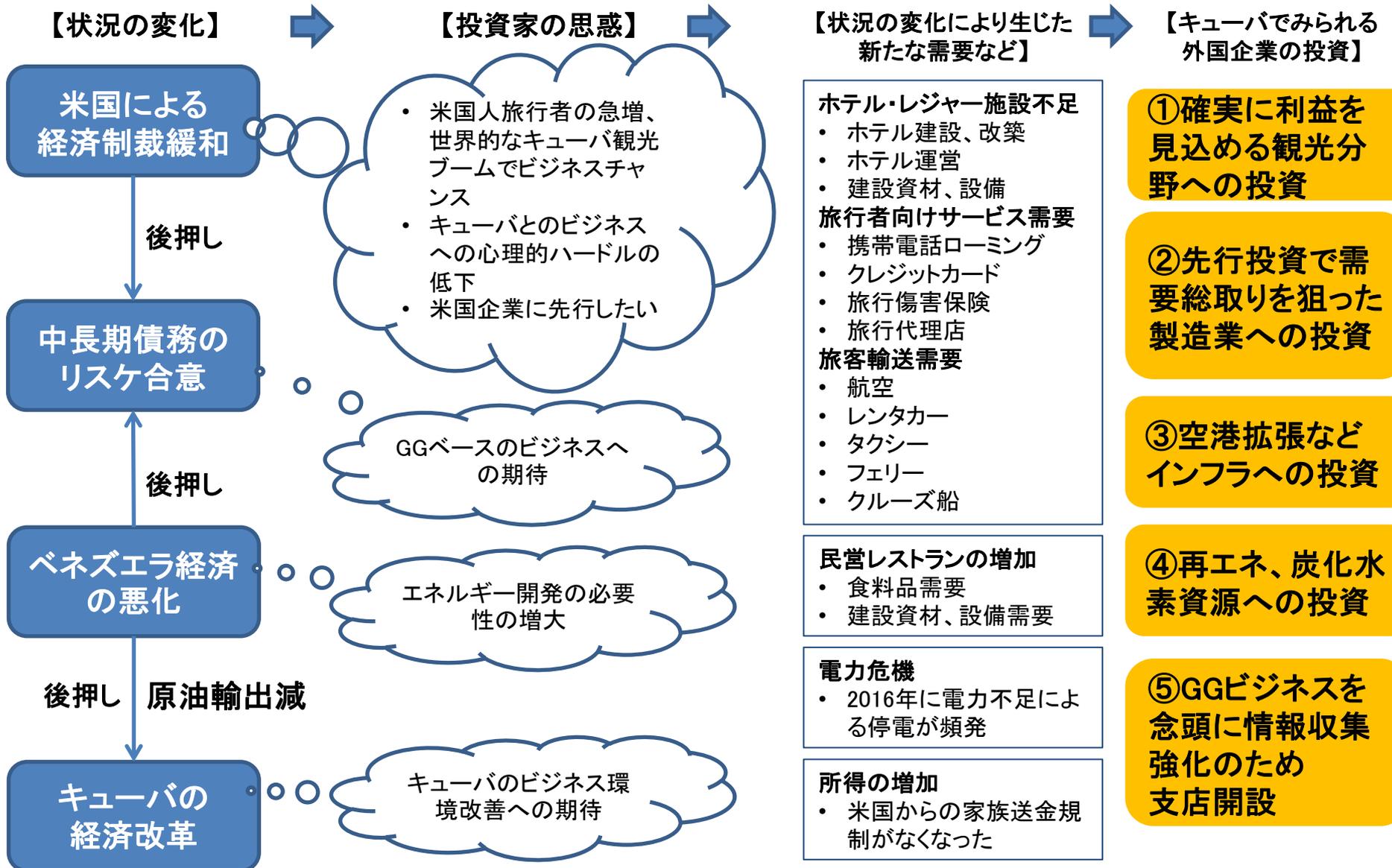
案件毎の審査機関

| 機関 | 分野 |
|----------|--|
| 国家評議会 | 天然資源の探査または開発(国際経済提携契約によるものを除く) |
| | 運輸、通信、上水道、電気など公共サービスの活動、公共事業の実施、公共財の開発 |
| 閣僚評議会 | 不動産開発、100%外国資本企業、国有財産の移転、天然資源の開発および生産、循環型エネルギー源の使用、国家評議会の承認を必要としないその他の外国投資など |
| 国家中央行政機関 | 閣僚評議会より、その権限の範囲で、投資の形態と投資分野を考慮して外国投資を承認し許可する権限を委譲されたもの |

(出所)外国投資法

X- キューバへの直接投資：外国企業の動き

■米国の対キューバ政策の変更がキューバ・ビジネスへの関心喚起の大きな原動力となっている。



X- キューバへの直接投資：外国企業の動き

①確実に利益を見込める分野

■米国人を中心とした観光客の増加

■拡大する輸送需要

チャーター航空便: Island Travel & Tours(米)、Eastern Air Lines Group(米)、White Airways(葡)、JFI Jets(米)、JetBlue Airways(米)、Swift Air(米)、Victor(英)、Delta Air Lines(米)、Eurowings(独)、Jet Aviation Flight Services(米)、Cuba Viajo Express(米)、Choice Aire(米)、Globalia(西)

定期航空便: Iberia(西)、Condor(独)、Interjet(墨)、Air France(仏)、Insel Air(キュラソー)、中国国際航空(中)、Gol(伯)、Copa Airlines(パナマ)、KLM(蘭)、Air Berlin(独)、American Airlines(米)、Frontier Airlines(米)、JetBlue Airways(米)、Silver Airways(米)、Southwest Airlines(米)、United Airlines(米)、Delta Airlines(米)、Spirit Airlines(米)、Air Caraïbes(仏)

海上輸送: Baja Ferries(墨)、Balearia(西)、SC Line(米)、Clipper Vacations(独)、Maersk(デンマーク)、Norled(ノルウェー)、Superfast Ferries(ギリシャ)、Grupo Balearia(西)

貨物輸送: Aviatur(コロンビア)、FedEx(米)

ホテル・リゾート: Beijing Enterprises Group(中)、Warwick International Hotels & Resorts(仏)、Accor(仏)、London & Regional(英)、Hoteles Misión(墨)、Starwood Hotels(米)、Banyan Tree(星)、360 VOX(カナダ)、Esencia Group(西)、La Playa Golf & Resorts(西)

クルーズ: Celestyal Cruises(キプロス)、MSC Cruises(伊)、Carnival Corporation(米)、Norwegian Cruise Line(米)、Pearl Seas Cruises(米)、Ponant(仏) 旅行代理店 Airbnb(米)、Cheap Air(米)、Travelport(米)、MPH Ventures Corporation(加)、Royal Caribbean International(米)

金融・保険: Stonegate Bank(米)、Western Union(米)、Starr Companies(米)、Banco Popular de Puerto Rico(米)

ICT: IDT Corp(米)、Mobile Boost(米)、Sprint・MetroPCS(米)、Amgentech(米)、Google(米)、Verizon(米)、華為技術(中)、Stripe(米)、CISCO(米)、AT&T(米)

②先行投資で需要総取りを狙った分野)

■1品目に付き1社の製造業(原則)

Cleber(米・トラクター)、Unilever(英蘭・家庭用品)、Thai Binh(ベトナム・紙おむつ)、KAMAZ(露・トラック)、Devon-General(墨・塗料)、Richmeat de México(墨・食肉)、Hotelsa(西・ホテル向け食品自販機)

(③インフラ分野・④エネルギー分野)

■再生可能エネルギー導入推進、資源開発

■老朽化したインフラの刷新

資源: MEO Australia(豪・石油)

エネルギー: Havana Energy(英・バイオマス発電)、

Hive Energy(英・太陽光発電)

インフラ: Sinara Group(露・鉄道車両)、JSC Azimut(露・空港管制システム)、Royal IHC(蘭・浚渫)、Bouygues Batiment International・Aéroports de Paris(仏・空港拡張及び運営)、中国交通建設股份有限公司(中・港湾建設)

(⑤営業・情報収集強化を図る動き)

■支店(Sucursal)の開設

■代理店・ショールームの設置など

支店開設: 三菱商事、前川製作所、丸紅

代理店・ショールーム設置: Viglacera(ベトナム・陶磁)、Catapillar(米・建機)

衣料品販売: PUNTO FA, S.L.(西・Mangoブランド)

(その他)

文化・娯楽: Netflix(米)、Original Film・One Race Films(米・Fast8)、Hasbro Studios・di Bonaventura Pictures(米・Transformers)、Cuba International Network(米)

コンサルティング: WPP(米)、Akin Gump(米)

食品輸出: Nestle(スイス)

バイオ・医薬品: Bioven(マレーシア)、成都高新区管理委員会(中)

さいごに：日本企業のビジネス機会をどうみるか

- キューバのビジネス環境はこれまでから大きく変わっていないが状況が変わる可能性も。
- 民需を狙ったビジネスは欧米勢にも容易ではない。また、汎用品貿易は競争が激しい

キューバの価値



未開拓市場・(特に米国にとっては)地政学的意義

今は原油が安い、油
価が上がれば市場を開
放せざるを得なくなる。



市場規模は小さいが、モノ
が圧倒的に不足しているの
で一定の価値はある。

ホテル
日用品
原油
ニッケル

欧米の「収奪型」ビジ
ネスは既にキューバ
に入り込んでいる



リテールビジネスは
欧米勢にも難しい
金持ちはたくさんいる。しか
し、資本主義的なカネの使
い方ができないようにバイ
ンド。例：自動車の価格



日本企業のビジネスチャンス

非汎用品貿易 GGベースの商売

汎用品貿易
は競争が激
しい

- 汎用品の場合、商社は高い利潤率を付けて売る。割り引いてL/Cを売ってもサバイバル可能なレベルまで。
- 機械類であれば国営企業から横流しが横行。それを修理して使うことが多く、新品は売れない。

- 非汎用品の場合は日本企業の立場が強いが、汎用品の場合は代わりが効くので「長期の支払猶予」につながる。
- 日本に競争力のある汎用品は可能性あり。
- ODAであれば代金回収の心配がない。

例：自動車

- リテールは難しい。
- しかし、観光省傘下の国営企業向けのビジネスであれば代金を回収できる。

直接投資は今の
ところ難しい？

投資協定、中長期
貿易保険、中長期
融資といった枠組み、
スキームが必要と
の声聞かれる。

さいごに：世界腐敗度認識指数は年々改善している

- キューバにも腐敗・汚職は存在する。
- キューバは、トランスパレンシー・インターナショナルが毎年発表する「世界腐敗認識指数」においては年々スコア、順位を上げている。

世界腐敗認識指数 (Corruption Perceptions Index)

| | 順位 | | | | スコア | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|-----------|------|
| | 14年 | 15年 | 16年 | 増減 | 14年 | 15年 | 16年 | 増減 |
| 日本 | 15 | 18 | 20 | ▼ | 76 | 75 | 72 | ▼ |
| バルバドス | 17 | - | 31 | n.a. | 74 | - | 61 | n.a. |
| チリ | 21 | 23 | 24 | ▼ | 73 | 70 | 66 | ▼ |
| ウルグアイ | 21 | 21 | 21 | ＝ | 73 | 74 | 71 | ▼ |
| コスタリカ | 47 | 40 | 41 | ▼ | 54 | 55 | 58 | ▲ |
| キューバ | 63 | 56 | 47 | ▲ | 46 | 47 | 60 | ▲ |
| ブラジル | 69 | 76 | 79 | ▼ | 43 | 38 | 40 | ▲ |
| ペルー | 85 | 88 | 101 | ▼ | 38 | 36 | 35 | ▼ |
| コロンビア | 94 | 83 | 90 | ▼ | 37 | 37 | 37 | ＝ |
| パナマ | 94 | 72 | 87 | ▼ | 37 | 39 | 38 | ▼ |
| ボリビア | 103 | 99 | 113 | ▼ | 35 | 34 | 33 | ▼ |
| メキシコ | 103 | 95 | 123 | ▼ | 35 | 35 | 30 | ▼ |
| アルゼンチン | 107 | 107 | 95 | ▲ | 34 | 32 | 36 | ▲ |
| エクアドル | 110 | 107 | 120 | ▼ | 33 | 32 | 31 | ▼ |
| ドミニカ共和国 | 115 | 103 | 120 | ▼ | 32 | 33 | 31 | ▼ |
| パラグアイ | 150 | 130 | 123 | ▲ | 24 | 27 | 30 | ▲ |
| ベネズエラ | 161 | 158 | 166 | ▼ | 19 | 17 | 17 | ＝ |

(注) 2014年は175カ国中、2015年は168カ国中、2016年は176か国中の順位。

(出所) トランスパレンシー・インターナショナル

さいごに：今後の見通し

- 国内の政治体制は、世代交代の準備が着実に進められており、社会主義体制を堅持するとみられる。
- 国内経済は、資源価格の下落、経済制裁による慢性的な外貨不足、対外債務返済の負担増などにより投資に資金が回らず厳しい状況。外国直接投資に力を入れるようになった。
- 頼みのベネズエラの経済情勢が悪化。安価な原油の提供が減少して厳しい状況にある。
- 外交は、トランプ政権の発足で今後の米玖関係の不透明感が増した。

| 国内政治 | 国内経済 | 海外経済 | 外交 |
|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 2016年4月の第7回共産党大会では社会主義路線の堅持を確認。 • ラウル・カストロ国家評議会（兼閣僚評議会）議長は2018年に退任予定。共産党第一書記は2021年に退任予定。 • カストロ議長の後継者としてディアスカネル国家評議会第一副議長が有力視されている。同氏を中心とした集団指導体制へ移行か。 • カストロ議長や革命世代が完全引退するとみられる。2021年以降も社会主義路線は継続するとの見方がある。 | <ul style="list-style-type: none"> • 資源価格の下落により輸出が大幅な落ち込み。投資に回す資金が不足している。 • パリクラブ合意を受けて中長期債務の返済を2016年10月より開始。返済の負担が重く、外貨不足は深刻さを増すとの見方がある。 • 2016年には、国営企業から代金支払猶予の延長や出荷停止要請があるなど、海外からの調達を控える動きがみられた。 • 外国投資誘致にこれまで以上に力を入れている。 | <ul style="list-style-type: none"> • 原油価格の下落を背景にベネズエラ経済が悪化。ベネズエラからキューバへの安価な原油の供給が減少。2016年には停電が頻発するエネルギー危機が発生。 • 省エネ、ロシア、アルジェリアへの原油援助要請、新たな融資国（サウジアラビアなど）の開拓を目指している。 | <ul style="list-style-type: none"> • トランプ政権の発足で、オバマ政権のような一方的な経済制裁の緩和が望めない状況に。 • トランプ政権は、さらなる関係の改善には、人権問題などでキューバ側の譲歩を強く求める見通し。 • 米玖関係の不透明感が増す一方で、欧州、ロシアなどがキューバに接近している。 |



経済改革を加速せざるを得ない状況に？

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170001>

本資料に関する問い合わせ先:
日本貿易振興機構(JETRO)
海外調査部米州課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel: 03-3582-4690

http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/

禁無断転載